

令和3年第3回屋久島町議会定例会会期日程

自8月18日・至8月27日（10日間）

月 日	曜	会議別	日 程
8月18日	水	本会議	○開 会 ○一般質問
19日	木	本会議	○一般質問
20日	金	本会議 委員会	○一般質問 ○各常任委員会
21日	⊕	休 会	
22日	⊕	休 会	
23日	月	委員会	○産業厚生常任委員会
24日	火	委員会	○決算審査特別委員会
25日	水	休 会	
26日	木	休 会	
27日	金	本会議	○最終本会議

令和3年第3回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和3年8月18日

令和3年第3回屋久島町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年8月18日（水曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第70号 財産の取得について
- 日程第6 議案第71号 屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第72号 屋久島町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第8 議案第73号 屋久島町だいき寄附条例の一部改正について
- 日程第9 議案第74号 屋久島町手数料条例の一部改正について
- 日程第10 議案第75号 屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第76号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第77号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第78号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第79号 令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第80号 令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第81号 令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第82号 令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 報告第2号 令和2年度決算に基づく屋久島町上水道事業特別会計ほか2特別会計（公営企業）に係る資金不足比率の報告について
- 日程第19 議案第83号 令和2年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第20 認定第1号 令和2年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について
- 日程第21 認定第2号 令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定について

- 日程第22 認定第3号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定について
- 日程第23 認定第4号 令和2年度屋久島町電気事業特別会計決算認定について
- 日程第24 令和3年陳情第7号 図書館での本の貸借に関する陳情（借りる本を既読しているかどうかの確認について）
- 日程第25 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
1番 中馬慎一郎	<p>1. 屋久島の今後の観光政策について見解を問う</p> <p>(1) 屋久島観光協会が自主的な財源を確保するためのシステム構築や人材育成、新たな事業計画を補助するための先行投資は町の責任でやるべきではないか。</p> <p>(2) アウトドア企業などが地域に拠点を置き展開をする包括連携協定についてどう考えるか。</p> <p>(3) 登山客が環境保全に寄付していただいた山岳部環境保全協力金の還元サービスとしての協力店制度の課題と見直しについての見解を問う。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
14番 寺田 猛	<p>1. 空路・海路の交通体系の拡充について</p> <p>(1) 奄美・琉球の世界自然遺産登録が決定し、今後、屋久島との広域的な連携の必要性の観点から、空路・海路の交通体系のさらなる拡充を検討し、関係機関に働きかけるべきと考えるが、現状と今後の展望についての見解を伺いたい。</p> <p>2. 口永良部島地区での地域おこし協力隊等の募集拡充について</p> <p>(1) 人口減少・少子高齢化が急速に進む当地区の現状を踏まえ、地域コミュニティ維持の観点から地域おこし協力隊や、集落支援員等の募集を拡充すべきと考えるが見解を伺いたい。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p>

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	計屋正人君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君
建設課参事 （農村整備担当）	日高望君	総務課統括係長	木原幸治君
観光まちづくり課 統括係長	日高雅和君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから令和3年第3回屋久島町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋義友君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、上村富士高君、6番、渡邊千護君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（高橋義友君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から8月27日までの10日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から8月27日までの10日間とすることに決定しました。

なお、会議日程につきましては、お配りしてあるとおりです。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（高橋義友君）

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

△ 日程第4 行政報告

○議長（高橋義友君）

日程第4、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

第3回屋久島町議会定例会の開会に当たり、第2回定例会以後の町政を取り巻く状況について御報告いたします。

始めに、新型コロナウイルス感染症防止関係について御報告いたします。

第32回オリンピック競技大会は、熱闘の17日間を終えました。メダルラッシュの中、一流選手の躍動に一喜一憂し、まさにスポーツから感動と勇気を与えていただきました。

一方で、コロナ禍での開催は、感染者数の抑制とはならず、医療体制への負担を減らすことはできませんでした。長期間、日夜にわたり献身的に加療、ワクチン接種に当たっていただいている医療従事者の皆様に、改めて感謝の意を表するとともに、引き続きの御尽力をお願いするところです。

鹿児島県内も8月13日には、感染拡大の警戒基準における感染状況の段階をステージ4に引き上げるとともに、初めて県独自の緊急事態宣言を発令し、さらに、政府は8月20日から9月12日を期間とするまん延防止等重点措置を適用することとなりました。

本町においては、夏休み前の7月21日に、さらに8月12日、13日と感染防止への協力に係る町長メッセージをホームページと防災無線で発出したところです。

しかし、8月7日から30名の感染が確認され、町内発生感染者数の累計は60例となりました。うち県に認定された屋外での会食を原因としたクラスターの感染者数は20名となり、改めて感染の広がりや速さに驚きと不安を感じさせられました。患者の症状が改善し、一日も早く終息に向かうことを切に願うところです。

また、1名の職員の感染もあり、御心配をおかけしましたが、業務に支障がないよう、消毒、職員配置の対応をいたしました。

今後の対策といたしましては、町民体育祭を始め、駅伝大会など、多くの町主催の恒例行事の中止に御理解を頂くとともに、基本的な対策であるマスク着用、手指消毒、3密回避のほか、バーベキューを含め、大人数での長時間にわたる会食は、ぜひ自粛をお願いしたいと思います。

そして、感染しない、させない、もう一步踏み込んだ対策に御協力いただきますようお願いいたします。

町民の皆様が期待をされている町内のワクチン接種状況は、8月17日時点で、1回目が65.19%、2回目が54.98%となっており、うち65歳以上の高齢者の接種率は、1回目が87.06%、2回目が85.25%となっております。現在、30代の接種に向けて接種券を発送しており、また、事業所ごとの接種も、これまで114事業所、854名が接種を終えています。

本町では、従前からワクチン供給量に沿い、対象者の希望を尊重し、計画的に実施しているところです。引き続き、接種を希望される方が、できるだけ早期に接種できるよう、関係機関と連携をして取り組んでまいります。

次に、8月7日に接近した台風9号におきましては、早くから動きが遅く、台湾周辺で熱帯低気圧になるとの予想、暴風域を伴わないものでありましたが、空家住宅の倒壊などの想定外の事案が発生をしました。

また、8月11日以降、九州各地で発生している豪雨災害は、本町においても、いつ発生するか分からない状況でもあります。

防災対策については、被害を最小限に食い止められるよう、情報共有を図り、個人、集落、行政が連携した対応に取り組むたいと思っております。

以上で、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第5 議案第70号 財産の取得について

○議長（高橋義友君）

日程第5、議案第70号、財産の取得についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和3年第3回屋久島町議会定例会に提案いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、契約案1件、条例改正案6件、補正予算案6件、報告1件、その他案1件、認定案4件の計19件であります。

それでは、議事日程に従いまして御説明いたします。

まず、議案第70号、財産の取得につきましては、児童の教育環境の向上を図るため、経年劣化により、腐食、損傷していた学校遊具及び体育設備の一部を更新しようとするものであります。

4者を指名し、7月29日に指名競争入札を執行した結果、2,187万9,000円で落札をしました、有限会社文昌堂代表取締役濱田一弘と物品売買契約を締結しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋義友君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（眞邊真紀君）

もろもろ鉄棒とかブランコ、契約されるんですが、これ今設置されている腐食している分のブランコ、鉄棒等の撤去と、あと新しく購入する分の設置です。コンクリートで固定したりすると思うんですが、その辺は別の契約になるんですか。それも入れてですか、お聞かせください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○教育総務課長（長 美佐子君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

撤去、設置費用全てにおいて、この契約の中に含まれております。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて、採決します。

お諮りします。

議案第70号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、議案第70号、財産の取得について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第70号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

- △ 日程第6 議案第71号 屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- △ 日程第7 議案第72号 屋久島町個人情報保護条例の一部改正について
- △ 日程第8 議案第73号 屋久島町だいき寄附条例の一部改正について
- △ 日程第9 議案第74号 屋久島町手数料条例の一部改正について
- △ 日程第10 議案第75号 屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第11 議案第76号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第12 議案第77号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第13 議案第78号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第14 議案第79号 令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第15 議案第80号 令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第16 議案第81号 令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第17 議案第82号 令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋義友君）

日程第6、議案第71号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから、日程第17、議案第82号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの12件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、議案第71号から議案第82号について、御説明いたします。

まず、議案第71号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましても、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第72号、屋久島町個人情報保護条例の一部改正につきましても、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されること及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第73号、屋久島町だいき寄附条例の一部改正につきましても、寄附者の社会的投資を具体化する事業として、交流人口の増加に資することを加えるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第74号、屋久島町手数料条例の一部改正につきましても、個人番号カードの発行及び発行事務に関する手数料の徴収は、地方公共団体情報システム機構が行うこととなったことにより、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第75号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましても、家庭的保育事業が継続的に提供されるよう、保育所等の連携確保などについて、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第76号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましても、地域型保育事業の基準となっている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第77号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）につきましても、歳出予算において、人事異動に伴う人件費の調整を行ったことから、各項目において、人件費の増減が生じております。

目的別につきましても、総務費では、昨年の本庁舎への落雷発生に鑑みて、避雷設備及び避雷器整備に係る経費、離島開発総合センターホール内の改修、旧支所周辺にぎわい創出事業基金への積立、新型コロナウイルス感染症の景気対策として、地方創生臨時

交付金を活用した町民1人当たり5,000円の商品券発行に係る経費など、民生費では、尾之間支所の4台の空調機器を、縄文の苑やこまどり館に移設する費用、令和2年度に感染症の景気対策として実施したひとり親世帯臨時特別給付金の実績に伴う返還金などを、衛生費では、感染症対策として、栗生診療所に生体情報モニターを整備するための繰出金、火葬場への落雷を抑制するための設備整備費、口永良部島の簡易水道事業に係る経営戦略策定のための繰出金、新ごみ焼却場建設及び最終処分場延命化のための炭化物の飛灰処分に係る経費などを、農林水産業費では、地方創生臨時交付金を活用した荒茶加工施設への燃料費補助金、平野堆肥センターやぼんたん館等の各種施設の修繕費及び農業施設の復旧費などを、商工費では、春田浜海水浴場の休憩施設及び監視台の整備などを、土木費では、集落内の道路整備や危険箇所の整備、河川の護岸整備などに要する修繕や工事に係る経費などを、消防費では、南北両分遣所における医療廃棄物処分に係る費用増加に伴う負担金、消火栓設置に係る経費、尾之間支所解体を見据えた電波調査のための経費などを、教育費では、口永良部島教職員住宅の修繕料、小中学校における感染症対策としての各種消耗品や備品購入に要する経費、各地区公民館の維持補修のための経費などを、災害復旧費では、中間用水路、中間2号幹線、湯泊春田牧線などの復旧経費を、公債費では、平成25年から26年に実施した消防救急デジタル無線整備に係る地方債の繰上償還に要する経費を、予備費では、最近の局地的豪雨による災害など、予見しない事態に対する経費として計上いたしました。

財源としましては、地方交付税、国庫支出金、基金繰出金などを充て、歳入歳出それぞれ5億2,149万1,000円を追加し、予算の総額を110億9,517万円にしようとするものであります。

次に、議案第78号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、公営企業会計の適用拡大の流れの中、中長期的に経営の基本計画である経営戦略の策定に要する経費及び鹿児島県が実施する金ヶ迫川の工事に伴い、町が受託する橋梁添架工事の経費を計上いたしました。

財源としましては、一般会計からの繰入金及び鹿児島県からの補助金などを充て、歳入歳出それぞれ471万5,000円を追加し、予算の総額を937万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第79号、令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、繰越金の確定に伴う基金への積立及び公用車の車検に要する経費を計上いたしました。

財源としましては、繰越金などを充て、歳入歳出それぞれ2,341万7,000円を追加し、予算の総額を18億4,948万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第80号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に

つきましては、人事異動に伴う人件費の調整、介護保険制度改正に伴うシステム改修に要する経費、基金積立経費、実績に伴う国、県、支払基金への償還金を計上いたしました。

財源としましては、保険料及び繰越金などを充て、歳入歳出それぞれ5,672万8,000円を追加し、予算の総額を15億2,056万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第81号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、休日におけるコロナワクチン接種実施のための時間外勤務手当、栗生診療所における感染症対策のための生体情報モニター整備に係る経費を計上いたしました。

財源としましては、一般会計からの繰入金及びコロナワクチン接種に係る使用料などを充て、歳入歳出それぞれ190万3,000円を追加し、予算の総額を1億7,547万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第82号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出の予定額において、収入は保険金の受入れなどの雑収益として256万7,000円を追加し、収入の総額を3億7,102万4,000円にしようとするものであります。

支出では、人事異動等により、人件費の調整、次回の新船建造に向けた基金の積立、減価償却費の精査の結果により4,132万7,000円を減額し、支出予算の総額を3億6,654万8,000円にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○10番（小脇清保君）

始めに1つだけ、このコロナの発生状況の中で、ご神山祭りが順延になって21日になっていました。それがさらに順延ということなんですが、こういう状況の中でこれ順延じゃなくて中止という選択肢はないのか、何か中止できない理由があるのでしょうか、それをまず1つ伺いしておきます。

それでは、10ページの工事請負費の中で本庁舎避雷設備工事というのが出てきておりますが、この前の落雷の影響の修理だと思うんですが、建設設計時点では、この庁舎には避雷針はあったのでしょうか、なかったのでしょうか。それをまず1つ伺いしておきます。

それから、23ページの備品購入費の中で感染症対策用品としてタブレット、これ感染症対策用品というのはどんなものか御説明いただくとともに、タブレットはこれで見

童に行き渡るのでしょうか、この2点をお伺いします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○政策推進課長（三角謙二君）

小協議員の御質問にあります10ページの避雷針の件なのですが、当初設計では、この庁舎の高さ、木造でこの高さの場合には、設計上もう必要ないというような判断の下に避雷針はつけておりませんでした。

○議長（高橋義友君）

ほかに執行部。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

ご神山祭りは中止にならないのかということで御質問がありましたが、これは、町は補助金を出している関係で、実行委員会の委員にもなっております。実行委員会がありますので、そこで今協議をちょっとさせていただいて、町としては、当初から中止をできないかということであったんですけども、委員の中から、こういう時期ではあるんですけども、やはりこういう時期だからこそやりたいという意見もありまして、規模を縮小して、夜店等は出さずに実施をするということで現在進めております。ただ、ここにきまして感染者もかなり増えてきておりますので、そこについては、早急に協議をしたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋義友君）

3点目について。

○教育総務課長（長 美佐子君）

23ページの備品購入のことですが、タブレットに関しましては、今回の購入で、小中学生全てに1人1台ずつ行き渡るというふうに計画しております。

あと感染症対策の備品につきましては、保健室のベッドでありましたりとか、換気のためのサーキュレーターとかの購入を予定をしております。

以上です。

○10番（小脇清保君）

建物の高さとかそういうもので、避雷針の必要がないということでつけなかったということですが、これは大きなミスだろうと思うんです。これだけ20億円もかけて、しかも、雨のひどい屋久島です。雷もしょっちゅう起こる。そういう面では、当初の設計の中に避雷針がなかったということは、担当課のミスだろうとは思いませんか。

それと、ご神山祭り、これは町長、やっぱりこれだけコロナが流行って、密を避けなさいと町が指導している手前、花火をやったら密が起こります、どんなに規模を縮小し

ても。これは、もう町長の英断で中止ということが私は必要だと思うんですが、規模を縮小して、担当課長に聞いたところでは売店も出さないような保健所の指導もあってということですけども、やはり、ここは町長の決断で中止と、各集落全て中止しているんです、小さな祭りも。コロナが発生しないという自信があるのであれば構いませんけれども、どうでしょうか、町長、御英断いただけませんか。

○町長（荒木耕治君）

町内のクラスターが発生する前の状況で、夜店等、要するに人が集まることを避けて、神事と花火とやりたいということでしたんで、会場にも人を入れなくて、役員関係ですか、もう神事、これは、一つはご神山は厄を払うというのも祭りの趣旨にもありますんで、そういうのも含めて、先程課長が言ったように、こういう時期だから、そういう厄払いも含めてやらせてもらえないかという話があったんで、なるべくそういうものを、密にならないようにということで、じゃあ許可をしたと。

ですが、今回、悪天候で延びて、その後クラスターが出て、今、議員がおっしゃるように、こういう状況下の中でどうだろうかとすることは、実行委員会と再度話をしてみたいというふうに思っています。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（眞邊真紀君）

議案第77号、一般会計補正予算案について、2点ほど質問します。

15ページの衛生費、目の2です。ごみ処理施設管理費の中で、委託料、町有施設管理委託費のマイナス660万円のこの理由と。

あと18ページ、商工費で目の3、観光施設整備費、こちらの工事請負費の中で、春田浜海水浴場の監視台と休憩場の整備費が計上されていますけど、これ、今現在あるものを撤去して新しいものを建てるんだと思うんですが、どういうものを具体的に建てるのか教えていただきたいです。その2点お願いします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○生活環境課長（矢野和好君）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、ごみ処理施設管理費の中の町有施設委託660万1,000円の減額であります、これにつきましては、クリーンサポートセンターの管理委託料の入札による執行残でございます。

この理由といたしましては、クリーンサポートセンターの管理委託料につきましては積算方法につきましては当初予算のときにでも説明いたしました、廃棄物の処理及び

清掃に関する法律施行令に規定しておりますとおり、委託料が受託業務を遂行するに足りる額であることということを念頭に置きまして、委託料の積算をしているところであります。

年間の稼働日数、これも算定をいたしまして、業務責任者でありますとか、班長でありますとか、リサイクルの作業員でありますとか、それぞれの分担に分けて国土交通省が設定をする労務単価を参考に、それぞれの労務単価を設定した上で、それぞれの作業日数を乗じて、直接人件費を算定をしております、それに必要な管理運営費を合算し、また、消費税相当額を乗じて、業務委託料というものを予算計上いたしまして、当初予算で議決を頂いたところでございます。

最初に申し上げましたとおり、今回の減額につきましては、入札による執行残であります。入札額は、入札者の積算方法というのがあると思いますので、その内訳というものは分かりませんが、契約書及び、また、仕様書によりまして、適正に業務が遂行されているということは確認いたしておりますので、問題はないというふうに思っております。今回の減額につきましては、そういうことでございます。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

眞邊議員の質問にお答えします。

18ページの観光施設整備費の中の工事費でございますが、6月に春田浜につきましては、トイレ、シャワー棟につきまして整備をしまして100万円の予算をつけていただいて、もう完了したところであります。

それと同時に、今の工事請負費の前に、休憩施設のほうもかなり爆裂等がひどくて緊急度が高いということもありまして、今回、事業費の修繕料のほうで、そちらのほうも改修する経費として上げております。関連しまして、今回、監視台につきましても、かなり老朽化が進んで、上階のほうは材が抜け落ちるような危険性があり上がれない状況でありますので、今回、緊急度が高いということで改修をしまして、新たにまたいすき基金を充当して、新しいものを設置をしたいというふうに考えております。

もう一点、工事費の中で楠川岳参りお休み処の解体撤去工事がございますが、これにつきましては、もともと縦走する方はほとんど機能されていないと思うんですけども、岳参りとしては機能をしておると思っておりますが、特定の人たちが利用したりとかいうのはあるんですけども、状況としまして、ちょっとごみそのまま放置されたりとかいう状況でありましたので、区のほうに相談をして、解体の話をしたところ、区としても区議会で諮ったところ、必要はないといいますが、町からの条件としましては、区のほうでもし維持するんであれば、光熱水費等を持っていただけないかと話したところ、区議会では、そこまではということになって、今回解体するということになっております。

○2番（眞邊真紀君）

春田浜海水浴場のその監視台は、今設置されているものと同等のもの、物見台みたいに高く、もちろん監視台ですからなっています。同じようなものを設置するのか、ちょっと具体的にお聞かせいただきたいのと、あと楠川のトイレです。あそこ駐車場もないので道脇に止めて、車の方は利用するし、観光客には非常に目につきにくいのかなって感じなんですけど、宮之浦の公衆トイレ、町のトイレです。ふれあいパークまで、やっぱり割と距離があるなという中で、町が所有するトイレが1つなくなるのというのが非常にやっぱり観光地として痛いかなと思うんです。町として、あるいは課として、新しくトイレをどこかに造る、あの区域に造るとかという計画は一切ないんですか。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

今の御質問にありましたトイレの件につきましては、うちの所管としまして、山岳部におきましても、里地におきましてもかなりのトイレを維持管理をしております。その維持補修に係る経費というのでもかなりの額がありまして、できるのであれば、こういった先程の楠川のような状況を踏まえて、少しずつでも減らしていければというふうな考えで区と協議をしての今回の結果となっております。

それと、春田浜の監視所につきましては、構造につきましては、具体的にはまた、今後今あるものがちょっと、かなりの年数がたって腐食はしておりますけども、腐食しないような構造のものをということでは考えてはおります。

○2番（眞邊真紀君）

トイレについての考え方が、やっぱり住民の方、あるいは観光客の方とまると逆な考え方をもちなんだなということがはっきり分かりました。当然、トイレを設置していると、管理もすごく大変ですし、今、どちらかという、区のほうにその管理を任せるという考えがすごく強くなっていると思うんです。本来は、その観光が基幹産業の町で、やはり誰でも排泄はするので、観光客がやっぱりきちんと安心して町の中を観光できるように、トイレの整備というのは幾らお金かかっても、本来は洋式トイレです。和式のところまだ多いですけど、するべきだと思うんです。

今のお考えは十分分かりましたので、今後また何か考えが浮かびましたら提案していきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（日高好作君）

コロナ感染について、二、三点伺います。

町民の間で、今、感染者が出ると、町内におきましてという、そういう放送の仕方な

んですけど、町民数人から私も、せめて校区ですか、その付近は言ってもらえないのかというような、やっぱり町全体でありますと、いつ誰とどういう接触があるか分かんない現状で、せめてこの校区ごとでも情報が得られたら、また注意の仕方もあるんじゃないかなというような。担当はいないんですか。答えられますか。そういうふうなこと。

それと、葬儀場ですか。これが10人までの制限ということで、飲食なし、そういう飲食なしは別にあれなんですけど、10人という人数の、町のほうで10人にしてくださいというようなことだということなんですけど、そこら辺の10人にした理由とか、そういったものがありましたらちょっと。

それと、教育現場での今後のワクチン接種ですか、どのように考えておられるのか。一部には、18歳未満の人には接種させないような、そういう動きといたしますか、そういったものもありますが、その辺について見解を伺います。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

コロナ関連で大体地区が分からないかということなんですけども、まず、県からの屋久島町への報告につきまして、大体年代と男性か女性か、あと屋久島町在住かどうかということしか報告が来ません。なので、どここの誰々さんがということは、まず報告が来ないので、我々としても広報する場合にどここの方というのが分からない状態なので、そこら辺を、一応県のほうには、そこまで出してくれないかということなんですけども、やはりそこを出すと誹謗中傷の対象になったりとか、いじめの対象になったりとかするので、そこは出せないとはっきり言われております。そういうことでありますので、また今後もそういう広報の仕方になっていくと思います。

以上です。

○生活環境課長（矢野和好君）

2点目の火葬場での10人の人数制限でありますけど、ここの点につきましては、大変最後のお別れということで心苦しいところがあるんですけど、やはり葬儀になりますと、大げさにいえば、全国から集まってくるということもありまして、やはり、その辺で人数制限をしないと広がっていくんじゃないかという懸念がありまして、人数を10名ということで区切らせていただいております。本当、最初申し上げましたとおり、心苦しいんですけど、そういうことで御理解いただきたいというふうに思います。

○教育長（塩川文博君）

先程の教育現場での小中学生のワクチンの接種ですけど、もう希望者がおれば、そして、順番が回ってくれば当然接種はしていただくということになります。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから、議案第82号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの12件については、お手元に配付してあります議案等の委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業厚生常任委員会は第2委員会室を、それぞれ充てます。

△ 日程第18 報告第2号 令和2年度決算に基づく屋久島町上水道事業特別会計ほか2特別会計（公営企業）に係る資金不足比率の報告について

○議長（高橋義友君）

日程第18、報告第2号、令和2年度決算に基づく屋久島町上水道事業特別会計ほか2特別会計（公営企業）に係る資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、報告第2号について御説明いたします。

報告第2号、令和2年度決算に基づく屋久島町上水道事業特別会計ほか2特別会計（公営企業）に係る資金不足比率の報告につきましては、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、令和2年度決算に基づく上水道事業、農業集落排水事業、船舶事業の3特別会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて、当該資金不足比率を議会に報告するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋義友君）

これより質疑を行います。

報告については質疑のみとします。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

- △ 日程第19 議案第83号 令和2年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分について
- △ 日程第20 認定第1号 令和2年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について
- △ 日程第21 認定第2号 令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- △ 日程第22 認定第3号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定について
- △ 日程第23 認定第4号 令和2年度屋久島町電気事業特別会計決算認定について

○議長（高橋義友君）

日程第19、議案第83号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第23、認定第4号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計決算認定についてまでの5件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第83号並びに認定第1号から認定第4号につきまして御説明いたします。

まず、議案第83号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分につきましては、令和2年度決算における未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、認定第1号、令和2年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定につきましては、令和2年度決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の監査意見を付して、議会の承認を求めるものであります。

収益的収入及び支出におきまして、水道事業収益は2億5,825万222円、水道事業費用は4億6,674万981円で、損益計算書での当年度利益は4,359万8,054円となりました。

資本的収支におきましては、収入が1億6,300万円で、支出が2億234万1,284円となりました。

次に、認定第2号、令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定につきましては、収益的収入及び支出におきまして、農集排水事業収益は1,432万6,239円、農集排水事業費用は4,051万6,666円で、損益計算書での当年度利益は137万7円となりました。

資本的収入及び支出におきましては、収入が2,392万4,000円で、支出が2,389万3,170円となりました。

次に、認定第3号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定につきましては、収益的収入及び支出におきまして、収益的収入は4億8,554万9,887円で、収益的支出は2億7,729万1,120円で、損益計算書での当年度利益は、1,511万2,376円となりました。

資本的収入及び支出におきましては、資本的収入が5億8,051万2,000円で、資本的支出が4億8,513万7,767円となりました。

次に、認定第4号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計決算認定につきましては、収益的収入及び支出におきまして、電気事業収益は6億6,901万8,447円で、電気事業費用は6億335万6,698円で、損益計算書での当年度利益は4,826万8,831円となりました。

資本的収入及び支出におきましては、資本的支出が5,518万6,444円となり、建設改良積立金、損益勘定留保資金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で全額を補填をしました。

以上で説明を終わります。認定案につきましては、それぞれ監査委員の意見を付して提案をしております。御審議の上、議決並びに認定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより、議案第83号から認定第4号までの5件に対し総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第83号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてから、認定第4号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計決算認定についてまでの5件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置して審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号から認定第4号までの5件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、相良健一郎君、岩山鶴美君、上村富士高君、石田尾茂樹君、

榎光徳君、緒方健太君、日高好作君、大角利成君、以上の8名を指名したいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、ただいま指名しました8名を選任することに決定しました。

これから委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長を互選していただきます。また、同条例第9条第1項の規定により、決算審査特別委員会の招集日を本日とし、委員会の場所を第1委員会室に定めます。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時04分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

決算審査特別委員会委員長に榎光徳君、同じく副委員長に大角利成君、以上であります。

審査の場所は第1委員会室を充てます。

△ 日程第24 令和3年陳情第7号 図書館での本の貸借に関する陳情（借りる本を既読しているかどうかの確認について）

○議長（高橋義友君）

次に、日程第24、令和3年陳情第7号、図書館での本の貸借に関する陳情（借りる本を既読しているかどうかの確認について）を議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

審査の場所は、議案審査と同じ場所とします。

しばらく休憩します。午後の部は1時30分から再開いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午後 1時30分

△ 日程第25 町政に対する一般質問

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第25、町政に対する一般質問を行います。順番に発言を許します。始めに、1番、中馬慎一郎君に発言を許します。

○1番（中馬慎一郎君）

お疲れさまです。貴重な時間をいただきまして、通告に従い、一般質問のほうをさせていただきます。

その前に、屋久島町でもコロナ感染が広がる中、昨日は鹿児島県全体でも245件の感染者と過去最高の感染者が出ました。感染者御本人の早い回復と、御家族の方の心労もさぞかし大きいと思われます。一日も早い回復を祈りたいと思っております。

本日の質問は、屋久島の今後の観光政策について町の見解を問うというものです。

今はコロナ禍の中、なかなか次の観光政策というのにどうしても話を持っていきにくい時代であります。このコロナが始まる前から屋久島の観光について、どうあるべきかという議論はずっと続いておりました。その中、屋久島観光協会が屋久島の観光の柱となる団体であるという立場は変わらないと思うんですが、今、町からの補助1,200万円というものがどうしても人件費や維持管理で終わってしまうと。

やはり次の観光政策を作っていく上でのシステムの構築や人材育成、新たな事業計画への補助、これについて先行投資という形で町の責任があるのではないかと思うんですが、その辺りの見解を聞きたいと思ひます。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

中馬慎一郎議員の質問にお答えをします。

屋久島観光協会の自主財源確保や人材育成等に対する先行投資につきまして、具体的には観光協会職員が旅行業法の資格を取得するための講習費用の補助や、観光協会職員の待遇改善に向けた町からの補助と理解をしておりますが、まず、旅行業法に基づく資格、正式には旅行業取扱管理者ですが、この資格取得あるいは旅行業登録に関して法的側面も踏まえて考えを述べさせていただきます。

観光協会が自主財源確保を図ることは大変意義のあることであり、必要な人材の確保も重要であると認識をしております。自主財源確保の一環として、例えば町内の観光地

巡りと体験メニューをセットにした着地型旅行商品の販売を想定をされていることと存じます。

御存じのとおり着地型旅行商品の企画や販売を行うためには、旅行業法に基づき旅行業登録と旅行業取扱管理者の配置が必要となります。旅行業取扱管理者は試験に合格すれば取得できますが、屋久島観光協会は任意の団体であり、法人格を有しないことから旅行業登録はできないものと考えます。

観光協会として旅行業登録ができない以上、有資格者を確保したとしても意味がありませんので、着地型旅行商品の企画、販売を実現するためには、まず観光協会が法人格を取得する必要があるとございます。しかしながら一昨年公益財団法人を解散したところであり、難しい状況であると考えられます。したがって、本件に対し、町が補助することは現時点においては困難であると言わざるを得ません。

財政健全化計画の下、健全化に向けて努力されてきたことは理解をいたしますが、自主財源の確保というところでは、まずは会員増加による基本的な会員収入の増加を図っていただきたいと思っております。併せて会員増加による事業者集結の下、主体的な観光業の担い手として活動を進めていただきたいと思っております。また、観光案内窓口の一本化等、効率化によるさらなる歳出削減も必要ではないかというふうに考えております。

○1番（中馬慎一郎君）

まず、窓口業務についてですが、やはり観光の基本というのは、人と人、やはり挨拶を通じてお客様と接し、お客様に屋久島の説明をし、そういう窓口業務というのがやはり基本にあると思っております。屋久島観光協会は3つの窓口があります。確かにその辺の精査も必要かもしれませんが、今年（令和3年）の鹿児島県の観光連盟の優良従業員表彰を受けるなど、非常にサービスのよい窓口業務をしていると私は思っております。窓口を減らすということはやはりそれだけ観光客に対してもサービスの劣化、落度になるかと思っておりますので、窓口業務を減らすというのであれば、観光協会に代わって何らかの形でやはり空港、港、それぞれの玄関口に観光に関するインフォメーションサービスは必要だと思っております。

それを旧上屋久町、旧屋久町時代からその窓口をしていたのが観光協会であり、その屋久島の観光の顔としてやってきたということとございますが、窓口業務はそういうことで何としても残していきたいというのが、今の観光協会理事会でも意見が統一されているところであります。

それに加え先程言われた観光協会が法人格を持たない団体であるのはもうそうなんです、旅行業法の旅行サービス手配業というのがあります。鹿児島県の観光課に聞くと、確かに法人格がないとこういう手配業はできないんですが、また個人格で例えば観光協会の会長の個人の名義、名前でこの旅行サービス手配業というのは取ることができると

いう回答を県の観光課からもいただきました。法人格があったほうが社会的な信用やそういうものが得られやすいし、安定した運営につながるかもしれませんが、やり方は色々あると思っています。個人で観光協会長もしくは事務局長なりがそういう名前で手配業務を行うことができるのであれば、この旅行業務取扱管理者も取得して、屋久島観光協会が独自の観光政策、観光の商品を作って売り出すということが可能になると思っています。

十数年前、屋久島観光から紹介を受けた宿屋、ガイドさんたちへの紹介料というのが一番多いときで約170万円ぐらいありました。旅行業法がしっかりそれほどまだ認知されてなかったのもそういうこともできたんですが、今は当然そういうこともできませんので、やはりこういう紹介料というのも観光協会に入ってくるお金として、自主財源としてしっかり実入りになりますし、こういうのがしっかり軌道に乗ってくると、逆に町の助成を少し減らしてでも観光協会自体が独立して運営できるという姿は理想じゃないのかなと思っていますが、町長、その辺りどう考えますか。

○副町長（日高 豊君）

この件については、御質問の通告をいただいた後に色々と担当課、町長もあわせて話をさせていただきました。

今、個人名でということのその取扱いの設置についてはということでありましたけども、今聞いたところなのであれなんですけど、そういったときに所得の扱いをどうするかというのをどうしても避けられないのかなというふうに思いますし、名義を貸された方と協会がどういう契約を結ぶかは分かりませんが、まずそういうところも一つクリアしないといけないところじゃないのかなというふうに思います。

それと内輪で話をする中で、後段のほうにも書いてありますが、結局、様々な観光協会をめぐる様々なことがここ10年ぐらいでありました。その中で相当数の会員さんが脱退をしている。それが何で会員が減ってきたのか、あるいはそういうところを団体としてどういうふうに総括をして、今後、観光協会員を増やしていった地域の産業として、どういうふうに自分たちが担っていくべきなのかというのを、観光協会にも主体的に考えていただきたいなというのが話の中での結論でございました。

ですので、後段のほうでそういう表現をさせていただいたんですが、やはりこれから様々な観光の在り方、特に、今、議員、窓口のお話もされましたけども、結構その窓口で斡旋で収益を得ていた頃とすれば、お客様の旅前の情報収集だとか、そういうものはかなり大きな旅行をする方々にとっては、大きなところになっているというようなことも聞いておりますし、また、実際に旅行手配についても店舗と肩を並べるぐらいネット上の販売、そういうものも進んでいっておりますので、やはりそういったところ含めて、従前こうであったからということじゃなくてこれからやはり業界として団体として、ま

た屋久島の観光として、どうあるべきかというのを、もう少し観光協会の中でも話をしただけであればいいんじゃないのかなというふうに思いますし、またそういうのが出てきた上で、行政とどうあるべきかという話が進んでいくのではないのかなという、そういうような話をさせていただいておりますので、全く自分たちは自分たちでやってくれということではなくて、そこのところは御理解いただきたいと思いますけど、繰り返しになります、団体としての主体性というものをもう一回持っていただきたいと思いますというふうに思いますし、観光協会の会員のその事業所を含めての町内域で偏在もあると思います。そういうところも含めて少しまたお互いに議論ができれば、これから先、明るい未来があるのではないかなというふうに思います。

以上です。

○1番（中馬慎一郎君）

今、旅前の情報については、やはり当然のことながらSNSや観光協会のホームページ、情報誌、情報のサイトを見ながら来る方が格段に増えています。ですから、観光協会に紹介を依頼する方も確かに減っているんだろかなとは思いますが、その観光協会からの紹介が少なくなったことで観光協会に入るメリットを感じず脱退したという、やっぱりSNSが招く悪循環的な要素もあるのではないかと考えています。それは、今後どうしていくかという会員を増やすためにどう取り組んでいくかというのは、また観光協会の理事会などで取り組んでいかなければいけないかと思いますが。

その旅前情報で得るSNSなどの情報も確かに充実していかなければいけないし、今はスマートフォンや 아이폰 を使ってアプリを導入して旅行を楽しむ方も増えています。ただ、色んなアンケートや企業のリサーチ、観光客に対してのそういうアンケートの中身を見ていると、もう一度行きたくなった観光地や、もう一度リピーターとなってもう一度行きたくなった観光地や島、そういったところへの共通するのはやはりその土地での接した人との交流、やっぱりそういう人と人との交流というのがすごく印象に残って温かみを感じ、またあそこに行ってみたいなという意見がすごく上位を占めています。

屋久島ではやはり縄文杉や白谷雲水峡という自然景観のすばらしいものがあって、そこにもう一度訪れてみたいかなという方もいるんでしょうが、やはり屋久島に来るリピーターも、それ以上に屋久島の方と触れ合った思い出、人と人との交流そういったものがすごくいい思い出になって、また来ていただける方が多いんじゃないかと思っております。

そういった中で、やはり窓口というのは非常にやっぱり重要な場所ですし、屋久島に来て、初めて寄る観光案内業務の窓口、今言われる経費削減で色々難しいところもあるかもしれませんが、そこだけはやはりもし屋久島町が観光立島を名乗っていくのであ

れば、ぜひ、いついかなるときでも、そこは残していく考えを町も観光協会も持ってほしいと思っております。

その旅行業法の取扱いを作って旅行商品を作ることで、やはり縄文杉イコール屋久島の観光だというイメージを払拭できるような旅行商品が必要じゃないかなと思ったんです。その今までの旅行商品を作るのがやっぱり島外企業が多いということで、やっぱりそういう島外企業に流れるバックマージンやリベートなどが多少出ていくんでしょうけど、やっぱりそういったものも、できれば島の中で情報発信をしっかりして商品を作っていけば島の中でお金を回せると、島の民宿やお土産屋さんそういったところにも十分情報提供してお客様にもサービスをしていただくという地元還元型の旅行商品が必要になってくると思います。

今、里巡りなども一生懸命やっていますが、やはり里巡り、どうしても公社というか民間ではないところでやってしまうと、どうしても利益をそこまで考えないというか、利益がそこそこでもやっぴいけるものですから、やっぱり改善点がなかなか改善されなかったり難しい面もあるかと思えます。

町長、屋久島らしい旅行商品について何かイメージというか、こういったものがあればいいなという、何か町長のイメージとかありますか。

○町長（荒木耕治君）

常々私は観光立島を標榜しております。ですから、観光行政、あるいは観光協会の補助金、できればもう少し多く出してあげたいなという気持ちは常に予算編成のときにいつもそう思っております。

やっぱり来てもらうお客様をおもてなしをするという、先程、議員が言われましたけれども、自然はすばらしかったけれども宿に帰ってあるいは町で会ってやはりそういうものが人によって壊されてしまってイメージが非常に悪くなる。ですからもう一方では商品とか色々なものもあれですが、長く続かすには人情の島、ひとつそういうものもこれも観光協会だけではなくて、やっぱり屋久島町民の全てがそういう気持ちを持って来島者をお迎えしなければいけないだろうなというふうに思っております。

ですから、先程言われた資格の件につきましては、もう少し内部で検討をさせて、また、そういうことが個人で、あるいはできるようにであれば、またそれは考えていきたいというふうに思います。

アフターコロナの後に屋久島の観光どうなっていくのかという、今、非常に新しいビジョンを持っていますが、今、屋久島で新しいものを作っていくというよりも、やっぱり屋久島には今までもそうですけど、たくさんすばらしいものがあるわけです。それをさらに磨きをかけていくっていうのが、屋久島の観光ではないのかなというふうに私は思っています。島の観光ですね。

それと、もう一つは、今、今度、奄美が世界自然遺産に登録をされましたので、やはりそことの連携というのもこれからは、鹿児島県には3つの遺産ができたわけですから、明治遺産と屋久島の自然と奄美、琉球と一つの県で3つ持つというのは鹿児島県だけですから、ここはこれでまた新しい視点でその連携した旅行をどうやってつくっていくかというの、これからの課題だろうなというふうに思っています。

○1番（中馬慎一郎君）

また観光協会でもその辺り含めて協議は引き続き進めていくと思いますし、屋久島町のためにもやっていかなければいけないと思いますので、そのときにはまた前向きに検討をお願いしたいと思います。

2つ目に、今、全国各地で企業と地元自治体が包括連携協定というのを結んで、その地域に拠点を置き展開する協定が何か所かで進められております。屋久島町にもそういうアプローチがあったのではないかと思うんですが、実際のところの現状とその協定についての考え方をお聞きしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

これまで本町では屋久島観光協会が観光事業者として株式会社アルカディアと、平成28年度にモンベルフレンドアイランドの協定を結び、ブランドの広報等において屋久島の観光情報などの発信を行っておりましたが、令和2年度に屋久島観光協会の申し出により協定は破棄されています。

その後、同社より本町へフレンドエリア登録の提案がなされましたが、本町としましては、観光協会の特別理事となっていることもあり、その決議事項を尊重する形で令和3年度での協定締結はお断りをした経緯がございます。

議員がおっしゃるように、アウトドア企業などと自治体との包括連携協定の締結は、現在、全国的に進んでおりその支援内容も自然環境の保全や環境教育を始め、防災対応力の向上、地域経済の活性化、エコツーリズムの促進等、様々なものがございます。また、実際にキャンプ場や店舗を構え、地域拠点として運営をしている企業もあるようです。

このような民間企業等との包括連携協定は、幅広い分野で民間企業の情報網やノウハウを政策目的の実現のために最大限に活用をし、行政のみでは困難な課題の解決や住民のニーズにいち早く反応できる視野の広さを得ることが可能となり、柔軟な行政サービスを提供できるメリットがあります。一方で、協定の目的が曖昧となり、官民の意識のずれにより協定が形骸化している事例も見受けられます。

本町としましては、今後このような協定締結が考えられる場合、各種事業計画との整合性を図り、その方向性や効果、予算について十分な協議を経た上で、慎重に判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○1番（中馬慎一郎君）

モンベルの協定の件は、観光協会が2年か3年ぐらい協定結んでいたんですが、どうしてもやっぱり財政難でその協定契約金、年間50万円ですか、それをなかなか捻出できなかったという背景もあります。

一番最初の私の質問に、事業計画に対する補助というのもそういうのも少しは含まれていると思って考えていただければいいんですが、もともと、ただモンベルさんの場合は屋久島観光協会よりは屋久島町と契約を結びたかった。なかなか民間企業と自治体が契約を結ぶというのはやはり色々な問題点もまだまだあるだろうからということで、その窓口として取りあえず観光協会として、その協定を結びましょうという流れがありました。

観光協会がこういう形でなかなか財源がない状態で協定を結ぶことができないのであれば、もしかしたらモンベルとしては、また屋久島町にこういう話を持ってくる可能性もありますし、ほかのアウトドア企業などもそういうことを考えて動いてくる可能性は十分にありますので、協定内容もよく審議しながら考えていただければと思います。

これについては、私も色々なメリットと課題というか、デメリットがあるとは思っていますので、何でもかんでも受け入れればよいというものではないと思っています。ちなみに、今、アウトドア企業でちょっと質問をさせてもらったんですけど、ほかの業界というか、ほかの何かそういう企業でこういう包括連携協定についての話が屋久島町に今まであったのでしょうか。もしきていればちょっと勉強のために教えてもらえればと。

○町長（荒木耕治君）

今のところないということでございます。

今のこのモンベルとの提携は、一番最初話をしたのは私が町長になってからですので、モンベルの会長の辰野さんという方と屋久島でも何回かお会いをしたことがあります。大阪の本社にも行ったことがあります。私も、今、色々な地域でそういう包括的な連携協定をやっていますが、これ、今、議員が言われたようにメリット、デメリットどっちが大きいのか。私はメリットが少ないと思ったから、これはあんまりということでもっと引いたのが現実であります。それでもそのときに観光協会は、それは会員をモンベルというのはすごく持っていて、それを連れて来るとかなんとか、色々なそれはそういう協定というのは、いい話はたくさんしますよ。

ですから、本当にそれがこっちが出す金以上の、言えば費用対効果、単純に言えばそういうことがあるのかという何か向こうのほうにだけメリットが大きいんじゃないかと、そういう印象をその当時受けて、もうこれはちょっとということで辞退したというふうに思っています。

成功事例をそのときもあそこでこんなことやっている、こっちでこんなことをやって

いる成功事例、いい話はたくさんされました。色々な条件もあつてうまくいっているところもあれば、だめなところもあるわけですが。そういうことでこの会社自体、名前はすごい名前ですが、そういうことがあつてその当時、私はそういうことで締結にいかなかったというのが事実です。

○1番（中馬慎一郎君）

まさしく観光協会が、もう協定をやめようといったときの一つの要因が、先程町長が言われた費用対効果がなかなか見えないということでした。確かに見えにくいことは見えにくいんですが、やはりモンベルさんを例に上げると全国に何万人、何十万人という会員さんがいて、やっぱりそういった方々に屋久島の情報が一斉に流せるというメリットはやっぱり大きかったのかなあとは思っております。またその話は窓口がどこになるか分かりませんが、町のほうには、これモンベルだけじゃなくてほかの企業も含めてですけど来るとお思いますので、また検討をよろしくお願ひします。

そして最後に、今、登山客も大体例年というかコロナ前の4分の1ぐらいの観光客しか今は来ていません。当然、環境保全の協力金も収益が少ない状況であります。この環境保全の協力金には、協力金を支払ってくれた観光客、登山客の方に対して、地元のお店や宿などが還元サービスとして見返りじゃないんですけどお返しをするという、返礼品をあげるというシステムがあります。

これが、今、コロナ禍でなかなか協力金の協議会も進められてはいないんですが、ちょっと認知度が落ちてきたというか、動きが見えないような状況が続いておまして、この辺、町としてはこれを続けていくと考えているのか、もしくは見直しを考えていくのか、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

協力店制度につきましては、平成29年3月1日から実施をいたしております。世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金の収納に合わせて、屋久島のエコツーリズム推進の取組の一環として、屋久島山岳部環境保全協力金推進協力店として観光協会の各部会を通して加盟を呼びかけ、観光事業での収益を環境保全活動に充当する協力金納入者への恩典事業として開始をされております。令和3年8月時点で町内66事業者、宿泊業4店、物販業17店、ガイド業43店、一般企業2店の加盟があります。

これらの協力店では、協力金を納めた際にお渡しする木製の納入者証を提示することで、それぞれの協力店での定めたサービスを提供するものであり、協力店での購買意欲を向上させ利用していただく仕組みになっており、協力店舗等ではステッカーが表示をされております。また、山岳部保全利用協議会のホームページでも協力店舗等を掲載し、周知を図ってきたところであります。

しかしながら、制度開始から現在までの間、横領事件や豪雨災害等により広報活動等

を自粛するなど多難な時が続いたこともあり、協力店との連携がとれていなかったことは否めないものであり、現在でもこれまで御協力いただいた納入者の方々へ、これから屋久島を訪れる方々の篤志に報いるべく、より一層の信頼回復に努めているところであります。

今後、加盟されている協力店の皆さんとも連携を図り、協力金の負担を求めるだけでなく、制度発足時の目的であります自然環境の保全に参加する納入者が得をする、そして観光収益を環境保全に還元する仕組みづくりを目指すとともに、屋久島の観光にかかわる事業者の環境保全への意識の高さを示す一つの取組として、町内外へアピールをし、さらなる事業の拡充を模索していきたいというふうに考えております。

○1番（中馬慎一郎君）

ここでこういう質問をしたのは、今月の初めに新聞にもちょっと書かれたんですけど、「来島者は増えた、環境は荒れた、地元落ちる金は少ない」と、こういう世界遺産に入ってから屋久島の観光の状態を見てそういう見出しが新聞に出ていました。

観光客の方が増えてやっぱり地元の自然が荒れているという認識を、やはり島の方もまだまだ思っているんだなというのが新聞のインタビューで答えた人がそういうふうに見たんでしょうけど、やっぱり観光をしていく上で観光客に対してそういう目線で見るとするのは、やはりあまりいいことではないと思います。

この制度が私はいいなあと思ったのは、観光客がこの協力金を払ってくれることを、やっぱり島の方がもっと周知をしてくれるのかなという期待もありました。島の人と一緒に観光客も島の自然を守って一緒に取り組んでいきたいと思いますという、そういう協力金制度が理想だと思っています。この還元サービスをすることで、より観光客と島の従事者が近くなれば、当然、島民とも近くなればお互い観光客も島民も一緒になって屋久島の自然を守っていきたいと思いますという気持ちが高まる一つのいいきっかけになるんじゃないかなと思っています。

そういう気持ちがあると、この協力金に対して屋久島の山に入ったんだからお金を払うのは当たり前だという考えではなくて、やっぱり一緒に島の自然を守ってくれて協力してくれて「ありがとう」という感謝の気持ちが島のほうからもやっぱり言葉として出てくると思うんですね。それをこういう行政とか観光協会はもちろんですけど、島民の方からもそういう自然に「ありがとう」という声がたくさん出てくれば、観光客の方もまたうれしいわけで、すごくいい島のおもてなしになると思います。

今、コロナでお客様もちょっと来にくい時代ではありますが、ちょっとコロナのことに例えると、コロナの感染者は屋久島でも増えていますが、純粋な観光客が島の方に感染症をうつしたとかそういうのは、実際、誰が感染者になっているか私は分かりませんが、自分の身近な肌感覚でいうと、それほどいないとは思っているんです。それ

だけ来てくれる方はやはり事前にPCR検査を受けたり、ワクチン接種をしたり、3密を避けるためにマスクを必ずしたり、我々島民もそういう対策をしている限りは、あまりコロナの感染症というのはそう増えないのかなあとは思っているんです。

それくらい気を使っている観光客の方も全員ではないんですがいますので、やはりおもてなしをする側としては、自然環境へのそういう配慮もやっぱり「ありがとう」という感謝の気持ちでまずは取り組んでいく。そのための具現化した政策がこの協力店の還元サービスなのかなと思っていました。

また、観光客が大手を振るって来られるときには、ぜひ島の長である町長のほうからのお言葉の中に、やはりそういう感謝の気持ちも込めてお客様を迎え入れるようなメッセージを出してほしいなと思っています。その辺町長はどうお考えでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

議員の言われるとおりにだと思っています。そこで一つ逆にちょっとお伺いをしたいんですが、ガイドをされていて山に入って、海に入って、沢に入ってというあらゆるところで屋久島の自然が荒れているとか、壊されているとかということを知ったり見たりします。事実、議員がガイドをされていて、本当にそんなに悪くなっているものですか。現状維持をしているものですか。その辺は議員自身は自分でどういうふうに感じていらっしゃるか、ちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○1番（中馬慎一郎君）

色んな例えというか例があると思うんですけど、例えば、縄文杉が今から十数年前一番ピークで年間10万人以上来ていた年、やはり今の登山道、その当時の登山道が非常に狭くて休憩の施設もない、弁当を食べるところのデッキもないそのころの状況で、じゃ、行った人がどこで食べるかという、やはりどうしても道を外れて木の根に座ったり、その辺のちょっとコケのついた石の上に座ったりと、それはどうしてもありました。

だから人が増えると、ああ、こういうことがあって、ちょっと自然が壊れるというかコケが剥がれたり根を踏まれたりかわいそうな思いをするんだなというのは目にしていますけど、それはやはり人が増える前の対策として、登山道を整備したりデッキを作ったりという受入側の体制の問題とも思っていました。ですから、あの後、すぐにではないんですけど、何年かかけて休憩デッキを作ったり、トイレも整備してもらったり色々ハード面ではかなり充実したコースになっているんじゃないかなと思っていますので、ここ最近、お客様がちょっと減っているのは別として、コロナ前からすると、そういう何か荒れているなというのは特に私自身は感じていませんし、観光協会のガイドのパトロールでも、ごみ拾いをしたりボランティアの清掃をしたり色々していますが、中にはやっぱりごみをわざと置いてくる、携帯トイレを使ったものをそのまま山に捨ててくるとか、そういうのは年間何回か見はしますが、それが特別目立って多いかという今

のところはそういうふうには感じていません。

○町長（荒木耕治君）

なぜそういうことを聞いたかという、縄文杉ルートを私は最近歩いていませんから現実的にどうなのかというのをお聞きしたわけです。私の後輩でエベレストに登ったり富士山の清掃をしたりする登山家がありますよ。彼がある本に、屋久島はごみの島だというふうなことを書いてあった。空き缶とか、もう何十年前に来たかは知りませんよ。そのイメージをずっと持っていて屋久島は荒れているとか、私はすごく憤慨してその本を書いた本人に電話をしたけれど、結局そこまでたどりつくことができませんでしたけど。じゃ、その当時はそうだったかもしれませんが、最近ここ5年、10年この島に来たことがあるんですかと。

今、そういうように縄文杉にしたってデッキを置き、一つのを3か所から見られるようにしたり話したり色んなことを努力をしてやってきているわけじゃないですか。ですから変にマスコミでそういうことを流されたりすることを、非常に私自身憤慨をしている。もうちょっと屋久島というのは、もうちょっと山岳信仰の本来島で山を敬って来たわけですから。ちょっと話のついでに言わせてもらおうと、ドローンなんかを使って屋久杉を探したという、もう屋久島にはこれ以上の杉はないという、あれはすごく私は不愉快で、夢もこの島のロマンも全てあれで消してくれたと。今の縄文杉もあるあると言われながら、ずっと見つからずにあるとき出てきた。

屋久島というのはそういう夢とロマンがある島で、あれもどこか林野かどこか知りませんが、どこかでそういうのがあったら、何であんなのやったのかという私の個人的な思いですけど、やはり今からの島というのは、先程もちょっと言い忘れましたけれども、これからは自然遺産、環境だけではなくて脱炭素ですよ。この島がもう一方で目指して行かなければいけないものは、2030年に向けてあるいは2050年に向けて一番この島が一番先陣を切っていると思っておりますから、そういう面では観光と環境をいかにリンクさせてやっていくかということがこれから大事なことではないかなという。

そして来ていらっしゃる方にはオール屋久島で、観光業者だけでは直接とか間接とかではなくて、オール屋久島でそういうおもてなしをする心を持っていかなければいけないというふうに思っています。ちょっと余計なことをしゃべりましたけど。

○1番（中馬慎一郎君）

ありがとうございます。やはり奄美、沖縄が自然遺産となり、屋久島の魅力をどう考え、どう伝えていくかというのを本当にそういう年なんだと思うんですが、この観光協力金の地元との還元サービス協力店制度というのは、やっぱりほかの地域でやっていないことで、屋久島の一つのもっと目玉になってもいいのかなあというシステムだと思っています。

本当の意味での屋久島のエコツーリズムというものをちゃんと体現してシステム化し、島民にも理解をしてもらい自然を敬う観光客、島民が一緒になって島の自然を守っていくという体制をしていくためにも、またコロナが終息した折にはこういった協議会も再開していただき、町長の音頭でまた大きく前進していただきますようよろしくお願いいたします。

本日は終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩いたします。14時30分から再開いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、寺田猛君に発言を許します。

○14番（寺田 猛君）

お疲れさまです。日焼けしている方とそうでもない方がいらっしゃいますが、お忙しいでしょうから手短かに終わりたいと思います。しばらくお付き合いをいただきたいと思っています。

許可をいただきまして、一般質問をいたします。うたといいいますか、短歌を2句紹介させていただきます。「地図見れば針先ほどの島なれど、ふるさとなれば捨てがたくして」。もう1句、「牛飼いと薬草づくりを生きがいに、我火の島にたくましくいく」。私のうたではありませんよ。何かこの絵はちょっと見にくいですね。私が議会議員として駆け出しのころ、お世話になりました口永良部の向江浜に住んでいらしたタテヤマハジメさんという農夫が島暮らしの悲哀を詠んだうたといいいますか、短歌であります。晩年は都会に住む子供さんのもとに引き取られていかれました。住まれていた住居は海沿いの松林の近くで、ガジュマルの大木と丁寧に積まれた玉石の石垣に囲まれており、近くの菜園場には花桃の木がたくさん植えられていました。まさに桃源郷みたいなところでしたが、数年前の新岳の噴火の火砕流で埋もれてしまい、今となっては見る影もありません。生まれ育った地で生を全うできないという小さな外海離島の現実。火の島という厳しい自然環境の中での暮らしと生き様。長年議会議員をさせていただく中で、様々な人間模様を垣間見ながら、地域の課題を発言することを議員活動の礎としてまいりましたが、今となっては幾ばくなことを成し得たのか、甚だ心もとない限りであります。

コロナウイルスの蔓延にしても、火山の噴火や豪雨災害、いくら科学技術や医学が進歩しても、私ども人間の知といいいますか、英知が及ばないことが次々と起こります。

少欲知足、神や仏に手を合わすがごとく、常に謙虚で全てを受け入れ、日々暮らしていきたいものであります。なかなか難しくてできないのですが。

それでは、通告に従いまして、質問をいたします。まず、空路・海路の交通体系の拡充について質問をいたします。

奄美・琉球の世界自然遺産登録が決定し、今後、屋久島との広域的な連携の必要性の観点から、空路・海路の交通体系がさらなる拡充を検討し、関係機関に働きかけるべきと考えますが、現状と今後の展望についての町長の見解をまずはお聞かせください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

寺田猛議員の質問にお答えをします前に、議員におかれましては今議会をもって勇退をされると伺っております。改めて申し上げるまでもなく、長きにわたる議員活動は称賛に値し、特に離島振興や子供たちの将来、屋久島の将来像について力強く訴えられ、本町の振興に御尽力を賜りました。この場をお借りして、感謝と敬意を表します。まだまだ気力、体力はともに十分であると思っておりますので、健康に留意をされ、ますますの御活躍を期待しております。

さて、空路・海路の交通体系の拡充であります。今回7月26日に日本では5つ目の登録、鹿児島県では本町に次いで2番目の自然遺産登録となった奄美大島をはじめ、徳之島、沖縄地域の方々に対しまして、心から敬意を表させていただきます。各地域のますますの御発展をお祈り申し上げますとともに、本町と関係地域との連携を図っていかうと考えているところであります。

まず、海路につきましては、議員も御承知のとおり、マルエーフェリーの協力により、鹿児島県と奄美関係市町村との連携により、4日に1回屋久島寄港を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、乗船客が伸び悩み、今年度からは町単独により4月から12月までの間、金曜日の名瀬港出港のみ13回の寄港を計画しております。今後は、海路を利用した観光商品の造成を関係機関に働きかけるとともに、これまで連携していた県や奄美群島との広域的連携を図り、利便性の向上を目指したいと考えております。

次に、空路につきましては、離島を結ぶ航空会社へ屋久島を離発着する便の新設をこれまで要望をしてきましたが、今回奄美が登録されたことにより、福岡空港を出発して、長崎県の壱岐、五島列島、鹿児島、屋久島、奄美をめぐるアイランドホッピング九州離島5大世界自然遺産ツアー6日間を9月から3月まで5回の催行が決定しております。このツアーは富裕層をターゲットとして、販売価格が76万から90万円と高額ではありますが、既に完売予定であり、屋久島から奄美大島へ、そしてオプションである種子島へ

の2路線はJACによる特別運航による商品となっております。このように、今後は世界遺産をめぐる商品が多く作られ、発売されることが予想をされます。本町が時代の潮流に乗り、黒潮の流れと同じくして、琉球・奄美から新たな人流を呼び込むため、さらなる空港、港の整備促進と航空会社、船会社、関係機関との連携と情報共有を図り、新規路線の開設、拡充に取組みたいと考えております。

○14番（寺田 猛君）

当初の質問を、昔のやつを引っ張り出してみたんですけど、平成の25年の3月議会にしております。次が平成の29年の6月議会にまた似たような質問をしているんですけど、振り返ってみますとやっぱり丸々8年ちょっとかかっていますけど、やはり10年ひとスパンといいますか、この種のやつはそれぐらいやっぱり時間かかるんだなというふうに思います。奄美・琉球が世界遺産に向けて動き出したころが平成の24、5年だったと思うんですが、29年もう来年そろそろというときにいろいろあって先延ばしになって、今日があるんだと思うんですが。いよいよ形になってきていると思います。そういう意味では今町長の答弁の中で、港、あるいは空港の整備を急がないといかんという話もされましたが、以前対馬に行かせていただいたときに、前も議場で話したことあるかも分かりませんが、韓国からトレッキングツアーみたいな形で山登りをされる団体さんがひっきりなしに高速艇で来たりして。巖原の町が韓国語っていうんですか、あれで看板がこうずつとなるぐらいにたくさん商店とかホテルがにぎわっていた時代を見たことがあるんですが。先ほど同僚議員の質問でもありましたけど、コロナが終息しないことにはこの手の話はなかなかしにくいんだろうと思うんですけども。

南のほうから沖縄、あるいは奄美、もっと言うと、東南アジア、あるいは台湾の富裕層みたいな方をどんどん沖縄経由、奄美経由で屋久島まで来ていただく、あるいは韓国からダイレクトに屋久島、奄美に来ていただく。そういう国際的なルートの開発みたいなものが次のステップで求められるんじゃないかなと。コロナが終息すると、また経済が好転して。米中の関係がどうなるのか、台湾情勢がどうなるのかっていうのはちょっと心配ですけども。そういうことがかなり石垣島もそうですけど、台湾からの豪華客船が来て、頻繁にピストンでお客さんを降ろすなんていうのも見たり聞いたりしていますけど。そういう意味ではそういうことがどんどんどんどん可能になっていきやすくなると思うんですが。

通告にはありませんけど、関連しますからあえてお聞きしたいと思いますが、屋久島空港、あるいは宮之浦港の整備等はどのような進捗になっているのか、見とおしがあるのか、町長が分かる範囲で結構ですからお答えいただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

対馬の取組の話は議員されましたけど、韓国のトレッキングツアー、先が見えていな

いと歩かないらしい。屋久島みたいな山深いところは、何か国民性なんですかね、要するに見えていないところは。だからそういうところを選んで行かれるという話を聞いたことが。そうなればいろんなあれがあるのかなと。

それと、今言われた港の整備もそうですけど、10年前私になって空港の延伸を言いましたときにやはり北を向いていたんですよ。東京から関東近県から。そしてあるときに、その当時の知事は伊藤知事でしたけど、いやあ、荒木さん風は南からだよ、と言ったんですよ。あれはベトナム、台湾、香港、そこから大量に来るよと、10年したらという話をされ、まさに今そのとき、そういうふうな風が吹いてきたのかなというふうには思っている。登録をされました。ですから今、塩田知事も先日お会いをしましたけど、鹿児島県で3つの遺産、明治遺産と屋久島と奄美と。これをどうつないで鹿児島県の観光事業をやっていくかという。これは紛れもなくこれからやっていかなければいけないこと。そこで、空港と港の整備はどうなっているのか。まず宮之浦港から話をしますと、安房港は今高速船を安定的につけられるように、今南のふ頭の空いているところ、今年は7億円か8億円、予算。すごい予算が付いていますけど、あれを止めれば、台風がきてうねりができても船は走るんですけど、停泊ができていない、だぶって。そうすれば、これは安定的にあそこをつめてしまうと、安定的に停まるだろうという県と今そういう話で。それを1日も早くやってくださいということで、今予算、かなりピッチでついています。

その1つの理由は甑島の橋が終わったからだということが理由の1つ、それはそうなのか、ずっと前から言われていましたけど、あそこが終われば予算が付くんだよって。全体的に県の予算がついてます。ですから、今安房港はそういうことで予算が付きます。宮之浦港は5万tをつけるために9mバースを作ろうということで、今県もそういうことでした。ですが、なかなかうんと言わないというのがあって。今東の防波堤を南に移したんです。間口を広くして、要するに大型船が出入りをしやすくなるように。そしたら今度は東からの要するに波が入るようになった。定期船が着くところの静穏度が悪くなった。だから、広げるとそうなる、狭くすると入りにくい。どこの港もそうらしいですけど、そういうことで東を今一応終えて、今度は3年ぐらい前の台風で北西で陸地の部分がかかなりやられた、公園にしているところ。ですから、来年から北の防波堤を、今の宮之浦港の赤灯台があります。あそこに北西を止めるためにまず沖防を先に作ろうということになったのは、飛鳥Ⅱが3年以内に飛鳥Ⅲというのを今もう造っているんですよ。これができあがるんです。今の船は喫水が9mいるんですけど、この船は6.5m。同じ3万tでも喫水が浅い。そうすると、今の250mバースにつくんですよ。飛鳥Ⅲができれば。ですから、それができても、それを着けるために、そして北を止めるために付ける。それでここを先に300ぐらい作ってから9mバースをどうしても、いやいや国

内だけじゃなくて外国船の、まだその同じ5万tでも喫水の深い船がもう主流ですから。だから、そういう船を入れるためにはどうしても9mバースを作ろうということで9mを今のふ頭の先に水深9mのバースを作るというところまで検討を今港湾空港課と話しはしております。これはお金も時間もかかります。

今、私の思っているのは、要するに船っていうのは全てが大型化していく。小さな船は作りませんから、大きな船、大きな船を作っていく。そうすると、港の整備が間に合わない。ですから、飛鳥が浅くしたっていうのは結局今は入れるところにも入れるような。これは船会社の結局は目的が、ほかの船が入れない港に入って、そういうお客さんを呼ぼうというそういう考え方もある。この間、先日港湾空港課と会ったら飛鳥Ⅲが出来たら、屋久島港にはできたら入れますよと。来て着きたいですということを港湾空港課に来て、そういう話をされていたと。課長と話しをしました。そういうことがありますから、クルーズも今そういうふうにして早く整備をしていかなければいけないということがあります。

空港は今、環境アセスをやって、今年は1億2,000万円予算を県から付けてもらいましたので、実施設計をやって、具体的な話になって、測量等もやっております。ですから、詳細については担当課に後で報告させようと思います。これも1日も早く2,000m滑走路を作って、やはりジェットが離発着できるようなそういう空港を1日も早く目指していきたいと。詳細については担当課長に直接説明させます。

○政策推進課長（三角謙二君）

空港につきましては、これまでどおり御説明してきたとおり、P Iが終わりました、そのP Iの結果をもとに、環境影響調査をしております。今年の秋までという形の中で、海域を含めて調査をしていて、よく見てもらうと点々といろいろな器具が付いているのが目に付くと思います。

あと、今年度のその1億2,000万円の中で、今概算要求をするための設計の準備を始めているところです。具体的にはこれまでこの庁舎を作るときも道路の架け替えが必要だという話もありまして、先月末に道路の架け替え、そして空港周辺の具体的な測量を今してまして、高低差を含めてその配置図のための測量が今行われておりますので、その測量をもとにある程度の具体的な絵が来年度以降示されるんじゃないかというふうに思っております。それに合わせて、そういう形で事業化が進むために県とは地権者の絞り込みというか、地権者情報の共有を図りながら、今そういう地権者情報を細かく調べる作業をしているところであります。

以上です。

○14番（寺田 猛君）

昔のをちょっと読み返してみますと、旧400小型のジェット機、今町長、盛んにおつ

しゃっていたのをよく覚えていますけど、三菱重工業だったですかね。何かちょっとトラブって、なかなかものにならないでいるみたいですけど、そういうことをこういう夢物語みたいなものを語っていたのが少しずつ形になってくるというのはやっぱりありがたいことだなというふうに思います。

ちょっと今日ふと思ったんですが、私が議員になったころ、上屋久町の議会には柴鐵生さんという仰ぎ見るような大先輩がいらして、鐵生さんがよく言っていたのは、インターナショナルパーク、屋久島はインターナショナルパーク。世界遺産も何もないころ、まだそういう影も形もないころに盛んにそういう言い方をしていまして。要するに、国際的な公園なんだということだったんだらうと思うんですが。あれから20年30年経って、やはりそういう位置づけがしっかりされて、また知床と屋久島と国際的な公園にせなかんみたいなこともちらほら出ていますけど。そういう意味では、1周遅れ、2周遅れできていますけど、回れ右したときが1番先頭を走っているというなのが屋久島の現状だと思います。知床も然りですけど、小笠原も然り、奄美も然りですね。やんばるの森もそうでしょう。

僕は以前も話しましたが、徳之島にしばらく事情があって住んだことあるんですけど、やはり森がすごく深くてハブがいるものですから、普通の日常には誰も行かないですよ。そういう要素もあって、自然がそのまま残る。それがここにきて価値があるんだということになっているんだらうと思います。

そういう意味では、屋久島はまだまだ細かいこと言えばきりがありませんけど、インターナショナルパークとして位置づけて、その3つある世界遺産の中でやっぱりメインで屋久島を中心にこう北からも南からも人が動くという時代がそこまで来ているんだらうと思う。

世界遺産になって何がよかったかというのと、やっぱり子供たちが誇りをもって語るじゃないですか。作文書かせると10人書かせると8人も9人も私たちの島は世界遺産でっていう。それが1番何と言っても成果だらうなと思います。そういう意味ではそれも含めて、時代の要請の中で、成熟していった地域があれば、それに越したことはないと思いますので。

ぜひ今、空路も海路もいろんなプランがあるみたいですよ。ぜひそれがものになっていくこと、コロナも収まってからでしょうけど、期待しておりますので。担当課も含めて努力をしていただきたいというふうに思います。

2点目に移ります。口永良部地区の地域おこし協力隊、あるいは集落支援員等の募集の拡充についての見解をお伺いしたいと思います。申し述べるまでもなく、人口減少、あるいは少子高齢化、限界集落、いろんなことがありますけれども、いきつくところまで行って、壁に当たってふってかえってきて、さあどうしたもんかって言って試行錯誤

しながらの今の口永良部の状況、あるいは屋久島の中でも一部そういう集落もありますけど、そういう形になりつつあるのではないかなというふうに思います。

特定離島でありますし、外海離島、あるいは国境の島でもありますし、いろんな言い方ありますけれども、そこに人がおって、暮らしがあって、集落のコミュニティみたいなものを一生懸命守ろう、あるいは維持しようとして努力している方もたくさんいらっしゃいます。町として、どのような支援策があるのかなというふうにいるいろいろ考えますが、まずはもって、集落の地域おこし協力隊の動員だとか、何と言ったらいいんですかね、国の制度を十分に利用して人の人的交流、あるいは流れを作りだせないかなというふうに思いますけど、見解をお示しいただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

本町の人口は先日公表された令和2年度国勢調査の人口速報値で1万1,869人となっております。平成27年の国勢調査から5年間で1,044人減少をしております。この数値は本町の人口目標推移の2030年令和12年の数値をも下回る結果となっております。高齢化率につきましても、5年前から約5%近く上昇し、現在は36.61%となっております。口永良部地区に限らず町全体で急速な人口減少、少子高齢化が進んでいる状況であることは御承知のことと思います。

口永良部島の地域おこし協力隊につきましては、昨年募集をかけ、2名の採用を決定しましたが、決定後に1名から辞退の連絡があり、7月から1名が着任をし、観光案内所の設置やSNS等での情報発信、農作物の栽培、地域美化作業など精力的に活動しております。もう1名の採用につきましても、再度募集をかける予定でございましたが、協力隊の住居として考えていた定住促進住宅に家族留学が入居することから、住宅がないため募集できない状況となっております。

集落支援員につきましては、総務省からの制度内容で集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士、住民と地方公共団体の話し合いに従事する者となっております。現在町では各集落の区長にこのようなことを担っていただいているところです。

今年度も地域おこし協力隊の募集を行う予定としており、口永良部地区については住宅問題の解決が急がれるところでありますが、地域おこし協力隊は地域活性化の1つの制度であり、地域コミュニティ維持という大きな期待を地域おこし協力隊に寄せるのではなく、住民の中で持続可能な地域運営を検討していくことも必要であるというふうに思っております。

○14番（寺田 猛君）

住居がない、家がないということが大きな理由だとすれば、6月の議会のとときにあえてお尋ねをしているんですが、そのとき町長が災害復旧の復興住宅の仮設住宅のお下がりをなんかを格安でもらってきて、設置したらどうか、譲ってもらって、そういう手もあ

るんじゃないかということ、いい事言うなって思ってましたけど。ぜひ、これを実行してください。例えば、もし可能であれば、探すとかいくらだったらちょっと高いとか、このぐらいだったらいいなとかそういうところまでいかないと、この問題は解決しないんじゃないかなと。健康の森公園のあそこにもう1棟なんて県が言っているけれどもなかなかその暇もかかりますし。要するに、フラットとか整地したところで高低差がそんなにないところであれば、ああいうプレハブの仮設住宅を解体したやつを運んできて組み立てるような棟梁さんが1人おれば手伝わせて、4、5人もおれば3日もすれば建つんじゃないかなと。恵命堂の跡地なんかもまだ温泉の下なんかも広いところありますし、ああいうところも使ったり。まずは持ってきて、設置して、それでどうかというような話までいかないと、前回も言いましたけど慢性的に住宅がないんです。先生も、子供が増えたら先生の住宅もなくなりますよね、それは足らなくなる。ひょうたん島留学でおいで、おいで、来てください、来てくださいって言ったら、来たときにもう、すると今度はそれに比例して先生の数が増えていくと教員住宅が慢性的にありませんから。ぜひすごくいいアイデアだなと。口永良部みたいなところに関しては、仮設住宅の使ったやつをリースで借りてくるなんていうのはすごくいい考えだと思いますので、ぜひそういうことも含めて。とりあえず1棟でも2棟でも借りてきて、持ってきて、そこに建てるという方法が家がないという理由にしてできないのであれば、家はそういう形でできるんじゃないかなというふうに思いますけど。ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

集落支援員、あるいはもう集落支援員はあまり馴染まないのかなとったりしますが、宮崎あるいは熊本の山間部の小さな自治体に行くと、結構集落支援員を配置して買い物難民、あるいは病院になかなか自分の車を運転できない人たちを小型のマイクロバスに乗せて集落支援員の人が町まで病院まで連れていくようなことはよくある話で。口永良部の場合もそういうことが、例えば病院、あるいは買い物等にできるんじゃないかなと一方では思ったりします。ぜひそういうことも。できない理由を探すんじゃなくて、できるためにはどうしたらいいかということ、ぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

口永良部の農協の出張所が来年春で閉鎖する。集落店舗みたいな形でできないかなということで一生懸命やっているみたいです。いろいろ調べますと、トカラのほうに行くと、口之島、あるいは宝島等では集落店舗があつたりして。いろんな方が集落の人が株主みたいになって支援して個人経営ではなくて、集落のコミュニティを維持せんがために集落でそういう店舗をするという方もおつたりします。口永良部も大体似たような形になっていくんじゃないかなというふうに思いますが。そういう形では具体的な話をさせていただきたいと思いますけど、農協の店舗を維持するために、町は旧町時代からず

っと維持費のための支援金を出していると思うんですけど、当初200万円ぐらいあったんじゃないかという記憶があるんですけど、このところ100万円、あるいは120万円で推移しているみたいですけど。来年以降、そういう集落の共同店舗、NPOになるのか社団法人になるのかよく分かりませんが、そういう形になったときに現金的な支給もそうですけど、人的な支援といいますか、そういうことも含めて、ぜひ中身の検討をしていただきたいと思いますが、その点はいかがですか。

○副町長（日高 豊君）

農協の撤退の後のことにつきましては、貴船区長とも協議をさせていただいております。先日、口永良部島で農協の説明会がありましたけど、そのときにも総務課長に現地に出向いて様子を確認するように指示をしまして、現在にいたっております。まだ具体的に口永良部島のほうがどういう形でどういうふう運営していくのかというのが確定的ではないように伺っております。ただ、先ほどありましたように集落としてやることについてはちょっと今の時点ではハードルが高いようなことを伺っております。ですので、区長さんの話では、区長なりが代表になって、一般社団を設立した上で始めたいというふうに伺っております。

具体的に先ほど議員からありましたように、これまで農協に出してございました補助金についてのあり方についてもいろいろ区長とお話をさせていただいております。農協さんについては現金というか金銭で負担をしておったんですが、それについても区長としては現金でそういうことをすることが果たしていいのかというようなことも聞いておりますので、もう少し具体的にになった時点であり様、それとまた農協のAコープの後の建物、農協さんのほうが無償で譲渡していただいて、重機備品も全部無償で譲渡していただいて使っていただきたいということで話を伺っておりますので、そこら辺のところも先ほどありました協力隊が観光案内所、今のところ港のほうでやっておりますけれども、そういったものも含めてやはり地域の中でそういうコミュニティ、あるいは人と人が触れ合う場所というのがどうあったほうがいいのかというのもやはり地域とも少し話をしないといけないんじゃないのかなというふうにも思っております。

それと、ありました住宅の話なんですけど、いろいろ調べてみますと仮設住宅については向こうに取りにいかないといけないというのがあるみたいです。向こうに取りにいかなければ、あるところの業者さんと連携をして、たたんで送ってもらってっていうふうなことが必要だというふうに伺いをしました。先般新聞紙上でも沖永良部で仮設住宅を移設してまた地域でいろいろ手を加えて1つの商店だったり、そういうのを作ったっていうのも出ておりましたけども。そこも結局向こうの業者さんと話しをして、向こうの業者さんがたたんで送っていただいてっていうようなことをしたいというふうに聞いております。ですので、実際にそこまでできるのかどうかというところもありますけど、住

宅につきましては、まだ決定ではございませんけど、今考えているのは既存の住宅なり、あるいは施設について改修をすることでどうにかならないのかなというふうに考えております。新築となるとどうしてもコスト、あるいは補助金をもらうにすればこれまでもありますけれども、やはり用途が限定されたりとかということになってきますので、そういうことをできるだけ排除するには、できるだけ一般財源で何とかならないのかなというふうに考えたときに、華美な住宅を望んではいけないとは思いますが、とりあえず人が住んで、文化的に生活ができるような状況には何とかしたいなというふうに思っておりますので。今そこは詰めをしております。それもまた議会、あるいは地域の皆さんとお話をしないといけない場面も出てくるかと思っておりますので、そのときにはまた皆様方の御指導をいただければというふうに思っております。

○14番（寺田 猛君）

もうお互いによく分かっていることですから、もうくどくど言いませんけど、やはり非常に環境が厳しい場面もあったりして、海を隔てていますからどうしてもそういうふうになっちゃうんですが。そういう意味ではこういう形で寄り添った形で物事を運んでいただければ大変ありがたいなというふうに思います。

まだまだ面白いなと思うんですけど、やはり家族留学にしてもそうですし、協力隊にしてもそうですし、住みたいって言って来る人たちも何人も見てきましたけど、やはりなにがしかの事情があったにせよそういう言葉はちょっと悪いかもしれませんが、ええ、本当というちょっと変わった人たちとか、面白い感覚を持った人たちもたくさんあって、そういう人たちが入れ替わり立ち代わり通り抜けていくといたら語弊がありますが、通過していくというだけでもそこでその間はそのコミュニティは維持できますから、そういう意味ではそういう形で三島も十島もそうですけど、外海離島というのはそういう形で残っていくんだろうなというのはつくづく思いますので。ぜひ大変ですけども、ある意味事情がちょっと分かりにくいところがあって、大変ですけど、ぜひ寄り添った行政の運びをしていただきたいなと、政治の光を当てていただきたいなとつくづく思いますので、よろしくお願いします。

それと、これはもう全然違う観点なんですけど、今年新しい太陽丸、フェリーが就航して半年ぐらいになりますけど、初代の太陽丸が就航したのが昭和47年、太陽国体の年、太陽国体のときいました、いない、そうですか。昭和47年、私、中学の2年生ぐらいだったと思いますけど、太陽国体があって、そのときに折田汽船が口永良部航路を撤退して、町営船を走らせないかん事情ができたあれが、に付けた名前が太陽丸。ちょうど来年で50年になる。そういう意味では、何かしらのイベントということも祝う、半世紀町営船が走ったわけですから、そういう祝うこともぜひどこかの頭の中に係の人も入れておいていただきたいなと。

それともう1つ、これもコロナが収まらないとどうもならないのでしょうか、新しい船が就航しても口永良部の人には日常的に乗らざるを得ないんですけど、屋久島の人を新船に乗って、口永良部まで行ったり遊びに行ったりということがなかなかできない状況にあります。コロナが収まったら新船に乗ったり、あるいは一晩泊まって温泉に入って、ああ口永良部ってこういうところか、屋久島の人には結構あんまり行く人いないですからね、そんなに多くないですから。感じていただいたり、宿代をちょっと町が面倒みるとか、口永良部ツアーみたいなものをぜひ計画して、新船就航を利用促進のためにやっていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。あの船も向こう20年は乗らないかんのだろうと思いますが、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

議員の最後の宿題であるのは心に留め置きたいというふうに思っております。

○14番（寺田 猛君）

最後の一般質問でよいしょしようかなと思ったんですけど、もうよいしょする前に町長から随分よいしょしてもらいましたので、もうやめます。

ありがとうございました。終わります。（拍手）

○議長（高橋義友君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、8月19日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午後 3時16分

令和3年第3回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和3年8月19日

令和3年第3回屋久島町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年8月19日（木曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
5番 上村富士高	<p>1. 林業振興について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分収林について <ul style="list-style-type: none"> (1) 町が窓口になっている分収林の調査状況と今後の対策は。 (2) 屋久島森林組合の位置付けと、今後の森林整備（サイクル）をどのように進めていくか見解を示せ。 2. 教育行政方針について <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の特別支援学級について <ul style="list-style-type: none"> (1) 障がい者も多様な児童がいますが、専門的な先生の必要性はないか。 (2) 障がい者の児童を持つ家族に対する専門的な相談窓口の必要性はないか。 3. 健康対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ピロリ菌検査について <ul style="list-style-type: none"> (1) 胃がん予防であるピロリ菌検査の検査状況と、今後の町の対策を示せ。 4. 新型コロナ対策支援について <ul style="list-style-type: none"> (1) 新型コロナの濃厚接触者は2週間の自宅待機を余儀なくされるが、事業主に対してなんの支援もないが、町独自の支援を考えるべきでは。 	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
10番 小脇清保	<p>1. 夕方の時報について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 現在の音楽を採用した経緯は。 (2) 時報音楽について、町民からの意見はないか。 (3) 町長ご自身は、この時報についてどう思う 	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

	<p>か。</p> <p>2. 町民の個人情報が閲覧できる端末について</p> <p>(1) 和歌山県由良町の職員が不正に町民の個人情報を業務端末で閲覧していたことが報じられていたが、屋久島町では閲覧履歴等の定期的な調査はしているのか。</p> <p>3. 町長の接待交際費の公表について</p> <p>(1) 町長の接待交際費をホームページで公表すべきだと3月議会で提案した際、検討するとの答弁があったが、公表する考えはないか。</p> <p>4. 小杉谷石塚集落跡保全活用検討委員会について</p> <p>(1) メンバーは。選定基準は。</p> <p>(2) すでに10回の委員会開催があったようだが、会議の内容は。進捗状況は。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
2番 眞邊真紀	<p>1. 旅費精算不正調査について</p> <p>(1) 旅費精算不正調査の進捗状況。6月議会では調査中なので答えられないと答弁があったが、少なくともいつまでかかるのか目途をお示しください。</p> <p>(2) 架空領収書についての具体的な調査を行っているのか。</p> <p>2. コロナウイルス感染症への対応について</p> <p>(1) ワクチン接種に関する情報を正しく発信できているか。遺伝子ワクチンの基本的な知識を町民に説明できているか。</p> <p>(2) 副反応に係る情報提供について。</p> <p>(3) 若年層への新型コロナ遺伝子ワクチン接種について。</p> <p>3. 新型コロナ後も見据え、新たに生み出す観光資源のビジョンについて</p> <p>(1) 低迷する屋久島観光の活性化に向けて、新</p>	<p>監査委員 町 長</p> <p>監査委員 町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
12番	下野次雄君	13番	岩川俊広君
14番	寺田猛君	15番	大角利成君
16番	高橋義友君		

1. 欠席議員（1名）

11番 日高好作君

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長 兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課 統括係長	日高雅和君	町民課長 兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課統括係長 （土木担当）	眞邊満久君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	計屋正人君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君
健康長寿課参事 （感染症対策担当）	岩川茂隆君	産業振興課長 産業振興係長	川崎勝也君
代表監査委員	朝倉富美雄君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（高橋義友君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

始めに、5番、上村富士高君に発言を許します。

○5番（上村富士高君）

おはようございます。最後の一般質問ですので、元気いっぱい頑張っていきたいと思
います。

最後の一般質問をさせていただく前に、4年間の流れや反省を簡単に述べさせていた
だきます。

4年間、色々なことがありましたが、新庁舎建設という大事業がありました。コン
クールでも総理大臣賞を取り、全国に誇れる建築物ではないかと思えます。

また、新造船フェリー太陽Ⅱの建造で、口永良部島民の新たな生活の交通機関として
の役割を果たすことと思えます。

そして、空港延伸問題の前進やブロードバンドの整備などの、屋久島島民にとっては
生活しやすいまちづくりではないかと思えます。

忘れてはならないのは、離島割引カードの発行です。鹿児島市に行くのに大変役立っ
ています。

いいことばかりではありませんでした。人類最大の苦難と言われる新型コロナの発生
です。2年近くになるが、いまだ収まらない状況で、新たに大きく広がりつつある。さ
らなる対策が必要であると思えます。新しい生活様式への転換など、国民は不安な生活
を送っている。国民が安心安全に暮らせるまちづくりを目指すのは、政治家の使命であ
ると思えます。

4年間、反省すべきことはたくさんありますが、4年間、町政に関わり、町民のため
に少しでも役に立ったかどうか考えさせられます。9月に行われる町議会議員選挙での
新たな新体制に、大いなる期待をしているところです。

前置きはこれぐらいで、通告に従って質問に移ります。

最初の質問ですが、3年間で3回目の質問になりますが、町が窓口になっている分収

林の調査状況と今後の対策はどのように考えているか。

今、伐期時期を迎え、材木の値段が高いこのときに伐採販売することは、町民の利益につながるのではないのでしょうか。時期を逃せば材木の質が落ち、高値で売れない状況になり得ますのでお伺いします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。上村富士高議員の質問にお答えをします前に、ただいま議員におかれましては、今議会をもって勇退をされるということでございます。これまで林業振興、福祉向上のため、御尽力を賜りましたことに対し、敬意を表しますとともに、今後ますますの御健勝をお祈りをし、答弁をさせていただきます。

現在の屋久島における分収林の実態は、鹿児島県森林整備公社が造林した森林と町や集落の組合等が造林した森林の大きく2つに分類をされます。そのうち、鹿児島県森林整備公社の分収造林地が全体の大部分を占めており、年次計画に沿って、国へ事業の要望を行い、現地調査を踏まえた上で間伐を実施しております。

事業の具体的内容としては、一般競争入札により施業する業者を選定後、間伐搬出事業等を実施し、収益については、各集落の共用林組合等と分収される仕組みとなっております。

また、町が国と契約をしている分収造林を調査した結果、契約件数48件、面積約308ヘクタールとなっており、その目的によって大きく一般分収造林、学校分収造林、記念分収造林に分かれますが、そのほとんどが一般分収造林となっております。

契約の形態としましては、国の土地を借りて、町や集落の組合等が造林し、その収益を一定の割合で分収することを目的とする債権契約であります。分収割合としては、国3割、町7割が大部分を占めており、町の収益7割のうちの95%が各集落等の造林組合の収益となります。

伐期を迎えている分収林も多くありますが、契約者であった方が亡くなっていたり、転出等により連絡が取れない状況になっていたり、相続する方の把握や承諾を取ることが難しい等の問題が山積をしております。

このような問題を解決していくためには、造林者間での十分な協議が必要となりますので、成熟した資源の有効活用を図るため、利用可能な場所の選定とともに、材積調査をどのように実施していくか等、屋久島森林管理署及び森林組合とともに、前年度より具体的な検討を進めてまいりました。

そこで、比較的組合員の構成が確認しやすい分収造林地をモデル地区と設定し、実施へ向けた調査を進めているところです。

また、収益による分収が発生するケースでは、埋木調査等による本数及び材積調査を基とした経費計算を行った上で提案していくことが必要となりますので、該当する組合員や御家族及び相続人の確認及び承諾の手續等を進めながら、関係機関とともに伐採へ向けて取り組んでいく所存であります。

また、令和3年4月1日付で職員を1名増員し、林地システムも活用しながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○5番（上村富士高君）

今、答弁頂きましたけども、もう3年かけて私このことを、3回目になるんですけども、令和2年の6月議会が2回目で、そのとき答弁頂いたのは、管理署と、また森林組合と協議して進めてまいりたいということでした。

今回は答弁の中で、1名増員して着手したいちゅうことなので、一步前進したかなと思うんですけども、色々、私も60歳になるまで森林組合に在籍していて、各山をずっと見て回っているんですが、伐期時期を迎えたというか、伐る時期を損なえるとほとんど鹿とかにやられ、中に空洞ができたりして値段にならない、お金にならない、高値で売れないちゅう状況が随分あるんです。

それで途中で、この分収林は整備しておればいいんですけど、整備されていない部分ちゅうの、ほとんどあります。その中でもまだいい木がたくさん残っております。それを今、時期を外すと、先人が植えたこの杉は、本当にただのチップになってしまうと。今そういう状況を今迎えているんです。

そのためにも早く、もう3年になるんですけども、早くそういう手を打てないのかと思ひまして、今回、国も環境譲与税、森林環境譲与税を発注して、森林整備をしようちゅう意気込みです。

その中に、各市町村を見てみると、それを使って森林調査、整備、そういうのをやっている。どこの、ほとんど見てみたんですけど、ほとんどそういう未整備林を調査して、早く整備しようという動きになっています、全国的に。

それが屋久島町も加速して、今一人増えたちゅうことで、やっていかなければいけないかなと思うんですけども、大体どのくらいの時期に伐れるのか、分かれば担当課長、お願いします。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

先程も答弁の中でありましたように、現在、契約者と同意が取れて、伐れるというところをモデル地区として選定をして、今作業を進めているところです。

一番の問題は、分収の契約をした方が組合でありながら、個人個人が契約者となっていますので、そこで同意が取れないというところが、今一番ネックになっております。

こういうところも山に詳しい関係者の皆さんに、遺族の方とか、そういう、どこにい

らっしゃるのかとか、そういうことを調査をして、早めに同意が得られるように、そういうところをきちっと契約者との同意が得られるところを調査をしまして、どんどん進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（上村富士高君）

今後、同意の得られない部分というのは、どういうふうにしていく考えでしょうか。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

契約をされた方の相続人、そこら辺の調査が必要になってくると思いますので、それがどこまで進められるのかというのは、今後詰めていかないといけないと思いますけれども、そういうところは後のほうにして、できるだけ契約がきちっと確認ができる、そういう人たちを洗い出しをして、かなりの面積がありますので、そういうきちっと契約をどうするかという意思をしっかりと確認ができるところを、どんどんモデル地区も含め、先行してやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（上村富士高君）

ぜひ、分収林は町民の財産でもあるし、また町の利益にもつながることなので、ぜひ加速してやっていていただきたいなと思います。一応できるところからちゅうことで、ここ1年以内には伐れるのかなと思っておりますけれども、なるべく急いで、担当課も増えることですので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。鹿児島には鹿児島県森林組合連合があり、組合員数9万8,451人がいます。県に15の森林組合があり、その一つは屋久島森林組合で、約2,000人以上の組合員がいます。屋久島森林組合は平成17年、多額の欠損金を抱え、組合へ当時の両町が95%の株主となり組合を支援し、存続を決定したと聞いています。

主な仕事は私有林の森林整備で、国は2050年までの取組として、脱炭素社会を打ち出している中で、今林業経営制度が見直される中、屋久島森林組合の位置づけと今後の森林サイクルをどのように進めていくか、見解をお伺いします。

○町長（荒木耕治君）

本町の森林資源は、戦後植林をした杉人工林を中心に充実をされており、林材資源として利用をする時期を迎えております。

近年の林業・木材産業においては、木材価格の低迷や林業採算性の悪化などといった様々な要因によって、特に民有林における森林施業の意欲が減退をされており、水源涵養機能や山地災害防止機能など、森林の有する多面的機能の低下が懸念されてきたところですが、県内の動向としては、大型木材加工施設や木質バイオマス発電の事業化等が進み、木材需要の増加に期待が持たれている状況であります。

このような中で、正組合員2,173名、準組合員194名の合計2,367名で組織される屋久島森林組合は、島内の民有林の大部分を所有する組織であり、島内における森林資源の適正管理と有効利用を図っていく上でも大変重要な存在であります。

今後、屋久島の森林については、計画的な間伐や再造林する森林、条件に応じて針葉樹、広葉樹の混交林化や広葉樹の林化へ更新する森林など、場所によって森林の用途を変えていく必要があります。

これら活用する森林と公益的な目的の森林との区分分けにおいても、森林組合の果たすべき役割があると考えております。

本町においては、熊毛地域森林計画及び屋久島町森林整備計画に基づき、適切な利用間伐を推進し、搬出される間伐材のうち良質材については、屋久島地杉加工センターで一次加工を施して、島外へ出荷をしています。

その他、低質材については、東アジア向けの梱包、型枠材として原木で出荷したり、木質チップに加工の上、島外出荷することで、森林所有者へ少しでも還元できるよう、屋久島森林組合を中心に取り組んでいるところであります。

また、戦後に植林された人工林の多くが伐期を迎えるため、今後は皆伐事業も進めていく必要があります。循環する資源の有効活用を図る観点からも、苗木の生産が重要となってきています。

そこで、屋久島森林組合を始めとする、島内の林業事業者6名による屋久島地杉苗木の苗木生産協議会が設立をされ、関係機関の支援を受けながら、屋久島地杉の苗木生産を行っているところです。

当初は、生産過程において様々な問題も生じ、計画した本数の確保に苦慮したようですが、試行錯誤を繰り返すことで生産数量の増加が図られ、令和2年度においては長峰牧場周辺の町有林をモデル地区と設定し、さきに実施した約3ヘクタールの皆伐跡地に屋久島地杉の苗木約4,500本を植林をいたしました。

今後も引き続き、効果的な補助事業の導入も含め、間伐事業はもとより、採算性の高い施業地については、皆伐事業を積極的に導入するとともに、苗木生産の規模拡大を図りながら、施業後の植林に対応するなど、世界自然遺産の島にふさわしい持続可能な森林資源の活用へ向け、関係機関と一体となって取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○5番（上村富士高君）

森林組合の位置づけなんですけども、鹿児島では森林経営管理市町村サポートセンターちゅうのがありまして、これを見る中で森林組合の位置づけちゅうのは、市町村と管理署、また普通の事業体と違って、市町村が中心になって、森林組合を助成しているというのがほとんどです。

そういう意味では、町の組織ではないですけども、そういう同じ流れの組織であるちゅうことを認識しているかどうか、ちょっと聞きたかったのでこの問題出したんですが、今、林業界で一番問題になっているのは未整備林の、さっき言ったように整備とか、後継者不足とか、色々あります。そういうものの中で、今与えられた環境譲与税とかを使って、屋久島町は積立てか何かやっているみたいですけども、そういうのをどんどん使ってそういう林業、今できるとき、高値で売れるときにやってもらいたいなと思います。

森林組合に色々あって、今問題に一番森林整備の課題となっているものは、さっき言われました苗木の生産が追いついていない。これは補助が少ないんじゃないですか。見てみると、子供だましのような補助なんですけども、今ほとんど伐期時期を迎えて、全伐ちゅうのが管理署の意向なんです。それに追いつかないもんですから、なかなか全伐もできない状態なんです。

その点、苗木生産組合が発足して、そこに補助を出しているんですが、この点、もうちょっと補助関係はどう考えているか、担当課長。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

屋久島地杉の苗木生産組合につきましては、関係機関が入りまして、県も森林管理署も含めて協議をさせていただいております。その中で苗木の生産ができる事業体が今年はこのだけの計画ということで、計画をつくりながら実施をしておりますので、またその計画が大きくなって、苗木をもっとつくりたいという御意見等が出れば、それなりに対応はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（上村富士高君）

本当今、全伐して、森林組合に聞いたところ、苗木を植える、植えるのを待っている状況があるんです。そういう意味からしても、これから先はそういうサイクルの中で、そういう植え替えちゅうのはどんどん行われていく時代を迎えると思います。そういう意味からも、もう少し苗木のほうにも力を入れていただきたいなと思います。

それからもう一つ、問題になっているのを森林組合のほうから提示されたんですが、旧屋久町のほうでミカン畑とかの柵をずっとしてあるんです。その中に入れない。柵して、その中に杉山が、民有林の杉山がたくさんあって、そこになかなか入れない。伐倒できない。そういう状況も続いて、そういうところも町としては、何か考えるべきではないかと思います。その点はどう思いますか。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

南部のほうにつきましては、猿柵の整備が進んでおります。それは当然、今ある果樹園を守るためには必要な部分ですから、そういうところを伐採をしたいということであれば、重機等が通る部分を開けるとか、そういう対策は取れると思いますので、またそ

こら辺は関係機関と協議をしながら進めていきたいと思います。

以上です。

○5番（上村富士高君）

今言われたように、迅速にしないと、検討しますからもう何年もたっているちゅうのがほとんど多いです。それで、まず検討しますちゅうたときは、まずそれできないちゅうことが多いです。それで、検討するちゅうた以上は、町政に携わる人としては、どこまで検討して、今どうなったのかちゅうのを、一時期議会にももらっていました。それからまた途絶えて、質問して、流れがどうなっていったのかちゅうのは分からないものですから、また再度質問しなけりゃならないちゅう状態になります。

だから、検討すると言った以上は、どこまで検討して、これはできませんよ、これは今こういう状態ですよちゅうぐらいは、議会に知らせてもらいたいなと思います。これお願いします。

それと今出ていますように、森林組合に対する助成の件なんですけど、屋久島町も助成はたくさんしているんですけど、ほかのところから見れば、森林環境譲与税を使った助成というのは、一つはドローンとかそういうのはありますけど、これもまだ完成していないちゅうか。森林貯木場までのトラックの運送費とか、こういうのも助成しているように書かれているんですが、こういうのは、苗木の件もそうなんですけど、できている部分なのか。できていない部分があるんですけども、こういうのはどうなっている。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

環境譲与税につきましては、使途検討委員会を開いて、そこで決定をして、様々な補助事業に使うようにしております。ですから、森林環境譲与税、森林組合のためだけにということではないと思います。それは議員も御承知のことだと思います。

現在要望されたものについては、ほとんど実施をしております。森林組合のほうからありました輸送費の補助については、全体の事業がはっきりと分かっていない状況で、そこは森林組合とも協議をしながら、事業計画書を出してくださいということで現在検討はしておりますので、今後できるのかできないのか、しっかりと協議をしながら進めていきたいと思います。

以上です。

○5番（上村富士高君）

補助を出せちゅうわけじゃないんですけども、ほかの市町村に比べれば色んな、高性能林業機械とか、そういうのを買うにも種子島では1市2町が補助をしている。屋久島は高性能林業機械買うちゅうても、なかなか補助とかはあまり出してない。

そういう意味からも、もうちょっと森林組合の位置づけから見ると、町の機関だと思えますので、町が表に立って、前へ進めていっていただきたいなと思います。

ここに時間を取ると、次時間がないので、次行きますけども、どうかこの点、よろしくをお願いします。

次の質問に移ります。教育行政方針についてですが、小中学校特別支援学級の障害を持つ児童に対して、専門的な先生の必要性はないか。

この質問に至ったのは、県営の種子島養護学校の専門的な先生による、小学校から高校までの一貫とした教育を望む家族がいる、また願っています。高校には分校としてはあるが、小中学校にはない状況である。県のほうにも問いかけてみましたが、今のところは無理とのことで、であるならば、せめて専門的な先生の必要性はないかと思い、質問します。

○教育長（塩川文博君）

今の富士高議員の質問にお答えします。結論から申し上げますと、必要性はあると感じております。

現状をまず御説明させていただきます。本町における特別支援学級の状況につきましては、本年度は知的学級、それから自閉症・情緒学級、肢体不自由学級の3種類の学級を設置しております。現在、町内で小中学校合わせて23学級、児童生徒が78人、通級というか、在籍しております。

これらの指導に当たる教職員におきましては、養護学校、特別支援学校の免許を所有している教職員が町内に17名おります。平成29年度から各学校に、そういう免許の所持者を配置するよう、人事異動の際に県に要望し、現在17名という状況になっております。児童生徒に対しましては、その専門性を生かして、適切な支援が、十分ではないかもしれませんが、実施できていると思っております。

また、免許を所有していない教諭が担当する学級もございますが、そういう学級にも各学校、特別支援コーディネーターを中心に、児童生徒の支援方法を協議、研究しながら、学校全体としての対応を進めております。

また、当該学級につきましては、可能な限り、指導経験のある教諭を配置し、児童生徒の健やかな成長が促せるよう、各学校とも教育活動を進めているところだと思っております。

なお、教育委員会におきましても、町内の教員及び特別教育支援員の専門性の向上に向けた研修会を中種子養護学校と連携し、各学校の訪問を実施したり、鹿児島市から講師を招聘したりして、児童生徒の適性についての検査方法の研修なども実施しております。

以上です。

○5番（上村富士高君）

特別支援学級の教員はいるのが望ましいということですけども、まだ今17名ですか、

いるちゅうことで。一つお聞きしたいんですけど、78名いる中で特別支援学級に入る基準の判定、これは各市町村の教育委員会がたしか検討してすると思うんです。それで、その中でどういう流れで例えば支援学級、特別支援学校のほうがいいのかちゅう判断は、教育委員会がすると思うんですけど、どういう流れで行われているのか。

○教育長（塩川文博君）

年に3回、就学指導委員会、今は教育支援委員会とっておりますけれども、これを開かせていただいております。その席上で各子供たちの状況を判断し、特別支援学校が適当なのか、特別支援学級で対応するべきなのか、もしくは通常学級で大丈夫だという判定をいたします。

その委員の中には特別支援学級の担当、それから中種子養護学校の職員、そして医療機関から精神科医を含めて、医者です、そういうメンバーで構成をいたします。一人一人、対象の児童を書面上ですけれども、各学校と保護者で作成をした、それぞれの個票を基に判定をしていきます。ただ、最終的にその判定が全てではなく、最終的に決めるのは保護者本人でございます。

以上です。

○5番（上村富士高君）

分かりました。やむなく養護学校がいいという判断をされた家族は、種子島に行かなくてはいけないということで、子供だけ行かせるのはあまりにもかわいそうだとということで、家族で引っ越すと、こういう状況もあるんです。そういう状況の中で、人口減少にもなるんですけども、何とか屋久島にそういうあれはできないものか、一貫した教育はできないものか、各団体等もおるんですけど、そういう要望とかは鹿児島県にしているんでしょうか。

○教育長（塩川文博君）

県の教育委員会の中に特別支援教育推進室というのがございます。ここの職員が年に1回、本町にも参りますので、その際には我々のほうからも現在の、今議員がおっしゃった保護者、それから特別支援学校適という診断を受けた子がどういう状況になっているかというところはお話をし、設置をその都度お願いしている状況ではございます。

○5番（上村富士高君）

今のことを聞いて安心したんですけども、専門的な先生も17名いるちゅうことで、研修会も開いているちゅうことで安心はしたんですけど、障害を持つ、次の質問になるんですが、障害を持つ児童の家族、これに対しても色々補助は十分、私はできていると思うんですけども、相談窓口というか、これは教育委員会か福祉、役場の福祉課しかないんで、そこら辺りの相談窓口は専門的な人はいるんでしょうか。

○教育長（塩川文博君）

教育委員会には、そういう免許を持った専門的な職員はおりませんが、先程申し上げました中種子養護学校の教員、特別支援の担当者、地域担当者というのにはおります。中種子養護学校の担当者、それから幸いなことに屋久島高校に屋久島支援室がございますので、そこに中種子養護学校の職員が2人おります。その方々にもし相談する必要があるとすれば、相談をできる体制は整っております。

○5番（上村富士高君）

分かりました。今後も障害を持つ児童の家族ちゅうのは色々な悩みを持っていて、子供のために一番になる方向に進んであげたい。また就職まであっせんしてくれるような、そういうことを望んでおりますので、今後色々な検討を重ねて、障害児童が伸び伸びと教育できるように、頑張っていっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。健康対策についてですが、この質問は2年前からしようと思っていたんですが、コロナ対策が先だと思って、今までできませんでした。今回最後なのでします。

ピロリ感染胃炎の除菌治療の保険適用後、全国的に胃がんによる死亡者数が減少したとの国の報告も聞きました。ピロリ菌の除菌治療を行うことは、町民の皆様の生活の真の向上、ひいては健康寿命の延伸につながると思います。屋久島町も多くの人に呼びかけ、助成をしていくべきではないかと思い、ピロリ菌検査の状況と今後の対策をどのように考えているか、お伺いします。

○町長（荒木耕治君）

胃がん予防でありますピロリ菌検査の検査状況と、今後の町の対策をという御質問につきまして、本町では、例年5月と11月に実施をする特定健診時において、オプション検査の一つとして、ピロリ菌検査を希望される方が受診できる体制として整備をし、平成28年度から実施をしております。

実施するピロリ菌検査は、血液を採取して行う検査で、ピロリ菌とペプシノゲンを調べる検査となっており、ピロリ菌感染の有無を判別する検査と慢性胃炎である萎縮性胃炎の有無を判別する検査を組み合わせ実施しており、胃がんを発見するのではなく、胃の健康度を分類する検査となっております。

この検査の過去3年の受診者数は、平成30年度は84名、令和元年度は85名、令和2年度は44名となっており、令和2年度におきましては、新型コロナウイルスが影響し、健診が5月から11月に延期となったため、例年11月に行う脱漏の健診がなかったことが影響をし、減少したと考えられます。

今後の胃がん対策につきましては、現時点では集団検診である特定健診と同じ日程で実施をしている胃がん検診でのバリウム検査の機会を今後も毎年提供し、胃がん検診の受診勧奨をしていくことがメインであると考えております。

胃がんの発生要因の一つにヘリコバクター・ピロリ菌はあり、胃がんと検診された方々の約99%がピロリ菌に感染しているという報告がありますが、ピロリ菌に感染していると胃がんになるということではなく、飲酒や喫煙などの生活習慣が胃がんのリスクとなることも報告をされております。

また、国が科学的な方法によって死亡率の減少が検証され、国が推奨するがん検診は5種類で、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん及び肺がんとなっています。胃がんについては、検診方法として予防に効果があるとされているのは、問診に加え、胃部X線検査（バリウム検査）、または胃内視鏡検査のいずれかであると示していますので、国が推奨する検診を町としては今後も提供し、受診率向上に努めていきたいというふうに考えております。

○5番（上村富士高君）

町の胃がん検診の中で行うということでしょうか。それとも、胃がんの検診のときに行えば無料ちゅうことですか。一般で自分から行けばお金がかかります。その中で胃がん検診ですれば無料にピロリ菌検査ができるということでしょうか。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

今の質問にお答えします。

まず、胃がん検診は特定健診と同時期に行いまして、胃がん検診では料金を3割負担をさせていただいております。ピロリ菌検査については、特定健診のオプション検査ということで、ピロリ菌検査についてはオプション検査でありますので、実費負担となっております。

以上です。

○5番（上村富士高君）

今、全国的にこのピロリ菌が除去されれば、胃がんは日本中からなくなるちゅう大学教授のあれもあるんですけども、これは北海道の北広島市で中学生に対してピロリ菌の検査の補助をしていますと。事業の開始の年に、北海道医療大学浅香学長をお招きして講演頂きました。そのときの浅香学長は、日本中にピロリ菌の検査を定着すると日本から胃がんで亡くなる方は激減すると話しておる。

結局、胃がんの治療は一応ピロリ菌の検査から始まるんですけど、これ実費なんです。町で、かくも日本全国どこでも今助成を始めているんです。これ助成できないかどうかちゅうのを今回聞きたかったんです。どうでしょうか。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

まず、先程町長が答弁しましたように、まず5つのがんの検診をしっかりしていくと。早期発見、早期治療が、そのまま医療費の削減にもつながっていくということで、そっちの検診のほうを重点的にやっていきたいと。

まず、町としましては、平成22年に健康やくしま21というものを策定しまして、今回、令和2年度からは3次計画ということで、実施をしているところなんです、その中でもがん検診については、5つのがん検診を重点的に早期発見、早期治療をしていくということを位置づけております。

それに加えて、またがん検診、5つのがん検診以外にも検診、検査、ピロリ菌も含めて8つの検診を実施しておりますので、一部そういうところには、当然助成をさせていただいておりますが、ピロリ菌検査につきましては、まだオプション検査ということで、今のところは実費、3,300円ですか、実費をさせていただいております。

ただピロリ菌検査の重要性というのは十分分かっておりますので、今後また来年度に向けて、また協議を重ねて、予算を伴いますので、協議を重ねていきたいと考えております。

○5番（上村富士高君）

今後検討するちゅうことで、ぜひ、私も最後なので、結果を聞くことはできませんが、このピロリ菌検査の補助は、助成は30代から以上でもいいんです、40代から以上でもです。島民みんなに40代から以上の人はしてもらって、助成して、胃がんのリスクを減らしていくという。そういう健康に対する未知の挑戦をしていただきたいなと思います。

次の質問に、すみません、時間がないので、次の質問に移ります。コロナ対策支援が色々行われている中、コロナの濃厚接触者は2週間の自宅待機を余儀なくされるが、事業主に対しての何の支援もないが、町独自の支援を考えるべきではないか、質問します。

○町長（荒木耕治君）

新型コロナウイルス対策支援については、これまで給付金交付による事業者支援、プレミアム商品券の発行や飲食店応援事業などによる経済対策、感染防止対策など様々な事業を行っており、その原資は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用をしているところです。

この交付金は、あらゆる用途に使える交付金ではありますが、事業者等の休業に伴い生じる損失を補償する目的には使用することはできない交付金となっております。

質問にありましたように、2週間の自宅待機における休業補償をとした場合は、一般財源で賄わなければならないことから、今後の感染状況等の推移や財政状況を勘案しながら、必要に応じて対処をしてまいりたいというふうに思っております。

○5番（上村富士高君）

今回、コロナ感染、広がっておりますけども、前回、また広がったときに飲食店、濃厚接触者になって3件の、宮之浦では3件の自宅待機ということで、その従業員を含めて複数の人が自宅待機して、何か助成はないのかという話になりまして、屋久島町にもない。鹿児島県にもなくて、国まで上げて調べてもらったんですが、国にもなかったで

す。

働いている従業員に対しては、労働基準局に特別枠の助成があったんですけども、それも社会保険とか、色んなのを使っているところなどのところで、全く小企業のところ、小さいところちゅうのはなかなか、2週間休んだら大変なことだと、生活に関わると、そういうところは多いんです。

そういうところに目を向けて助成していかないと、全く生活ができないような状態になっても困りますし、また事業主は働いている人のことを考えて、自分でお金を出さないといけない。今まで持続化交付金とか、そういうのをもらっていますけども、そういうのはお客さんが来ない。その状況の中で家賃を払ったり何たりするのに使ってしまうて、そういうのはほとんどない。

そういう状況を聞いたもんですから、今回質問しているんですけども、これぜひ町で検討していただいて、みんなにそういう、最低限度60%でも出るようにしていただきたいなと思いますが、町長、もう一度決意を。

○政策推進課長（三角謙二君）

町の独自の今のところ制度としてするには、一般財源化というのを今町長が答弁しましたが、今、国のほうでは月次支援金という制度等ができていまして、その中でかなり幅広く、対象も広がっております。

また、今回、鹿児島県が蔓延防止の指定されたことから、飲食店に対する措置が行われます。これにつきましては8月20日から9月12日の間、時短営業等をした場合、屋久島町もその分、県と国と一緒に制度化して補助するような形で今準備しておりますので、そういう部分を使っていただければと思っております。

また、制度、制度が色々変わっておりますので、一番相談しやすい、商工会のほうが一番熟知していますので、そういう部分で相談していただければ活用するメニューがまた増えておりますので、そこを活用していただければと思います。

○5番（上村富士高君）

今、事業主に対して商工会とか、色んなのに相談すれば、そういう色んな資金が出る仕組みが今後できてくると思うんですけども、一般の方で濃厚接触者になって働けない。会社が補償するところはいいんですけども、会社が補償できない。自分で濃厚接触者になったわけではないんですけども、そういうところの助成とかは、何か考えていますか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

助成というのは渡すと、完全に渡すというものなんですけども、福祉のほうの所管なんですけども、社会福祉協議会での対応があります。これ以前から説明はしてはきたんですけども、小口資金の貸付け、それから総合福祉の貸付け、これが緩やかに変わっていきまして、比較的借りやすい状態があるので、昨年も百数十名の方々が利用されています。もちろん

返すということではあるんですが、比較的緩やかなので、利用される方の多いところから見ると、緊急時には比較的早い段階でお金が回るといふふうに考えていいのかなと思います。

20万円、以前は10万円だったんですが、20万円の小口。それから、総合福祉については、これは3回、繰り返し出されるという。また特殊な場合は、またさらに追加があるという状況ですので、ぜひそういったことを社会福祉協議会のほうで対応していただければ喜んでもらえるんじゃないかなと思います。

以上です。

○5番（上村富士高君）

ぜひ濃厚接触者、今後増える可能性は多大にあると思いますので、どうかそういうのを含めて検討していただきたいと思います。

これで一般質問は終わりますが、4年間、町長を始め、議会事務局、各課の課長さんの皆さんには大変お世話になりました。ありがとうございました。今後の御健康と御活躍を御祈念しております。ありがとうございました。終わります。（拍手）

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、小脇清保君に発言を許します。

○10番（小脇清保君）

恐らく、今回が最後の質問に私もなるのではないかと大変危惧をしているところであります。ゆっくりじっくりとやっていきたいと思っておりますが、世界的なこのコロナ騒動の中でたった1つ、私、いいことがあると思っている。皆さんがマスクをすることです。マスクをすることで私一番気になるのが、食堂の調理師とかウエイターがマスクをして食事を運んでくることの本当に衛生感を感じることは大変うれしく思っているところですが、それでも1つだけマスクすることでこれはよくないなと思うのは、会話をしているときの相手の顔色が見えないということが大変歯がゆいところです。今回の質問は、町長の顔色を見るような緊迫した質問ではございませんので、ゆっくりと通告に従ってお尋ねをしたいと思っております。

まず始めに、町長、夕方の時報についてお尋ねをしたいと思っております。最近、この夕方の時報については多くの町民から不適切じゃないかという意見を聞くんです。そこで、

この時報に決定した経緯と、それから町長御自身のお考えをお聞かせください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

3点一緒にいいですか。2点。

○10番（小脇清保君）

いやいや、通告してありますから3点。2点しかはしょって言いませんでしたけど。

○町長（荒木耕治君）

3点一緒にいいですか。

○10番（小脇清保君）

はい。

○町長（荒木耕治君）

小脇清保議員の質問にお答えをします。

昨年11月から夕方5時の時報を屋久島の民謡であるまつばんだをアレンジした音楽に変更しております。

音楽を変更した経緯につきましては、当時、屋久島高校で民謡を後世に伝える方法を研究していた生徒からの提案によるものです。

町としましては、民謡を時報として活用することで、伝統の継承を始め、若者と高齢者との交流や結びつきの強化による地域力の育成や向上、ひいては災害時の共助の促進につながるものと判断をし、生徒の提案を受け入れ、時報の音楽を変更いたしました。

なお、この生徒が取りまとめた研究成果につきましては、國學院大學が主催する地域の伝承文化に学ぶコンテストに応募をしたところ、最高位賞と最優秀賞を受賞をされたことを申し添えておきます。

2番目の時報音楽について町民からの意見はないかということに関しては、本放送に対し、町民からは、音楽変更の理由の問合せや民謡に対する様々な意見が寄せられております。

具体的な意見としましては、伝統を後世に継承しようとする高校生の取組に賛同するものや、まつばんだを初めて聞き、屋久島の民謡に興味を持つきっかけになった。ほかの民謡も時報で流してほしいなどの好意的な意見があった一方で、取組の趣旨は理解できるが、曲調が暗い。時報には適さないなどの否定的な意見も寄せられております。

3番目の私自身はこの時報についてどう思うかという質問でございます。

高校生の屋久島の伝統を後世に継承しようとする強い思いに賛同をし、民謡を時報に採用をしたわけですが、変更から9か月が経過した現在では、町民に広く浸透したばかりでなく、この取組がマスコミにも取り上げられ、町内外に広く発信をされたことで屋

久島の伝統文化を再認識するきっかけになったとも考えております。

私としては、この取組が屋久島の伝統を後世に引き継いでいく有効な取組であると判断をしていますので、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えますが、先程お答えしたとおり、学生の研究でほぼ笑ましく思っておりましたが、この音楽に対し、否定的な意見が寄せられていることも事実ですので、これまで一定の評価は得られたものとし、時報の在り方について再検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○10番（小脇清保君）

ここの私の手元に「環境ゼミナル論文集」というのをここに、これ、屋久島高校が発行しているんですけども、この中で、当時、屋久島高等学校3年生の寺田雅君って読むんですかね、私、高校時代にこれだけ1つのものにテーマを持って勉強した記憶がないものですから、立派な報告書なんです、これ。これを私は否定するつもりはありません。

しかし、まつばんだという曲がいわゆるこの論文にも書いてありますけれども、沖縄、琉球音階の曲であるということと、それから私の読んだ知識の中では、杉本信夫先生という沖縄国際大学の先生がいらっしゃるのですが、その先生の「まつばんだを考える」という参考文献の中に、屋久島だけのものではないですよと、このまつばんだの曲はという一文があるんです。

それで、私の知っている人で、お父さんが先生でした。私も習った記憶がありますけれども、黒島に転勤されたときに、子供のときに黒島でこの曲を聴いたと言うんです。もう幼児の記憶の中に鮮明に残っていると。それで、その黒島では歌詞もあって子守歌があったそうです。「はよう寝らんと舌を抜くぞ」という恐ろしい曲だったので、もう私、この曲を聴いたときにショックを受けてですねということでした。

それで、評価する反面、否定する町民もいらっしゃるという町長のお言葉でしたけれども、私たちはみんながそうだと思うんですが、自分の周りの1人か2人が言ったことを全ての人が言うように共感を得ようとして大きく表現する傾向があります。しかし、この問題に関しては、本当に色々な階層の人から「小脇さん、暗いんじゃないの」って、あるいは「明日に向けて希望を持つような曲じゃないよ」という意見があるんです。

これ、町長、今後も継続していくというつもりですということでしたけれども、これを継続していくのであれば、もう一回多くの町民のアンケートを取るとか。私、この高校生のこれね、もう一番最初にこの曲を聴いたときにこの質問をしようと思ったんですけども、高校の音楽部の生徒がアレンジをして、そしてサクスの四重奏で録音した曲だと。これを否定するわけにいかないの、正直なところ今まで遠慮しておりました。これを否定するものではありません。

だから、夕方の曲として、例えばこんな質問がありました。もう10年前に主人を亡く

しましたけれども、この曲を聴くと主人を思い出して悲しいと。それから、宮之浦の在住のある私の知っている人は、もう5時になったらスイッチを抜くと、この曲を聴きたくないのです。こういう意見もあることは事実です。

これを続けるということであれば、町長、もう一回、全住民のアンケートを取ってもらえませんか。というのは、この「環境ゼミナール論文集」の中に、アンケートを取った結果、賛成が多かったとあるんですけれども、このアンケートは屋久島高校の父兄とか生徒とか、もう関連の人のアンケートですから、これは反映されないと思うんです。

それで、取り扱ってくださいという生徒が役場に来たときに、総務情報、防災情報員は議会にも諮ってという回答をして、検討しますとって議会で諮りましたか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

議会には相談はしていなくて、事前に町報の中でいついつからこういう曲を放送したいというのは住民の方には周知はしてございます。

○10番（小脇清保君）

それは町報で周知したのであって、アンケートで賛意を問うたわけじゃないですよ。一応、防災情報課の職員は、ここで取材記事もずっと私これずっと目を通しましたから載っているんですけれども、議会にも諮りますというふうに答えているという一文もあるんです、これ、文章が。だったら、この音楽を決めるのに議会の承認を得るとかということは私必要はないとは思いますが、そんなことまで一々議会にかけていたら大変だと思いますけれども、やはりこれだけアウェーな町民の意見があるということはもう一度、町長、アンケートを取って全町民の意見を聴く御意思はございませんか。

○町長（荒木耕治君）

議員は勉強熱心な方ですから、自分で言うのと違って、私は非常に物事も調べて研究をしている方だというふうに日頃から思っております。

それで、まっばんだは私も議員と一緒に、これに関してはすごく評価をしました。実は校長先生と生徒と教頭先生もだったですかね、町長室に報告、この國學院の主催で優秀賞をもらったという報告に参りました。そのときにまた来てびっくりしたのですが、この寺田雅さんというのは私もちっちゃい頃から知っている、ええ、こんな高校生になったんだというような思いでいました。それで、そのときにはこういう曲の話はなかったんです。その後、吹奏楽部の有志とその子供、生徒とが一緒になって何か短くしてつくって、町のあれに流してもらえないかというそこで相談をしてこういう曲調ができたということで、当初、最初に聴いたとき、私も「これは暗いんじゃない」と、「もうちょっと明るい感じの曲にできないの」ということは言ったことがあります。ですが、曲調は曲調ですから、今、それを11月から流してやりました。そして、だんだん、そしていつかタイミングをというふうに思っております。幸いと言っちゃあおかしいんです

けれども、その子供が今年3月卒業をしました。校長先生も替わられました。色んなそういうものが、この感じ、先程も言いました。マスコミも町の中でも賛否あるということは、まっばんだということが屋久島町の中でも知らなかった人も知ったということですよ。そういうことである意味そういうことができたんじゃないのかなという、個人的にはそう思っておりますので、だから、議員が質問を頂いて、これを機会に議員が言われるようにそのような方向でそんなに時間をかけないで新しい曲に、どれにするのか早急に決めていきたいというふうに思っております。

○10番（小脇清保君）

この高校の生徒さんたちの努力を私否定するつもりも先程から申し上げているようにありませんが、夕焼け小焼けに変えましょうか、また元の。そして、吹奏楽部の生徒にはその夕焼け小焼けを吹き込んでもらおうと、1年に1回ずつ、新しい生徒たちに。そうすると高校の顔も立つというふうに私は思っていますので、夕焼け小焼けにしましょう、町長。これが明日への希望が湧く曲です。ということで、回答いただきましたので、やっぱりあれですね、町長、大変嫌みを言いますけれども、1回目のリコールのときに町民との対話は一丁目一番地だと。最近、一丁目一番地やっていますね、これ、今の回答からいくと。町民との対話を実行しているみたいですね。それがなかったらまだ行くつもりでしたけど、分かりました。

それでは、2番目の、ぜひ夕焼け小焼けにさせていただきたいと思いますが、町民の個人情報閲覧できる端末についてという2番目の質問ですけれども、和歌山県由良町の職員が不正に町民の個人情報を業務端末で閲覧していたことが報じられていたが、屋久島町では閲覧履歴等の定期的な調査はしているのか。また、閲覧職員は限定されているのかお伺いします。

○町長（荒木耕治君）

夕焼け小焼けに決定をしたわけじゃございませんので、そこら辺は理解を。また別な曲が流れるとまた議会で色々言われますので、それは。（発言する者あり）

議員が紹介の閲覧履歴等の定期的な調査につきましては、職員の個人情報閲覧を含む各種システム処理の操作ログがあり、不正なアクセスがあった際には確認することができますが、役場全体における閲覧を含むシステム処理件数は一日当たり3,000から5,000程度あり、その1件1件を調査することは行っていないのが現状であります。

現在、屋久島町では、個人情報の閲覧に関して全41種309項目のうち、各課担当が必要とする内容の項目だけを閲覧できる制限設定が行われており、閲覧するには各担当者のID及びパスワードを入力しなければ閲覧できない設定となっております。

また、閲覧制限に加え、電磁的記録媒体等などにおいても登録されていない者は接続することができない等、接続機器等についても制限を行っており、データの持ち出し等

も制限をされています。

なお、担当課以外の課において個人情報が必要となった際は、電算処理依頼書を作成し、電算管理者及び業務主管課長の許可を得て発行することになっています。

さらに、個人情報の取扱いについては、平成20年以降、屋久島町情報セキュリティーポリシーに基づき行われており、人的セキュリティーに係る職員等遵守事項において定められた内容については、職員に対しての周知を行っており、いつでも確認できる職員システム内にも常に掲示し、時代の変化に応じた対応ができるようその都度内容の改正等も行っています。

今後とも情報セキュリティーにおける職員研修等を行い、情報の不正利用等が発生しないように努めてまいりたいというふうに思っております。

○10番（小脇清保君）

これ、例えば、町長、税務課なら税務課の職員が3名いるとしたら、パスワードは3名とも共有しているんですか。3名が全部知っているんですか。それでないとな業務に支障を来しますか。いや、税務課に限らなくていいよ。どこの課でもいいけど。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

先程、町長が申されたように、それぞれの職員が必要な業務を行うに当たってIDとパスワードを付与しております。ID・パスワードについてはそれぞれ個人ごとに付与しています。

○10番（小脇清保君）

そうすると、誰が何の用でアクセスしたかというのはその日のうちに分かるんですね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

これも先程答弁で申しましたとおり、閲覧を含むシステム処理件数が一日当たり3,000から5,000ございますので、毎日毎日というか、これまで誰がどの情報を閲覧した、利用したという調査は行っておりません。

○10番（小脇清保君）

そうすると、悪用しようと思ったらただ漏れです。これ、もう少し厳しくやっぱその課の課長の許可をもらうとか。そうすると業務が遅くなりますか。そういうようなことで管理していかないと、和歌山県の由良町のような状況が発生するのではないかと思います。今、個人情報を買う会社もありますから。その辺りについては、今後の改善という意味で何か考えていることはありませんか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

先程申しましたのは、例えば、Aという職員がその業務に関係ない情報を手に入れたということであれば、その関係する所管課長を通じて最終的には情報担当課長、私まで依頼書が来ます。そういうものに対しては出すようにしています。

先程、小脇議員がおっしゃった事例でいきますと、権利のない、その職員の業務に関係ない情報をほかの人のパスワードを使って興味本位で閲覧したという情報が流れていますので、そういうことがないように職員には研修等を通じて徹底していかなければならないと思っています。

○10番（小脇清保君）

蛇足ですけれども、各課でパスワードは違うんですね、もちろん。それであれば、なるべく課長の許可をもらうような、職員が使うにしても一応課長に声をかけるとかという管理の仕方は今後必要になってくる可能性が多分にあるだろうと思いますので、ぜひ、今、総務課長おっしゃったようなIDの策を講じて、屋久島町でも漏れているということのないようにお願いをしたいと思います。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

ちょっと補足を。

○10番（小脇清保君）

はい、どうぞ。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

先程、ちょっと説明が悪かったかもしれません。それぞれ必要な職員にそれぞれのパスワードとIDを与えていますので、それぞれの職員が必要な業務に関する情報は職員が見れると。それを管理するのが所管課長ですので、そこら辺りも含めて研修なり、認識を改めて新たにしてもらいたいというふうに考えています。

○10番（小脇清保君）

総務課長が全体を見るのは大変でしょうから、各課の課長が1か月に1回ぐらいは自分の職員がパスワードをどういうふうに使って情報を得たとかというぐらいの検証は月に一度でいいですからやってください。どうですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

例えば、一日3,000件のうち誰がどの情報を閲覧した。その確認をして、さらにその職員にどういう情報の閲覧ができるかというのを、3つをひもづけていかないといけませんので、なかなか月に1回とかは厳しいところはあると思います。

データの流出なども今社会的に問題になっていますけれども、それについてもデータを取るUSBとかハードディスクは全部指定されたもの以外はできませんので、データの流出とかそういうのはないだろうというふうに考えております。研修を通じてポリシーを理解していただけるようにします。

○10番（小脇清保君）

それでは、あなたの言葉を信用して。あんまり信用していないんだけど、私は。信用していきたいと思っています。

では、3番目。町長の接待交際費について、私は3月の総括質疑で少し100万円は高いんじゃないかと、多過ぎるんじゃないかという総括質疑をして、情報公開をされたらどうですかというお願いをしました。内部で協議するという総務課長の回答でしたけれども、町長、内部で協議してどういうふうになりましたか。

○町長（荒木耕治君）

交際費は、町政の円滑な執行を図るため、外部と交際を行う目的で支出をしている経費であります。

支出につきましては、公益に資する屋久島町の発展に役立つように、また、公的な活動を円滑に遂行すべく、町民の皆様のために活用させていただいており、社会通念上妥当な範囲で必要最小限にとどめるように配慮をいたしております。

議員から提案がございました交際費のホームページでの公表につきましては、公表をすることにしたいと思っております。

なお、公表のスケジュールや内容につきましては、他の市町村の公表状況を参考にしながら、行事等へのお祝い、懇親会の会費、見舞いに関する経費、せんべつ・贈答に関する経費、弔慰、町長が必要と認める経費など、内訳を設けて公表をする予定でございます。いましばらく時間を頂きたいと思っております。

○10番（小脇清保君）

私、ここに鳥取県の大山町の町長公務記録というのと併せて町長交際費というホームページでたたき出しているんです。鳥取県の大山町というのは人口1万5,000、ちょうど我が町と似たような規模で、町長さんは39歳の若手で今1期目ですか、なかなかやり手な感じがする町長です。ホームページを見たところではです。それで、これまたたたき出せば出ますから。ちょっと席を外します。

町の方針によって色々と金額は色々あるでしょう。大体その大山町で年間一番使っているなというところで45、6万円です。町長は100万円組んでいますけど、100万円使ってもいいんです。そういうふうにして明細がびたっと報告されるべきだと思います。というのは、町民の税金ですから、税金をいかに大切に使っているかというあかしになります。

私、これ、いや、内部で協議した結果、やらないようになりましたといったら、もう大変なことだろうと思っていたんですけども、町長はやるというから。というのは、もう旅費の問題で大変な不名誉な事件を起こして町民の信用は今町長ないんです、正直言って。下火になったから終わったぐらいに思っていると大変なことで、あなたに対する信用はいまだに町民は変えていません。したがって、それをぴしゃっとやっていただいて公務として開示していただければ、次、4期目、私応援します。荒木耕治を小脇清保は投票します。それ、ぜひやってください。それは毎月出ているんです。大山町の町

長は毎月、日ごとに。だから、それ、ぜひできないことではない。町民の血税を有効に使うという、有効に正しく使うという意味では。内部で協議するという回答自体が私は3月の時点で不服だったんです。だから、ぜひそれを実行していただけますね、町長。

○町長（荒木耕治君）

2年先になって私がそういうような状況になったらよろしくお願ひしたいというふうに思っています。私も私自身どうするかまだ決定をしておりません。

議員が議員らしいところは、私はやるって言っているんですから、もうそれをそのまま信用してじゃあいつからやってくださいよと言ってもらえればいいですけど、それが私と議員とのやり取りだと思いますから。今、これも見せてもらいました。確かにそういうことですので、これも参考にしながらやりたいというふうに思っております。

○10番（小脇清保君）

了解しました。しつこく質問することはやめます。

では、最後の質問に入ります。4番目。小杉谷石塚集落跡保全活用検討委員会というのをもう過去10回ぐらい審議会が開かれているみたいですけども、私、この委員会があること自体、私の勉強不足だったですか、16人の議員が全員知っていますか、これ。それをちょっとお伺ひしたいな。どこで議案として提案してこういう委員会は立ち上げたのか御説明いただけませんか。

○政策推進課長（三角謙二君）

小杉谷石塚集落跡地保全活用検討委員会につきましては、令和元年7月10日に設置要綱をつくりまして、その中で組織としまして委員構成を25名以内で委員を構成するという形の中で発足したものであります。

この委員の中には町議会議員という形も入っておりますので、その中で選任された議員さんもメンバーとして入っております。

○10番（小脇清保君）

これ、小杉谷閉山記念行事50周年ということで議員から誰か希望者はいませんかというのを提案されたことはあります。これの延長ですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

小杉谷閉山50周年の組織はまた別組織としてあります。これはこれでまた別の組織として構成されております。（発言する者あり）議会というか、議会のほうに照会はかけております、当時。

○10番（小脇清保君）

照会かけて議員は充て職だよ。常任委員長が2人。そうじゃないの。違う。希望者を取ったの。議員から希望者を取ったんですかって。

○政策推進課長（三角謙二君）

町としましては、議会のほうに1名推薦をお願いしたいということで推薦が上がってきた方をお願いしているところです。

○10番（小脇清保君）

だから、僕が聞くのは、岩山鶴美さんがメンバーになっているから、閉山記念の希望者として御本人は手を挙げられて、そのとき決まっているから。そのほかに議員から誰かいますかという提案を受けた記憶がないの、私。どこでかけた、議会に。16人みんな知らんと思う、石塚小杉谷集落跡地保全活用なんていう委員会を組織するなんていうことは。私の勉強不足でしたか。もう一回説明してください。

○政策推進課長（三角謙二君）

当時の担当に確認しましたら、議会からの推薦をお願いしたいという形で議会事務局のほうに投げかけ、推薦を頂いてメンバー構成の中で議論を進めていただいているところです。

○10番（小脇清保君）

じゃあ、あとは議会の問題ですからあなたには質問をやめますけど、議会で全体の前で誰か委員長でも誰でも提案した記憶がないんだって。まだ頭しっかりしているつもりですけど、最近女房からしょっちゅう言われるんです。「あなたが怒りっぽくなったのは認知症のせいだ」って。そうかなと。世の中の事象が怒りっぽいことがあるから俺は怒るんだよと言っているんですけど、怒りっぽくなったということは認知症だよと言われているからちょっと注意するようにはしていますけれども。これ、課長、本当に議会としてメンバーを出してくださいという。私、恐らく手を挙げたと思う、そういうのがあれば。課長に聞いても分からんから、まあいいや。

というのは、私、大変町長が就任されて平成23年の11月就任ですから、24年の町長室に行つて森林トロッコの開発に御協力いただけませんか、町長御記憶だと思いますけれども、お願いに町長室に行ったことがあります。回答は正直言って後ろ向きで協力するつもりはないということでしたから、いまだに森林トロッコの開通というのは進んでいないんですけども、そこでお伺いしますが、小杉谷石塚集落跡保全活用委員会というのはどういう内容でのことを審議して進捗状況がどこまで行っているのか。これ、町長でもいいですけど、担当課長でいきます。町長でいいですか。町長。

○町長（荒木耕治君）

小杉谷石塚集落跡の保全活用検討委員会の委員につきましては、設置要綱第3条に規定する者の中から委嘱をしております。

設置要綱の制定に当たり、構成委員につきましては、小杉谷石塚地域の所有者である林野庁、関係機関や観光協会、安房校区の区長代表、小中学校の校長、小杉谷石塚集落の出身者等を中心に構成をいたしました。

小杉谷石塚跡保全活用検討委員会は令和2年度に開催予定でありました小杉谷閉山50周年記念式典において利活用方針を示すことを目標とし、令和元年7月から協議を開始をしたところです。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、記念式典は今年度に延期になっております。

検討委員会では、現地だけではなく、里地とのつながりを重要視しながら検討を進め、内容としましては、委員の皆様の見解を基に学びの場としての活用方法、エコツアーの造成、施設整備の必要性等について検討しております。

進捗状況としましては、現在、軌道敷の管理体制を含め、様々な課題が残る現地における施設整備の必要性について検討している最中であり、それ以外についてはある程度の方向性が見えてきている状況です。

具体的には、小中学生に小杉谷石塚の歴史を知ってもらおう。教育委員会に協力を頂き、昨年度は一湊小学校、小瀬田小学校、中央中学校において出前授業を開催をしました。小瀬田小学校については、現地を見てみたいという児童からの要望もあり、小杉谷での研修会も開催をしました。

軌道敷が通っていた安房・春牧地区の里のエコツアーについても、安房については導入に向け取り組んでおり、春牧については看板等の充実を図るよう準備を進めております。

また、当時を知る方々が御高齢ということもあり、少しずつではありますが、記録を残すための取組を行っています。

小杉谷を目的としたエコツアーにつきましては、可能性としては非常に高いことから、昨年度、屋久島環境文化財団が行ったプログラムを基に、出身者の方々の意見も踏まえながら、よりよいものになるよう加除修正を行い、まずは財団の年間プログラムとして定着をするよう取り組んでいく予定であります。

小杉谷石塚地域における施設整備の必要については、現在協議をしている最中です。色々な思いがあり、委員の皆様から様々な意見が出ていますが、軌道敷の問題が解決していないことから、管理体制が整った上でという条件の下で委員の皆さんの意見を集約をして利活用策として絵が描けたらというふうに考えております。

小杉谷閉山50周年記念式典につきましては、主催する林野庁が今回を最後にするという話をしていますので、今後も屋久島の歴史、林業の歴史としての小杉谷石塚の記憶が薄れることがないように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○10番（小脇清保君）

過去10回審議会が開かれてその程度の進捗状況だったら具体性が何もないですね、町長。会議が踊っているんじゃないんですか。もう少し具体的に観光ともリンクさせるといふことであれば、小杉谷石塚の開発というのは、利活用というのは大変重要な位置づ

けを持っていると思うんです。全国的に森林鉄道の復活というのは観光資源として至るところで開発されています。幸いなことに、町長、来年は森林鉄道が開設されてから100周年なんです、来年度は。これ、近代文化遺産ですから。例えば、私、大変名前を出して申し訳ないけれども、ヤクデンの許可をもらわなければ利用できないということ自体が、これは国民の文化遺産ですから、これら自体がおかしいと思っているところですから、ぜひそういうことも含めて、ぜひ真剣に審議をして会議が踊らないように。これも、9月の選挙で私恐らく落選でしょうから不可能かもしれませんが、帰ってきたらメンバーに入れてください。私、希望しますから。ぜひお願いできますか、これ。

○町長（荒木耕治君）

規約の中に町長がというのもありますから、定員が25名らしいですので、まだ空きはありますので、そのときにじっくりと考えさせていただければ。

○10番（小脇清保君）

空きがあるのであれば一生懸命頑張ってそのメンバーに入れてもらって、私、小杉谷の活用というのは、あそこに有人山小屋をつくったり、私、夢を持っているんです。そうすると、登山客の遭難も減るんじゃないかと。あそこで1泊させて、そして縄文杉に行く。もう今は縄文杉というのは正直なところエコツーリズムじゃありません。もう70歳過ぎの人が日帰り帰れるような行程じゃありませんから。私も74歳のときまでは縄文杉に登りましたが、もう恐らく行っても無理でしょう。リュックを背負って1泊行程で帰ってくるなら行けるとは思いますけれども、日帰りだったら。町長も最近行ってないでしょう。2人でいきますか。そういう意味では、もうエコツーリズムの場所じゃないと思いますので、小杉谷で1泊させて出発させるということであれば、かなり高齢者でも縄文杉は日帰りできるんだらうと思います。そういう構想も持っていますし、石塚小杉谷の利活用というのは、私、前にヤクデンと話をしたときに、森林ミュージアムみたいな、屋久杉の歴史みたいなミュージアムを建てたいなという話をしたら、じゃあ、そのときにヤクデンも入れて水力発電についても展示場をつくってくださいというお話を頂いたことも記憶にあります。だから、そういうものをつくって小杉谷をもう少し利活用しないと、もう狭い感覚でこんなことをしたら安房だけが栄えるじゃないかと、山小屋をつくったら民宿の圧迫じゃないかと、もうそんな小さなことを言っているようでは観光立島、屋久島町は成り立ちません。ぜひその辺りも含めて検討いただきたいと思います。

最後にお伺いしますが、この会議にどうして傍聴人入れないんですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

今のところ、傍聴ということが申入れがなかったというように思っております。ただ、

1件議事録の開示をとということがありましたので、その部分については議事録の開示をするということで対応したいということで回答はしたことがあります。

○10番（小脇清保君）

聞くとところによると、傍聴を許可しなかったという件を聞いたので私これ質問したんですけれども、じゃあ傍聴は自由でいいんですね。それをもう一回確認しておきます。

○政策推進課長（三角謙二君）

そのテーマごとにありまして、そこは座長であります座長と、あとメンバーの中で判断していただいて、傍聴オーケーというのであれば傍聴というふうな形で取らせていただきたいと思います。

○10番（小脇清保君）

ちょっと待った。メンバーの判断というと、そのときの議長が「いやいや駄目です」とかだったら、秘密会議みたいなものもあるの、内容として。判断基準が定まらないところに問題があるけど。

○政策推進課長（三角謙二君）

自由な議論、意見ができる場という形で設定をしております、その中で例えば小杉谷の出身者等も入ってまして、その人たちがそういう形の中で傍聴が入ると意見が言いにくいとかいう場合があったとするならば、そういう部分については、その人たちの意見を尊重して傍聴不可というときもあろうかとは思いますが、基本的にはオープンな形で委員会が設置されて議論を重ねられてはおるところです。

○10番（小脇清保君）

何かを目的で打ち立てようというときに、これ、秘密でやるような会議じゃありませんがね。屋久島町の発展ですがね。それを最初の傍聴を断った理由が、地元の人がいるからというのを私聞いているんです。地元の人、例えば小杉谷出身者だとか地元の住民がいるので都合が悪いという断られ方をしたという話も聞いているものだから、そういうことがあってはいけないと思って今、念を押しているところです。

○政策推進課長（三角謙二君）

私が任に就いてから傍聴という相談がなかったです。ただ、私になってから議事録の開示ということがありましたので、その部分については情報公開によりまして議事録作成しておりますので、そちらのほうで開示したいという形で回答はしております。ですので、開かれた議論だというふうに認識しております。

○10番（小脇清保君）

ぜひ、秘密会議をするような内容ではございませんので、気軽に傍聴人やマスコミも入れてですね。マスコミがこれを扱うことによって発展するかもしれません、この会議の内容が。ぜひそういうふうな取組をしていただきたいと思います。

町長、町長在職ちょうど10年ですよね。10年間ありがとうございました。恐らく私帰ってこれないと思いますけど、嫌なこともたくさん言ってけんかもしましたけれども、全てこれ町政の発展のためです。悪く思わないでいただきたいと思います。なるべくなら帰ってきてまたお顔を見たいですけども、見れないと思います。

以上で終わります。（拍手）

町長、お願いします。いやいや、冗談です。私が辞めますと言ったら、あんな寺田さんやら富士高さんみたいな温かい送辞の言葉をもらえるかなと思った。そうしたら、もらえないよという意見もありましたので、お言葉は要りません。ありがとうございました。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。13時30分から再開いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時30分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、眞邊真紀君に発言を許します。

○2番（眞邊真紀君）

こんにちは。お疲れさまです。とうとう今回、4年の任期の中で最後の一般質問になりました。議員にならせていただいて仕事をさせていただいて、やっぱりつくづく、最近になって本当につくづく思うのが、やっぱり暮らしている町民の方、色々な悩みを持たれたりされているんだなというのがはっきり分かります。

年数重ねるとというか、まだ4年しかやっていないんですが、やっぱり3年、4年たってきますと相談の件数が増えているというか、実際に普通こういうことをかき見ない、聞かないということ聞かせてもらったりしています。

町民の代表として働かせていただいている醍醐味だなというか、普通聞かないようなことを聞かせていただいて、処理できないようなことも抱えたりしますが、とてもいい仕事をさせていただいているんだなと思って、今後も引き続き、次機会が与えられるのであれば頑張りたいと思っています。

では、1番目の質問に入らせていただきます。

旅費精算不正調査について。

旅費精算不正調査の進捗状況、6月議会では、調査中なので答えられないと答弁があったが、少なくともいつまでかかるのかめどをお示しください。よろしくをお願いします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

監査委員の朝倉といいます。眞邊議員の質問にお答えいたしたいと思います。

旅費に関する町長からの要求監査についてですが、まだ調査の途中であり、いつまでということについては、はっきりとお答えすることはできませんが、遅くとも年度内には終了し、報告したいと考えております。

以上です。

○2番（眞邊真紀君）

年度内となると、まだ数か月ありますが、大体、おおよそで構わないんですが、全て、町長からの依頼の調査が100%だとすると、今何%ぐらい進んでいますか、調査は。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

何%といっても、ちょっとパーセントでは表示できないんですが。

○2番（眞邊真紀君）

そうですね。少なくとも年度内ということですが、結局、調査の範囲が割と広いというのと、数も結構膨大だと思うんです。それをよく知っているのも、監査委員の2名だけで調査が、オーバーワークじゃないかどうか、その辺お聞かせください。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

現状の監査委員の職務の中で、通常、地方自治法によって定められている定期の必ずしなければいけない部分がありますよね。そういうものと、それから今後の、そういう中で、監査委員の仕事で、私は監査委員の仕事だけですけれども、事務局、それから議選の代表という者も含めたときに、色々調整が要りますよね、どうしてもですね。

例えば今回の場合は、通常の例月の審査があります、毎月ですね。それから、今度一番大きな決算審査がありました。特にこの決算審査の場合は、今回は、3つの新しい公会計が導入されて、その審査が加わったものですから結構時間がかかりました。

それから、10月には定期監査があります。これも20日ぐらい、10月から11月にかけてですが、20日ぐらいかかりますので、これも定期の監査ですので。そういうものを含めて、今の議員さんとか事務局とか私との調整の中で考えたときに、どうしてもやり上げるとすれば3月まで見ていただきたいという考え方でございます。

○2番（眞邊真紀君）

当然、日頃の仕事があるでしょうから、この旅費不正の調査というのは非常に大変だと思うんですね。

監査委員のほうに調査を依頼した町長にお伺いします。

監査委員が今、色々な仕事があるというふうに並べておっしゃっていましたが、その中で、この旅費不正の調査を監査委員の2人にお任せしておいて大丈夫かどうか、こ

の年度いっぱい終わるかどうかって、どうお考えですか。

○町長（荒木耕治君）

今、監査委員が答弁をしましたように、非常に厳しい仕事だとは思いますが、お願いだと思いますけど、今、やれるということですので、そのように思っております。

○2番（眞邊真紀君）

本当にこの旅費不正について、後にも書いていますが、架空領収書の存在については早く明らかにして、新たなものが見つければ、その犯人捜しをするわけじゃないですけど、やはり大事なお金が帰ってくる可能性がある、それを早く進めて、何が起きていたのか、やっぱり町として報告するべきだと思うんです。

司法である一定の結論が出てるでしょって言われるかもしれませんが、司法は警察が捜査をして検察が判断をする、その中身というのは、私たちには一切分かってないですよ。

だから、その中身を面白半分に知りたいとか、そういうわけではなくて、やはり何が起きていたのかという事実とその分析、再発防止、これは絶対に講じる必要があって、町の本当の信頼の回復をするには、それを一刻も早くやるべきだと思っているんです。

だから、しつこく嫌がらせでこういうことを言ったりやったりしているのではなくて、町民が、あれおかしいよねって、どうなっているのって、いまだに言い続けているものだから、本当に必要だと思ってやっています。

今年度いっぱいかかるということで、次改選があって、私は次も、12月議会出るつもりでおります。

先程年配の先輩議員が次も出る、自分も議場に立つようなことをおっしゃっていたけど、厳しそうだと思うんですが、私は頑張って12月議会も立とうと思っています。（発言する者あり）すみません。

なので、監査委員の朝倉さん、ぜひ、また次も恐らく進捗教えていただけても、議場に来ていただいて少しでも御回答を頂くようになると思うので、よろしく願います。

2番目の質問が、架空領収書についての具体的な調査を行っているのか。

これ質問に上げていますが、調査の途中だからお答えできないって言われるかもしれませんが、これ、やはり今回の調査の肝だと思うんです。これをやっているのかやっていないのか、それはきちんとお聞かせください。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

前回もお答えしているとおり、この部分だけを取ってお答えするということはできません。だから、御指摘のあった領収書についてもですね、やはり、町長に対して監査結果をもって報告させ、全体をもって報告させていただくということになると思います。

○2番（眞邊真紀君）

くりぬいてというか、架空領収書、領収書の不正が相次いでて、結局、前の議会のと
きに、私が事例を挙げてお示ししましたよね。ああいうものがあるという御認識のもと
で、旅行代理店への問い合わせをしているのか、していないのか、その辺はお聞かせく
ださい。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

それも一応監査の調査の途中ですので、そのことも含めて今のところではお答えはで
きません。

○2番（眞邊真紀君）

そこまで秘密に進めるようなことでも全然ないと思うんですが、それは朝倉さん御
本人の判断なのか、それとも調査を依頼している町側はどうそのことについてお考えな
のか、進捗を確認したりはされていますか。

○町長（荒木耕治君）

確認はしておりません。また、私からもそういう指示もしたこともありません。

○2番（眞邊真紀君）

これ大事な問題なので、報告をするときに、当然この領収書について調査をしなかつ
たという報告は、これはあり得ないと思うので、途中、年度内にするんでしょうから、
また次の議会で聞いていきたいと思います。

監査委員会の方にお伺いしたいんですけれども、住民監査請求も却下されたりとか、法
的な解釈が当然必要になりますよね。法的な解釈をもって、これは監査請求に値しない
というふうに却下されましたけど、そういう法的な解釈はどなたがされていますか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

それは、私と議選の監査委員と、あと事務局を通して皆さんで検討をして、最終的に
正しい判断はこれだよねという形でやっております。

○2番（眞邊真紀君）

文書作成は、じゃ、事務局がされているんですか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

文書作成のほうは事務局に任せております。

○2番（眞邊真紀君）

事務局は、法的な解釈で微妙なところはどういうふうにお決めになっているんですか。
その法的な解釈は、恐らくどなたかに相談されていると思うんですけど、その辺はいか
がですかね。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

どうしても皆さんで検討をして判断できない部分というのは、そういうところにお願

いをして確認をするケースもございます。

○2番（眞邊真紀君）

そういうところというのは、どこですか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

一番に手っ取り早くいくと弁護士さんとか、そういうところ、あるいは博識者、知識のある方を探していただいて、お願いするケースもございます。

○2番（眞邊真紀君）

弁護士とは、具体的に誰のことですか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

それは、お答えはできません。

○2番（眞邊真紀君）

それは答えられない範囲の話ではないので、具体的に、例えば町村会を通して、どなたか弁護士がいて、相談をされているとか、町の法務事務専門員に相談をしているとか、そのぐらい、秘密にすることでは何でもないと思うんですね。

法的な解釈がきちんと明記されて、文書返ってくるじゃないですか。これは当然事務局とか監査委員の方が作っている文書ではないと思っているので、これはどなたが作成されているのかなと思って聞いているのですが。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

ちょっと今、質問の意味がよく分からなかったんですが、弁護士の名前を知りたいんですかね、弁護士の名前を。

それは言っていないんですかね。私はちょっと言いたくはないんですけど、私は言いたくはございません。

○2番（眞邊真紀君）

究極なる公の仕事をして、その法的な解釈や文書作成をされていますよね。それをした相手が、相談している相手が誰だということをなぜ言えないのか、その根拠をお示ください。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

弁護士さんが作るわけじゃないんです、文書は。それを問い合わせ色々相談をして、そして、得た意見とかね考え方を我々がそしゃくして文章にしているわけです。弁護士さんが文書をつくるわけじゃないんですよ。

だから、相談はいたしますが、弁護士さんがこうこうしてくださいとかいうことじゃないわけです。参考にして我々が作るんです。

だから、その弁護士さんの名前はなぜ必要なのかというのが、ちょっと分からないんですけど。相談をしているだけなんですから、相談した人の名前を言う必要があるんで

すかね。私どうもよく理解できないんですけど。

○2番（眞邊真紀君）

個人名を知りたいわけじゃなくて、どういう機関に問い合わせをしているのかっていうことです。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

個人名が出なければ、県のですね、県の組織がありますよね、例えば議長会とか、監査委員事務所の全体の23町村の事務局がありますので、そういうところに、こういうことについてお答えできる何か人を紹介していただけませんかと言えば、そこで紹介をしていただくことがあります。

○2番（眞邊真紀君）

分かりました。最初からそのようにお答え頂ければ非常にありがたいんですが、何が言いたいかという、やはり、町、議会、あとは監査委員ですよね、それぞれ独立した機関です。

町は法務事務専門員を雇用した、契約して雇用した形になってはいますが、もしその法務事務専門員に相談していると、これはちょっとおかしな話だなと思ったから聞かせていただいただけで、そういうほかの機関に法律の専門家がいて、そこに判断を委ねる、相談をするというのは、全然普通の話だと思います。ありがとうございます。

不正調査はまだちょっと数か月時間かかりそうなので、経過を見守りたいと思いますが、やっぱり、年度内にというのも分かるんですけども、なるべく早く正確な報告書を出していただけたらなと思います。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

おっしゃるとおり、それに向けて努力して頑張りたいと思います。

○2番（眞邊真紀君）

どうぞよろしく申し上げます。また次の議会でお伺いすることもあるかと思いますが、よろしく申し上げます。

次の質問に入ります。

コロナウイルス感染症への対応についての1番で、ワクチン接種に関する情報を正しく発信できているか、遺伝子ワクチンの基本的な知識を町民に説明できているか、よろしく申し上げます。

○町長（荒木耕治君）

本町では、現在40歳以上の方を対象に、接種券の発送時に案内チラシを同封をし対応をしておりますが、これまで65歳以上の高齢者には、チラシを冊子にし、かつ文字を大きくするなどの配慮をしながら、65歳未満の方に対しては、ワクチンについての説明チラシをつけ足すなど、厚生労働省が提供をしているものについて送付をしております。

また、町報2月号からワクチン接種に関する情報を毎月掲載をし、町ホームページにワクチン接種に関する特設ページを設け、LINE予約サイトにもワクチンに関するQ&Aサイトを設置するなど、あらゆる世代にも御覧頂けるよう努めてまいりました。

インターネットが普及し、ウェブ上にワクチンに関する様々な情報が掲載をされ、その情報の信憑性を確認することは難しい状況の中、町といたしましては、ワクチンについての情報を含め、厚生労働省の提供する情報が最も信頼性があると判断をし、提供されたものを様々な方法で町民にお知らせをしているものであります。

○2番（真邊真紀君）

町の接種券が、自分も年齢に達しているので届きました。その前からほかの方にも見せていただいて、通り一遍の、厚生労働省が発表している内容は書いてある。

ただ、世間の情報と照らし合わせてみると、非常に情報が不足しているなどというように見受けられます。

具体的に何が言いたいかというと、あくまでも今回の新型コロナウイルスのワクチンは、これまでのインフルエンザとか日本脳炎とか風疹・麻疹のワクチンとは全く違って、遺伝子ワクチンなんです。

これは、人類に初めて投与される、いまだ治験中のワクチンであるというところが非常に報道を見てても分かりにくいですし、町の通知は、厚生労働省が作ったものをそのまま屋久島町に置き換えて配布したりしているので、非常に事実が伝わりにくいというか、伝わってない状態になっていると思うんです。

先程、住民の方から参考にしてくださいという資料の中に書いてありますけど、遺伝子ワクチンはいくまでも治験中であり、今まさに世界中で実験データを収集しているということ、これは事実ですね治験中なんですね。

短期的なリスクの説明、これが非常に欠けています。5月にはまだ500名ぐらいでしたか、それが7月には919人、多分今また増えていると思うんですが、日本のワクチンに関連する死亡者は、今分かっているだけで919人、アメリカでは1万人を超えています。こういうことは一切書かれてないですね。ワクチンを打って、一人でも亡くなる方がいるんだという情報が一切書かれていない。

長期的なリスクについては全く不明。当然、治験中でまだ人類に出て間もないワクチンなので、リスクについては全く不明なのは当たり前だと思います。全く不明だということにも触れられていない。

そもそもメッセンジャーRNAというのがどういう技術なのかを説明されていない。メッセンジャーRNAといっても、すごく解説が難しいから、そこまで書いても理解できるのかどうか分かんないですけど、視覚的な情報としては、やはり遺伝子ワクチンだというのは伝えていかないといけないと思うんですね。

このメッセンジャーRNAとは、ここに書いてありますけど、接種者の前身の細胞の中に入り込みスパイクタンパクをつくり続ける。そして、そのスパイクタンパク自体が血栓をつくってしまうことは分かってきている。副反応の症例が軒並み血栓由来。これは、副反応は血栓がかなり起きる、脳梗塞になったりとか心筋梗塞になったり、くも膜下出血される方が非常に多い、多く出てきているというのは目にしたことがあるかと思えます。

そういう血栓をつくってしまっ、くも膜下出血や心筋梗塞が起きるということも書かれてない。腕が痛くなる、まれにアナフィラキシーショックが起きるといような書き方がされています。これはちょっと事実と異なると思うんですよ。

だから、こういうことをどこまで書くかという問題もあろうかと思えますけど、きちんとメッセージを出している泉大津市の市長さんの記事を頂いています。これは非常によくまとまっているなと思って、こういうふうに公表をされている自治体があることは非常にいいことだと思います。

屋久島町のコロナワクチンの接種券についている案内書にも、あくまでもコロナワクチンの接種は強制ではありませんというふうには書かれています。これ、でも書いてある順番が非常に高いというか、ワクチンは強制ではありませんというのが線も引っ張ってあってよく分かるようになっていきます。

すごく大事なことが書かれていて、受けない方に対して接種を強要することや行動制限を求めるものではなく、同調圧力や差別は決してあってはなりません。これは非常に大事だと思います。

遺伝子ワクチンの基本的な知識を町民にもっと詳しく説明するべきだと思いますが、いかがですかね。今できていると思いませんか。

○町長（荒木耕治君）

今、議員が言われるように、私個人も県とか国とか色んなところから出てくる情報というのは、全て出てきているわけではないというふうに、言葉はあれですけど、不信感というのはございます。

ですから、今言うように、いいことばかりを出さずに、そういうことも出してほしいというふうに思っております。

ですから、今、一方ではですね、今、インターネットの普及がすごくて、色んな情報が世の中に氾濫をしていて、どれが正解で、どれが不正解なのかっていう、その、今私たちは、その一般の人たちもそうですが、その色んな情報があって、その中から何が正解なのかっていうのを、ある人は、言わば右のほう为正解だと言う、ある人は左のほうの人で、だから、そこら辺で色んな動揺が起きているんだろうなということですよ。

ですから、私どもが町として出すには、色んなことありますけど、やっぱり一番信頼

性のある厚生労働省が出してる文に重きを置いて今その情報発信をしている。それは、ですから強要もしていませんし、やっぱりそれは、今先程頂きましたこのメッセージにあるようにですね、今現在から、まだこれから続いていくでしょうから、メッセージの出し方っていうのを私もちょっと考えてですね、こういうものも含めた形で出せるように、また担当課にもそういう指示もしたりしていきたいというふうに思います。

○2番（眞邊真紀君）

今色々な情報が飛び交っていて、どれが本当か分からないというような趣旨のことありましたけど、実際そうだと思います。

ただ、先程読み上げた件、遺伝子ワクチンである、メッセンジャーRNAであるっていうことは事実です。

この919人という死亡者数も、これ厚生労働省が発表しているもので、これも事実です。

だから、事実に基づいて事実を書くというのは、これ何も迷うことではないと思うんですね。それを書くことによって、接種をためらわれる方が出るんじゃないかということをおそらく懸念されているかと思うんですけど、もし違うとしたら、それはそれで本当にいいことだと思うんですが、一方の、厚生労働省が言わばワクチンを勧めたい、接種を勧めたい側が出した情報だけを出すと、やはり、接種をしなければ特異な目で、変な目で見られてしまうとか、そういう危機感で皆さんあると思うんですよ。

ただ、本当に命に係わることなので、選択をきちんとさせる、正しい情報を出した上で、受けるのか受けないのか、それは本当に個人的な判断の問題なので、ただ、その個人的な判断をする材料をきちんと出していただきたいなと思います。

死亡者数は出していると思うんです。副反応、重篤な副反応が起きている方も残念ながらたくさんいらっしゃいますね。聞くところによると、島内でもワクチンの接種を2回目受けた方、布団から出られない。起きられない。いまだに、もう多分1か月近くたつんじゃないですかね。起きられないという方が出てきてます。

ただ、そういう情報というのは非常に言っているのかと、御家族も世間の目を気にして、言わないでお家に閉じ込めていたりするので、そういうことが起きているのはやっぱりきちんとキャッチしていただいて、ワクチンについての情報をきちんと町民に説明していただきたいなと思います。

今後、町長は検討してくださるとおっしゃっていましたが、こういう例を基にぜひよろしくをお願いします。

続けて、副反応に係る情報提供について。

町の通知やら町報の情報を見ていると、副反応について、腕が痛くなったりとか軽く熱が出ます。その程度の情報しかないんですね。だから、副反応はもっと重篤なものも

出ますので、さっきから言っているように、死者は少なくとも今919人出ている。重篤な副反応が3,338人、これ分かっているだけでも出ています。副反応自体は2万人以上出てます。

こういうものを、やはり遺伝子ワクチンの情報とともに実際のところ書いていただきたいと思うんですが、この辺いかがですかね。

○町長（荒木耕治君）

ワクチン接種後の今、副反応につきましてはですね、これまでも案内チラシに掲載しておりますが、今、議員が言われるようにちょっと踏み込んだ書き方をしてほしいものがございます。

様々な副反応疑いの報告が出されております。コロナにつきましては厚生労働省ホームページに掲載をされておりますが、主なものについては案内チラシにも掲載していましたが、改めて町報の7月号でお知らせをしたところです。

本町では今8月16日現在、1万3,118回の接種が行われておりますが、重篤な副反応の報告事例は今のところ私どもは聞いておりません。引き続き新たな情報が提供され次第、お知らせをしてまいりたいというふうに思います。

○2番（眞邊真紀君）

前回の一般質問で担当参事から聞いたのは、病院や診療所、接種会場になっているところからの詳細な情報提供はないというふうにおっしゃっていたんですが、今現在どうですか。やっぱり各医療機関からどういう副反応があって、どういう相談が寄せられたという情報は受けてますか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

接種機関からの報告については、今のところ特段聞いておりません。

○2番（眞邊真紀君）

医療機関もどういうふうに判断するかって、本当に個性が出るというか、これはワクチンに関係ないというふうに判断すれば当然情報には載ってきませんし。

ただ、やっぱり聞く中で、かなり高熱が出て数日寝込んだとか、寝込んでいて、もう起き上がれないから島外の親類を呼んで最後のお別れみたいなものをさせたとか、そういう話を直接聞くんですね。

だから、実施主体者である町が、ワクチン接種後にとても具合が悪くなった人の話を全然聞こえてこない、話が聞こえてこない、これっていうのは結構大変な話で、実際にお亡くなりになってしまったと、そういう事例が起きたときに、やっぱり被害者救済制度のほうに申請するようになると思うんですよ。

ただ、それも難航するというのが以前の例で分かっていますので、やっぱりその詳細なる情報というのを医療機関から提供を求めるといのが、屋久島町が実施主体者だか

ら知らなきやいけないというのを、各医療機関にもうちょっと言っていただけませんかね。

○町長（荒木耕治君）

言うことはやぶさかではありませんので、きちんとそういう報告をしてもらえるようにしたいと思います。

私どもは独自で、全然接種後の調査をしてないわけではなくてですね、今職員ですけれども、職員も当日キャンセル対応で、若い職員も今101名が2回接種を終えております。

ですから、この101名につきましてはですね、接種後の調査をしております。若い人ですから、1回目、注射の部位の痛みが9割、1名が強い倦怠感、それと、2回目では34%に発熱の症状があり、そのうちの6%が38.5度を超える発熱をして、いずれも1日か2日程度では症状が今現在改善をしているという、そういう報告は受けております。

○2番（真邊真紀君）

実際に町内でどういう副反応が起きているかっていうのを、ちらりとは書いてありますけど、できれば詳細調査頂いて、広報していただけたらなと思います。

ちょっと関連なのでお聞きしますが、昨日も総括質疑の中で、どこでコロナが発生したか。この間の件はクラスターで、やはり皆さん発生箇所を特に知りたがっていました。何か各議員のところにも、恐らく職員の方たちもそうだと思いますけど、一体どこなんだよって、何で町は言わないんだという声、すっごくたくさんあったと思うんですね。

昨日の御回答で、県から誰々ってというのは、何十代、女性か男性か、どういう症状かっていうのしか来ないとおっしゃっていましたが、大体クラスターが発生したときに、どこで発生したかというのは恐らく聞いていると思うんですよ。

だから、集落だけでも知らせていただけたら、例えば自分、麦生にいますけど、宮之浦なのか、やっぱり尾之間で発生したのかっていったら、当然知って、どっち方面に買物に行くとかっていう選択もやっぱりしたいと思うので、かなり声が聞こえてきてますが、一体その、具体的にどこっていう場所はいいですけど、どこの地区、北部なのか南部なのか、そこぐらいは教えていただけませんかね。

○町長（荒木耕治君）

保健所に再三要請をしますけれども、全くそれは教えてもらえません。ですから、クラスターの場所も、私どもも知りません。それは、だから町民のほうが、陽性になった子供たちとかその人たちで、どこでやったということは、そっちのほうが早く情報を持って、私どももそこから聞くというような今現状であります。

○2番（真邊真紀君）

分かりました。そういう体制だったら保健所とか県の担当課のほうにも連絡はしたいなと思っています、住民として。

何かこのコロナについての情報をいたずらにやっぱり個人情報を取って、誰がかかったんだよって言いたい人ていないと思うんですね。やっぱり感染予防しなさいという一方で、どう予防すればいいのかっていうのが分からないから、皆さん恐怖を覚えているんですね。

高校も一昨日から始まりましたけど、夏季授業が。高校でも実際にPCRの陽性者がどうも出ているようなんですよ。ただ、それは高校のほうも、保護者への安心安全メールで何も一言も触れずに学校が始まります。感染予防してくださいと、そういうメールだけだったんです。

ただ、生徒が、誰かがかかっているようだっていうのは、やっぱり皆さんLINEとかでつながっているんで情報が行って、勝手に休むというか、誰かが感染しているから休もうって、学校からの情報はないけど、子供たちが勝手に休むみたいなことが起きています。島内、やはり情報不足でぐちゃぐちゃになっている状態だと思うんですよ。

なんで、その中で、もうすでに60例ですか出ていますから、情報をきちんと出すという最大限の努力していただきたいと思います。

次に移ります。

若年層への新型コロナ遺伝子ワクチンの接種について。

これはなぜまた質問に上げたかというのと、以前、小中学校での集団接種はしませんと言ってくださいました。その点非常によかったんですが、ちょっとやっぱり心配なのが、部活動とか、スポーツ少年団ではなかなか外に出ないかな、島外に運動で、その試合で行ったりする児童生徒に対して集団接種をする、もしくはそれが起こる可能性があるかどうか、それ、お考えになったことはありますか。

○町長（荒木耕治君）

この間答弁をしたように、そういうのをやるつもりは私はございません。

○2番（眞邊真紀君）

町長のお考えがそうで、例えば部活動でそういうものを半強制的にされてても、なかなか耳に入ってこないと思うんですよ。だから、町の方針として、やはり児童生徒への集団接種、その部活動も含めて、それはやってはいけないと。個人的に病院に保護者と行くのは当然のことですけど、やっぱり同調圧力や差別は決してあってはなりませんってこの市長さんも書いていますが、これなんですよ。

やっぱり究極な個人情報、これはどうしても守らなきゃいけない個人情報、人権にも関わる、これは憲法違反にもなってしまうと思うんですよ、こんなことをすると。やっぱり、これは本当にぜひやめていただきたいし、それが分からずに計画が立っている可

能性があるので、やはり町から、教育委員会を通して各学校に注意喚起していただきたいなと思います。いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

幸いと言ったら何ですが、私の孫も中央中学校の2年生に今在籍をして、勉強せずに野球ばっかししてますけど、そういう部活動もありますので、そういうのがもしあればですね、そういうところから情報はすぐ私にも入ると思いますので、そういうことは教育委員会ともまたそういう話は詰めておきたいというふうに思います。

○2番（眞邊真紀君）

町、町長自身の御自身の考えがきちんとそのように固まっていますから、その点では安心しています。もしそういう話を聞いたら、逐一相談をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

次に移ります。新型コロナ後も見据え新たに生み出す観光資源のビジョンについて。

低迷する屋久島観光の活性化に向けて、新型コロナ後も見据え、縄文杉だけではない新たな観光資源をどのように生み出すつもりなのか、町長のビジョンをお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

少し長くなりますが、本町への入り込み客数は平成19年の40万6,000人をピークに減少が続いておりますが、当時の社会情勢を振り返りますと、観光地としての人気の高まりに加え、高速船料金の価格競争が激化をしており、破格の料金で屋久島鹿兒島間を往復できていたことも大きな要因としてありました。

また、インターネットの普及によって様々な地域の情報が容易に入手でき、観光の多角化が進んでいることや、LCCの台頭により、類似観光地との交通条件不利、近年では平成26年、27年と2年続けての新岳大規模噴火による風評、平成28年度は熊本地震による九州全域への影響、令和元年度は山岳豪雨災害といった非常に災害による影響にも悩まされてきてまいりました。

さらに、全世界での新型コロナウイルス感染拡大により、観光業を始めとする各産業の受けている経済ダメージは計り知れないものがございます。

このような状況下ではございますが、議員のおっしゃるとおり、コロナ収束後における誘客に努めなければなりませんし、本町旧来の課題である縄文杉や白谷雲水峡、屋久杉ランドからの分散と、本町が有する様々な観光資源を最大限に活用した観光の提供に引き続き努めてまいり所存です。

本町を訪れる観光旅行者の目的は、縄文杉を始めとする自然環境であり、縄文杉や白谷雲水峡、屋久杉ランドの人気度は今後も変わらないであろうと思いますが、屋久島を世界自然遺産にたらしめた自然美や景観美は、山岳エリアや西部林道エリアにあります

し、本町を潤す水の循環に触れるという意味では、川でのアクティビティ、黒潮の恵みという意味ではシュノーケリングやダイビングといったマリンアクティビティがあり、海・川・山を通して豊かな生態系に触れることができます。

さらに、現在のところ8集落で里のエコツアーによりローカルな体験が提供をされています。

このように本町は観光資源に恵まれていますので、新たにつくり出すのではなく、既にある観光資源を磨き上げて効果的に発信していくことが必要ですし、各コンテンツの効果的な提供のためには、各産業、各事業者間の連携も重要ですので、各産業、各事業者の意見を吸い上げながら、何度も訪れたい島を目指して取組を進めたいと考えています。

また、ターゲットに関しては、やはり、これまでのような団体旅行は減少するでしょうから、ウェブを活用した効果的な個人誘客、観光教育を軸とした教育旅行誘致にも力を入れていきたいと考えています。

他方、自然環境に頼った観光事業を優先し過ぎると、自然環境への過負荷など悪影響が生じますし、環境保全を優先させれば町内経済の影響が懸念をされます。

現在、屋久島町エコツーリズム推進全体構想の策定に向けた作業を進めておりますが、保全と利用のバランスをとり、観光基本計画でお示しのとおり、エコツーリズムを基軸とした持続可能な観光地づくりを推進をしていくことが肝要であります。

先般、奄美大島、徳之島、沖縄北部及び西表の世界自然遺産登録が正式に決定をされ、鹿児島市の明治日本の産業革命遺産と本町を含め、鹿児島県は3つの世界遺産を有する唯一の県となりました。鹿児島市、奄美市とはクルーズ船誘致のための黒潮連携を組ませてもらっていますし、フェリー波之上も寄港をしておりますが、これにとどまらず、さらに活発な往来が図られるよう各機関へ働きかけてまいりたいというふうに思っております。

○2番（真邊真紀君）

特に新しいことというのは取組として具体的に考えておられないのだと、今ある観光の要素もたくさん屋久島はありますので、それを効果的に生かしていくというお答えですけど、具体的に何か、例えば環境教育をしていくとかも中にありましたけど、具体的にこの観光教育とはどういうことですか。

○町長（荒木耕治君）

午前中の質問にもお答えをしましたがけれども、今、小杉谷の検討委員会もつくっております。私の今私的な考えですけれども、あそこは500以上の人が住んで、集落があって、小中学校もあったそういう場所ですよ。そして、やはり屋久島の伐採、屋久杉の先端基地であった、そういうものを歴史の中で残したいという思いもあります。

屋久島で初めて電気が起こされて、私は入ったことはありませんけれども、電気風呂が一番先についたのもあそこだというふうに聞いております。ですから、そういうものを、あそこをそういうフィールドを使って教育の場として学習ができるような、そういう場所に新しくつくっていきたい。

それともう一つは、豪雨で取り残されたこともあります。例えば、小杉谷にですね、例えばそういう一時的に避難ができるそういうものがあればですね、そこで救える命も、事故等があったときにできるような、そういうものは、あそこの場所にこれから必要じゃないのかなというふうに思っております。

○2番（眞邊真紀君）

ありがとうございます。小杉谷の件もそのようにお考えだと聞いて、非常にいいことだなと思います。やっぱり具体的な目標というか、一つでも二つでもあると、そこに進みやすいですし、それに関連するものがどんどん浮かんでくるかと思うんですね。

具体的に聞かせていただいて、ありがとうございます。

時間がないので、すみません。次に移ります。

国は今年、屋久島や知床など5地域を世界水準の国立公園にする目標を掲げたが、屋久島町は地元自治体としてどのような方針で協力していくのか。具体的な対策を含めて町長のビジョンをお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

この件につきましては、議長と中馬議員も参加をしておりましたので御承知のことと思いますが、4月の28日に開催をされました令和3年度屋久島世界遺産地域連絡会議において、会議の最後にその他の議題として1枚紙の資料が配付をされ、九州地方環境事務所より、環境省と林野庁からの情報共有という形で説明がなされたところであります。

その日の午後に小泉環境大臣よりアナウンスされるということであり、内容としましては、国立公園と国有林をそれぞれ世界水準のレベルを目指して連携をしていこうというものであります。

ここに上げられているのが、知床、日光、屋久島など世界遺産クラスの大自然の場所であり、ここを重点地域として、既存の連携している事業をより一層深め、色々な取組を進めていこうというもので、こういった目標に沿って、これから具体的な取組が進んでいくということでありました。

現在、各省庁において連携に向けた調整を進めているとの話から、議員がおっしゃる具体的な対策を含め、地元自治体としての方針等につきまして今後、各省庁から連携に向けた取組について提示がなされ次第対応をしてみたいというふうに思っております。

○2番（眞邊真紀君）

各省庁から提示があって屋久島町が動くっていう感じなんでしょうけど、国立公園、国有林、世界水準を目指した連携の推進について、農水省と環境省が出している文書を見ると、あくまでも何か地元自治体の姿勢が先に来て、考えが先あって、環境省、農水省が動くというようなふうに見受けられるんですが。

気になることが書いてあって、今世界自然遺産級の優れた原生自然を有する地域、知床、屋久島、西表、石垣、誘客ポテンシャルの高い地域が日光、中部山岳になっているんですけど、これが重点地域については、地域の意見など今後検討に応じて変更等もあり得るものとするというところで、何か声を上げ、具体的な、これがやりたい、屋久島町はこういうことがやりたいというのがないと、待ってても、もしかするとほかに手を挙げたところを取られてしまうんじゃないかなっていうのもあって。

著名な土地ではありますし、ポテンシャルもとても高いのでそんなことはないかと思いますが、やっぱり先に何がしたいかっていうのが必ず必要だと思うんですね。

さっきの質問とも関連しますが、小杉谷をそういう環境教育に役立てたいとか、そういうことも十分出していけるかと思うんですが、それを具体的にこれに充てていくかっていうのは今のところ考えはございませんか。

○町長（荒木耕治君）

今現在、これについて協議をした経緯もありません。

今、議員が言われるように、こっちからやっぱり準備をして、そういう事態になったときに遅れをとらないようにやるということは大事なことです。またそれについて内部で協議をして、そういう外されるようなことがないようにですね努力はしていきたいというふうに思います。

○2番（真邊真紀君）

屋久島町の明確なビジョンがあって、こういう事業をやりたいと計画が立っていると、農水省と環境省がこれ一緒になってやる事業だと思うので、相当なお金が出るんじゃないかなって勝手に思っているんですよ。

なんで、小杉谷のそういう整備もそうだし、先程言われてた有人山小屋、あれもぜひ、有人山小屋一つもないので、ぜひ一つでも二つでもこういう計画に載せて造っていただいて、本当に、泊まりで行くのも大変でしょうから、小協議員もさっき言ってましたけど、泊まれば町長と一緒にいきたいというので、やっぱり有人山小屋はぜひ造っていただいて、仲良く山小屋に泊まっていたらなと思います。（発言する者あり）

そういうことが本当に実現するとなると、私、町長は次出るかどうかで、自分分らないとおっしゃっていましたが、私も小協議員と一緒に書きますよ、お名前を。

ぜひ、本当に明確なビジョンを持っていただいて、こういうせつかくの機会を逃さないようによろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。14時40分から再開します。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時40分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、岩山鶴美君に発言を許します。

○4番（岩山鶴美君）

4番、岩山鶴美です。

皆様、お疲れさまです。本日の最後になりました。また、議員最後の質問になるやもしれませんので、心してスマートにやりたいと思います。よろしく願いいたします。

少し、私ごとで大変恐縮なんですけれども、今会期中に母の17回忌を迎えます。法事を、命日を前にして思い出すことがあります。

私は、若き学生時代、寮生活を送りました。当時、鹿児島でも有名な、大変厳格な寮監先生でした。その先生に朝晩歌わされていた歌があります。「10億の人に10億の母あるも、我が母に勝る母ありなんや。忘るなよ。御身のために今日もまた、泣く泣く祈る母あることを」10億の人に10億のお母さんがいるけれど、あなたのお母さんに勝るお母さんはいないんだよ。忘れてはいけませんよ。あなたのお母さんはいつもあなたのことを思って祈っていますよ。そう言って、私たちを叱咤激励してくださいました。

思えば、自分が母親となって、母となって初めて母親の存在を身をもって知ることになりましたが、産んだ子供の数も、働き方も、心のやさしさも、芯の強さも、全てにおいて、母に勝るものは残念ながらありません。が、それでも、母に教わったことを忘れずに、いつも前向きに生きてしたいと思います。私は、残念ながらもう、両親ともおりませんが、まだ御健在のお父さん、お母さんをお持ちの皆さん、どうぞ親孝行をして差し上げてください。

親孝行といえば、屋久聖人泊如竹翁の教えの中に、親に孝行の義は、衣装を進上申し、うまきものを求め、進上申すを孝行と思うなよ。親の腹を立てざるようにつかまつり候こと、専らに候。親孝行というのは、着物をあげたり、おいしいものを買ってあげることだと思っはいけませんよ。それより、親が腹を立てないように一生懸命仕えることですよとありますので、皆さん、参考にしてみてもいいでしょうか。

それでは、今回の私の質問は、1番目に、通学路の安全確保について、2番目に、台風時の生活対策についてであります。

1 番目の通学路の安全確保については、千葉県でトラックにはねられ、小学生 5 人が死傷する痛ましい事故が発生しました。我が町の県道、町道において、通学路の安全が確保されているのかを伺います。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（塩川文博君）

岩山鶴美議員の通学路の安全確保についての御質問にお答えいたします。

千葉県八街市において、下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5 名が死傷する痛ましい事故が発生し、加害者に対して憤りを覚えるとともに、亡くなられた 2 名の児童の御冥福とけがを負った児童の少しでも早い回復を願うばかりでございます。教育委員会におきましては、このような悲惨な事故が起きないように、年間を通して安全な通学路の確保に向けた取組を実施しているところでございます。

例年、5 月、6 月に各学校、各幼稚園、保育園等で実施しております安全点検に加えまして、再度、各地域の交通情報の収集を進めまして、それらの点検結果の全てをもとに安全対策プログラム委員、構成員は町の教育委員会担当者、屋久島警察署、町の建設課、町の防災担当、熊毛事務所建設課がメンバーでございますが、それらのプログラム委員で、点検結果をもとに点検を行っております。

本年度は昨日、8 月 18 日に合同で点検を実施いたしました。改善が必要な箇所につきましては、安全対策プログラム委員で対応を協議し、対策を進めてまいります。なお、これまでの安全対策の結果につきましては、屋久島町ホームページに掲載し、お示ししておりますので、御確認いただければと思います。千葉のような事故が本町で起こることがないように、随時、安全対策を適切に進めてまいります。

以上です。

○4 番（岩山鶴美君）

まず、警察庁によると、2020年の交通事故死者数が2,839人ということであります。初めに、亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしたいと思えます。

今、教育長から説明がありましたけれども、6 月 28 日に、千葉県の八街市で、下校中の小学生の列にトラックが突っ込んだ事故です。本当に痛ましい事故だったと思えます。親御さんの気持ちを考えるときに、本当に胸が苦しくなる思いです。

この事故をきっかけに、間もなくですけれども、皆さん、気づいてらっしゃると思うんですが、高平集落の道路脇に、1 m ぐらいですかね。「ここは通学路、子供に注意」という大変目立つ標識といますか、看板といますか、4 つ立てられました。さすがだと思って、そこは本当に片側の歩道しかないところなんです、やっぱり、バス停から行くと、ちょっと「わ」ナンバーとか車が多いときに、軽い坂になってたりして、

事故も発生したりしている場所なので、ああさすがだなと思って、区長さんにお聞きしました。そうすると、この事故がやっぱり、皆さん衝撃があって、子供たちのために育成会の親御さんたちが一緒になって立てたんですよという説明を受けました。

私も歩道をいろいろ見るんですけれども、人口が多いところは両方歩道があるんですが、ほかのところは、主なところは、県道は片方の歩道しかありません。でも今、教育長が報告をされたように、しっかりと、そういう安全対策をしているということをも5月、6月の安全点検、また、昨日も行われたということで、大変よくやっていることだなと思っています。

やっぱり、あえてこれは町として、町道だけじゃなくてやっぱり、県道のことに關しては、多分、いろんな分野のところから、例えば、区長さんたちからの要望があったり、あと、建設業関係の人たちからあったりしていると思います。

私も県議に話もしたことがあるんですが、やはり、早く急がなくちゃいけない部分というのは、やっぱり、県にしっかりとお願いしてやっていかなければいけないというふうに思っておりますので、今回はその思いで、この問題を出してみました。

安房中学校の歩道ですね。大変あそこができてですね、安全性に保たれているということ、あと、麦生も今度、改良工事が着工するというので、あと本当に、時間はかかりますけれども、徐々にやっているなと思っています。また、原と尾之間の境界のところにも、やはりいろんな方、原区を初め、いろんな方の思いで、多分、あの茶色いガードレールみたいなのができて、本当に子供たちが安全に通学路を歩いていけるというのができてるんだと思っています。きちんとそういうことがなされているので、ホームページにも書かれておりますし、それはそれでとてもいいことだと思います。

あと1つ、町長にお伺いしたいのは、県道の歩道が、町長どういふふうに思われているか分かりませんが、余りにも屋久島町は木が多いので、上から木が落ちたりして、歩道が苔むしている。歩くのに危ないところが相当あります。そういうところの欠点みたいなところは、もう県とか町も検討し、あと、県道のことに關しても、県のほうにもそういうことも出されているんでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

県道は永田から栗生まで、ある部分では、片側を全て歩道をつけてくださいというお願いはずっと申し上げております。

議員の言われる草木が生い茂って下がコケが生えたりして滑りやすくなっている。その枝を伐採をしてくれというようなのがあって、県が言うのは地主の責任だと。要するに、県がやるべきじゃないということ。それはもう、集落からもいろいろ上がってきて、いろいろ県ともやりとりもしています。そういうことで、県に伐ってくれと言っても、いやいや、そこの個人の地主の責任で切るべきだというような話をしています。

ですから、そういうことが、ずっと何年も続いてきておりますので、やはり、解決策を何か考えていかなければいけないなというふうに、今思っております。ですから、こういう質問を機会に、また、少し前向きに、また検討を、協議を関係機関とやっていきたいと。

○4番（岩山鶴美君）

最近、すごく目につくのが、車の免許証を返還して、四輪車というんですかね、歩道を四輪車で走っている高齢者の方たちがすごく増えてきているんですね。それを見るたびに、何かこう危なっかしい感じを受けているのは私だけじゃないと思います。

今、町長が言われたように、本当に県のほうにそういうコケ、危ない。歩道を歩いて、転んだりけがしたら、何の安全対策にもならないわけですよ。ですから、そこをどういうふうにやっていくのかということをしかりとお伝えしていただきたいと思います。

あと、高齢者の人たちがそういう四輪車も増えてきておりますので、やはり、町民のことを考えて、そういうことを要望をきちんと上げていただきたいと思います。

この千葉の事故が起きて、国が安全点検をなささいということになってはいますけれども、日ごろ、スクールガードの方たちというの、子供たちの安全を守ってくださって、いろんなスクールガードの人たちですね。聞いたらですね、やっぱり10年スパンから40年ぐらいもうやっているという方たち、本当に感謝の言葉しかありません。本当に子供たちをしかりと守ってくださっているということで、そういう人たちって、表彰をされたかどうかわかりませんが、感謝状じゃないですけど、やっぱり教育長、びっくりしたのは本当に、30年、40年という人たち、感謝状をもらうためにやっているわけじゃないでしょうけど、何か気持ち、ありがたいなという気持ちを町も表してもいいかなというふうにも思いました。

とにかく、そういうふうにしかりと町道、県道のことを要望を上げていただきたいと思ひまして、この質問を終わります。

次に、台風時の生活対策についてです。

台風6号時において、7日間も船が出ない状況が発生しました。離島の問題として、町民の生活の実態調査はされたのか、伺います。

○町長（荒木耕治君）

町民への実態調査は行っておりません。職員が飲食店等に聞き取りを行ったところ、今回は夏場のオンシーズンで連休が重なることから、通常より食材を多く仕入れており対応ができたとの意見や、どうしても必要な資材については、高速船が運行されていたので、トッピー、ロケット便を利用して材料を調達して対応ができたとの回答であったようです。

流通体系が進み、在庫を持たない商店や飲食店も多く対応できていない現状があり、改善されていないのは事実であります。しかしながら、昨年11月に県離島振興課が事務局として実施をされた台風発生時における離島の物流に関する対策会議において、鹿児島県内の各離島の現状や課題について協議が行われた結果、ある離島では、日ごろから、各家庭での備蓄が必要との認識が高く、個々で対応できている町村もあり、海上保安庁等に対する緊急輸送の要請については、災害時の緊急輸送は必要であるが、現時点では、特段の必要性を感じていないとの意見も出されております。ただし、事前備蓄を行っているがゆえに、長時間の停電による食材への影響が大きく、その対応策を求める意見が多く出されておりました。

以上です。

○4番（岩山鶴美君）

船が7日間も来ない状況が続いて、私も、ああこれ大変だなとしか思ってなかったんです。そしたら、町民のやっぱり観光業をされている方に、今後もこれ想定内で、今後もあり得るぞと。今、屋久島の現状がどうなのか。議員だったらちゃんと調べてこいって言われて、ああそうだよなと思って、各大きなホテル、民宿、ベーカリー、パン屋さん、いろんなところで聞き取りをしました。

そうすると、今、町長も話されたことが入っているんですけども、やはり、大きなホテルは4日間ぐらいのはストックされています。それでも足りないということで、どうされたんですかと言ったら、ありがたいことに、地元のものを使ったということでした。

いわさきホテルさんはいわく、いわさきホテルさんはトッピーも走っているから、そんなに困ってないだろうと思っていたんですが、お客さんが買われたマンゴーの荷物がすごくいっぱい増えて、それを、どうしてもという人だけは送りましたけれども、私たちの関係の船だと言っても、そういう無理はできませんので、こんなにたまってますということもありました。あるホテルは、もう食材がこれだけしかないの、これだけの料理しかできませんので、申し訳ございませんというやり方もしましたということでした。

民宿については、大変ありがたかったのは、Aコープにない野菜とか品物は無人市であった。もう無人市ってほんとありがたいよなっておっしゃってました。

パン屋さんについては、材料はなくなったけれども、トッピーが通っているということで、トッピーにお願いして1回はとりましたと。それはやはり、町民の皆さん、食べ物に困っているだろうということで、パンをつくって出しましたという声でありました。

やはり、皆の声を聞いてこいと言われて、いろんなそういうホテル関係、飲食業のと

ころを聞いてきたんですけれども、もう皆さん、いっぱいいっぱいでした。もうこれ以上、それに、コロナ禍で人が少なかったから、どうにか、足りない部分で地元のもので済んだ。だけど、これがコロナ禍じゃなければ、もう全然足りないんだよということをおっしゃってました。

観光協会長とも話したので、もちろん、ホテルをお持ちの社長さんですから、どういうふうに思われましたかということで話をしたら、ハイビスカスが来たのに、フェリーⅡが欠航をしたと。それって、止めるのが早過ぎたんじゃないかなと思うんだよね。生活航路としては、責任をもう少し考えてほしいんだよねということも言われてました。でも本当に、大変だったんだということも言われていました。

飛行機なんかには荷物をとろうとするけれども、生鮮品というのは氷の分量まで入るわけですから、運賃も高くつきますし、補償もない。もしかしたら欠航になったりすることで、なかなか飛行機でとれないという部分。あと、お客さんがみんな1人ずつ大きな荷物を持つので、その荷物を乗せる範囲が、もう今、少なくなっているということもお伺いしました。

そんな中で、安房港に入る第3廣良丸というのが、その台風の7日間、フェリーⅡが入らなかったのに、2日間、条件付で入ったんですね。それをちょっと聞きに行ったら、条件付で入ったけれども、コンテナがないので、生鮮品というのが運べないんだということも言われてたんですね。

こういう中で、先程、町長の話にもありましたけど、緊急輸送だとか離島の物流について、今後、屋久島町も何らかの手を打つというか、を考えなくちゃいけないと思うんですが、例えば、町民の方が面白い発想をして、トッピーが飛んでいるんだから、トッピーを荷物いっぱい入れて運ぶぐらいのことを町と提携したらどうかとか、そういう面白いことも言われていたんですが、私は面白いと言ったらいけないなと思って、いろんな手があるのかなと思ったんですけど、町長、今後、何かそういうことで考えてみることはないですか。

○町長（荒木耕治君）

今回の台風の場合は特異なケースだと私は思っております、けど、こういうことが今から再三起こるんじゃないかという懸念もしております。

今回、飛行機、高速船は通ってました。フェリーだけが止まった。それで、非常に、ちょうど夏場のシーズンですから、私も小さな民宿をしますから、お客さんは高速船と飛行機で帰ったり出たり、新しいお客さんが来るんです。物だけが来ないんですよ。ですから、そういう面では、非常に宿としては大変な思いをしたんだろうなというふうには思っております。

ですから、このオンシーズンのさなかに、こういうことが屋久島は起こり得るという

ことですから、それに関しては、今回は何とか乗り切れましたけれども、こういうことが再三あるようだと、先程も言いましたけれども、海上保安庁、そういうものを、緊急物資を運ぶ、そういうことにならないように努めなければいけませんけど、まず、皆さんの意識の中に、やはり備蓄。先ほども言いましたけれども、備蓄だと思うんですよ。

ホテル関係はそうですけど、個人も、今は物が余り、コンビニも在庫を持ちません。自分のうちも、そこに行ったら買えることでありますから、やはり、離島に住んでいるんだという自覚をしていただきたいというのが、まず、屋久島といえども離島ですから、やはり、船も飛行機も通わないときが何日かあるということですから、そういう島に暮らしているんだという自覚をひとつ持ってほしい。

気象が荒れば、いや、もう台風が来るって言ったら、そういう、やっぱり自分で備える、あるいは、備蓄を3、4日分というのは何とかしのげるような。今、口永良部島はそうですけれども、あの人たちはそういう、もうずっと、ずっとそういう生活をしております。ですから、噴火で全島避難をしたときも、とにかく電気だけは止めないでくれと言ったんですよ。それはなぜかというと、ストッカーを1軒の家に2つも3つも大きなストッカーを持って、それにそういう食糧を貯めてある。

ですから、人はみんな出るけど、もう電気だけは、町長止めないでくれと言って、そういうことで、何軒か今、雷で電源が落ちて、停電になって、それで九電に頼んで電気を入れてもらうような、そういうことも再三、非常時の中でも、口永良部へ行ってもらった。私も経験もありますから、そういう意味では、今、議員が言われることもよくわかります。ですがやっぱり、基本的には、やはり、自分で自分の備えをする。

ホテルはホテルのように、やっぱり倉庫がありますから、そういう気象条件とか、そういうのを集めてやりますよ。一番やはり、個人だろうと思うんですよ。そら観光客もいれば、まず、生鮮食料品も減る。何というんですか、今、カップラーメンとかうどんとか、ああいうのがすぐなくなる。そういう状況ですから、まず、そういう意識を少し持っていただければ、それ以外のことは私の責任ですから、そういう、物が無いという状況を怠らないような、いろんな関係機関を使ってやっていきたいというふうに思います。

○4番（岩山鶴美君）

町長が言われること、十分わかります。個人は、各家庭は多分、おうちにある冷蔵庫、冷凍庫にあるもの、あるいは、無人市だったり、いろんな思索をして、努力をして、食べたんだと思いますよ。食事をとったんだと思います。でも、観光でやってらっしゃる方というのは、それを各自してくださいという一言で済ませると、やっぱり町長の、ちょっと格、下がります。本当に。

やっぱり町でね、しっかりと聞き取りとか、そういう把握をするということは、物す

ごく大事なことです、次につなげる。じゃあ、想定内でそういうことが次に起きたときにどうするって、そこでばたばたするんじゃないかって、やはり、皆さんの意見を聞いて改善していくというのがすごく大事だと思いますので、ぜひですね、それはお願いしたいと思います。町長。私は以上ですが、町長ありますか。

○町長（荒木耕治君）

私も聞き取りをせずに、自分でそういうことを言っているわけじゃありませんで、私の家も、さっき言いましたけど小さな民宿。卵がないから卵を買ってこいと言われて、卵を探して何軒も行ったけど、結局、買わずに帰ったという、今度の1週間でそういう経験も。1日ぐらい卵なくてもいいんだがと言っても、いや、それはもう、そういうメニューでやっている、そういうものからあるんで、私も全然聞き取りをせずにどうか、自分の体験上もそうですから、皆さんもいろんなことを困ったんだろうなという思いがあります。

それでやはり、もう1つはフェリーが欠航したというのは、高速船が走ってフェリーが走れないというのは、1つは港内の静穏度だと思う。だから、港を、やはり静穏度を保つ。無理して走ってきても泊められないというのは一番の問題だと思いますから、やはり、先日も言いましたけど、港の整備を、そういうときでも入れるような、大分、静穏度を確保した港を1日も早くつくり上げていくということが、そういうことの解消にもつながっていくんじゃないかと思います。

○4番（岩山鶴美君）

今、町長が言われたことを全て含めて、やはり、そういう聞き取りをして、どういうことが起きていた。じゃあ、それをどういうふうにつなごうということが大事だと思いますので、しっかりそれをされてくださいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高橋義友君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、8月20日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午後 3時11分

令和3年第3回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和3年8月20日

令和3年第3回屋久島町議会定例会議事日程（第3号）

令和3年8月20日（金曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
7番 石田尾茂樹	<p>1. 防災対策について</p> <p>(1) 町内一斉の防災訓練を行うべきではないか。小中学校の防災訓練の現状は。</p> <p>2. 宮之浦深川地区の上水道について</p> <p>(1) 宮之浦深川地区は、個人住宅の戸数が増加しているが、上水道の現状をどのように認識しているか。</p> <p>3. 屋久島空港の延伸に伴う新ターミナルビルについて</p> <p>(1) 屋久島空港の延伸に伴う新ターミナルビルについて、屋久島産材を利用した世界自然遺産の島にふさわしい整備を図るべきではないか。</p>	<p>町 長 教 育 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

○日程第2 議案第84号 屋久島町過疎地域持続的発展計画の策定について

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	計屋正人君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（高橋義友君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、7番、石田尾茂樹君に発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

おはようございます。石田尾茂樹でございます。

今回は、一般質問、初めて最終バッターとなりました。皆さんが何でも一最後にしたとかということをおっしゃいましたが、何とか自分も分かりません。結果的に最終になりました。

今回の一般質問においては有終の美を飾る、そして、拍手をいただく。また、新たな決意を語る方もいらっしゃいました。私はそのことについては残念ながら言及はしないということを決めております。9月19日の結果が物語るんだろうと思っています。

一般質問でこの4年間色々と質問いたしてきましたが、果たして本当に町民のための生活を守る、色々なことを提言できて町長から回答をもらったのかということについては、やはりもうちょっと考えるべきだったというような反省をいたしております。

それでは、通告に従い質問をいたしたいと思っております。

防災対策についてであります。町内一斉の防災訓練を行うべきではないか。また、小中学校の防災訓練の現状はどうなっているかを町長、教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

石田尾茂樹議員の質問にお答えをいたします。

本町は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定をされており、南海トラフ地震が発生した場合、県内で最も高い津波の到達が想定されるなど、海拔が低い宮之浦地区や安房地区を中心に町内各地で津波による甚大な被害が予想をされます。

津波襲来時には迅速、安全に高い場所へ避難することが大切でありますので、日頃か

ら災害を想定し、防災訓練を繰り返し実施することが重要であると考えます。

現在、本町では町主催の防災訓練は実施しておらず、各集落主体で訓練を実施をしていただいている状況にありますが、南海トラフ地震の発生が危惧され、さらには全国各地で土砂災害などによる甚大な災害が発生している状況から、町民や集落から町主催の防災訓練の実施を求める声が多数寄せられております。町内全域に影響を及ぼす災害に備えた一斉訓練を行うことで、指揮命令系統や要配慮者等への対応、避難経路・避難場所等の課題も明らかになると思われませんが、本町においては各集落において津波や土砂災害など想定される災害が異なりますので、集落と訓練想定等について協議の上で実施に向けて前向きに検討してまいりたいというふうに考えています。

○7番（石田尾茂樹君）

ただいま町長の回答をいただきました。

26集落、口永良部を入れてありますが、口永良部島は火山爆発を想定した訓練をやっているということで2つの地区をのけて、電話の届く、連絡のつく範囲で区長さん方に連絡して調べてまいりました。

今年度実施したところは、3月11日に安房区だけであります。今まで実施はしてきたけれども昨年からコロナの状況で実施をしなかったという地区が9地区ございます。あとの地区についても役員で要介護者やら看板等を設置する、色々なものを災害に備えてやってきたという回答をいただいております。

町長もおっしゃいますとおり、高台にある尾之間とかああいう場所の地域では津波を想定されないんでしょうけども、大雨とか色々あるんだろうと思っています。なかなか地区も人口密集地もあれば、広く地域の中で点在している、そういう地区もありますからなかなか一斉にということはできないのかなという気がしていますけれども、町長も今お話がありましたとおり、やはりこの防災訓練をすることによって日頃の防災意識を高める、今言っているようにテレビ等でも今回は大雨が続いて水害が発生していますけれども、身を守る行動を取ってくださいということ、そういうのが身についていくというふうに思っています。

この訓練を実施する中で色々消防担当、常備消防の方も含めて色々な地域の現状を把握しながら指導はしていくんだろうと思っていますけれども、なかなか一斉にはできないという方もいますが、やはり屋久島町の3月11日なのか、偶然、5月18日の落成の日にああいう大雨があったということで防災の日を作って、そこにしっかり防災訓練を行って、町民の生命・財産を守るためにしっかりした行動を取るために、またそういう意識を持ってもらおうということでそういう防災訓練をするための防災の日を設ける、そういうことへの考えはないんでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

私も前々からそういう日を作って町民に意識をとすることは、いつがいいのかということ、私は5月29日だというふうに思っております。6年前、もう7年になりますか、口永良部島が大噴火をして全島避難をやった。その日がやはり町全体で防災の日にしたらいいいのかなというふうに個人的にはずっと思っております。その当時もその当時の消防団長と町の団長とそういう話をしたことがある。やはり、そこで梅雨も大雨も台風も色んな災害がそこら辺から始まっていくんで、そこで町民にそういう意識をしてもらって訓練も常時やっていくというふうな考えでいいのかなというふうな思いはあります。

○7番（石田尾茂樹君）

5月29日がいいのではないかと、火山爆発において全島避難をしたということで島民の皆さんにも記憶に新しいところでありまして、やはり心にどこかにはそういうことがあったんだろうということで5月29日が、私も3月11日なのか、5月18日なのか、5月29日なのかとは思っていましたが、それは日にちの設定については町が考えていただきたいと思えます。

宮之浦区でも1度、県でしたか、主催で津波を想定した南海トラフの地震を想定して津波を想定して地区で避難訓練をしたことがありました。やはり、町長がおっしゃいましたとおり、その地区内に要介護者がどれだけいるのか、地区の人たちがどれだけその方を把握して一緒に避難ができるのかというのを改めて皆さんが確認し合ったということは大変やはり日常生活の中で何もそういうのを危機感がないところをやはりそういう訓練は大事だよという話を皆さんでして、これからもやりましょうというような話はしたところであります。

宮之浦区においては実施はしていませんけども、平和町地区ですか、中学校、小学校と協議会をつくって年に1度の避難訓練をやっていると、あとで教育長からも学校の関係はお話があると思えますが、そういったやはりしっかりその啓発活動、そういう学ぶ、そういうことが大事だろうと思っております。

改めて地域防災計画を見直すことになったんですが、なかなかボリュームがあります。それは専門的なことについてはきちとうたっているんですが、計画、その計画の概念、そこを見ても計画の目的の中にも町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とするということになっています。

その中の第4、計画の周知というのがあります。計画の内容は飛ばしますが、重要な施設の管理に周知徹底させるとともに特に必要と認める事項については、住民にも早く周知徹底させる。

第5、計画の運用・習熟、本計画は、平素から訓練・研修・広報・その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておくということをちゃんとうたっていますので、この地域

防災計画にのっとり、しっかりやっぱり基本的には生命・財産を守ると、指揮命令系をしっかりと町的那种防災対策を再度確認をするという意味からも防災訓練は必要じゃないかなと思っています。

町長もそれは必要だというふうに思っていますが、基本方針の中にもありますが、やはり3つの柱があって、自助・共助・公助ということです。今はしきりにこの自助、自分の命は自分で守るんだということがいわれています。避難についても避難勧告、避難指示が出て避難するのは当然であります、自らが予防避難するということが大事になっています。空振りになれば、それに越したことはありません。一瞬の判断ミスが命取りになると思いますので、ぜひとも色々集落も多くて色々な意見もあると思いますが、公民館、地区公民館長協議会、区連会とも協議を重ねながら関係機関と実施をしていただきたいと思いますが、町長、もう一度、近い将来というかコロナ禍でできないのがありますが、こういうのが収束するとやるということで確認したいと思いますが、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

先程も申しましたけれども、集落、関係機関とも連絡を取ってやるようにしたいというふうに思います。

○7番（石田尾茂樹君）

それでは、ぜひ実施をしていただきたいと思います。こういうコロナの状況ですから、なかなか今現在は厳しい、やれないというのが現状であります。しっかりと実施をしていただきたいと思います。

それでは、小学校、中学校での防災訓練の実施状況についてお願いしたいと思います。

○教育長（塩川文博君）

小中学校の防災訓練の現状について御説明いたします。

小中学校におけます防災訓練につきましては、各学校とも年に2回、もしくは3回の訓練を実施しております。

内容につきましては、火災の防災訓練、地震、津波、浸水や土砂災害、火山噴火、これらで実施しております。各学校、先程も町長のお話もありましたように学校の立地条件がそれぞれですので、それぞれの学校に必要な防災訓練ということで特化して訓練を実施しておる状況でございます。

先程お話もありましたように津波に関しましては宮之浦小学校、中央中学校が校区の地域と合同での避難訓練を年に1回実施しておりますが、地域と一緒にした避難訓練というのはもうこれが1件だけでございます。防災訓練につきましては、その都度、地域、それから警察、消防署と連携しながら実施しております、訓練の質を高める取組もしておる状況だと把握しております。

以上です。

○7番（石田尾茂樹君）

年に各小中学校で2回から3回を実施していると、全ての災害に備えたのをやっているというふうに認識したいと思います。

東日本大震災のときに皆さん御承知かと思いますが、石巻の大川小学校で悲惨な状況になりました。確か教員、先生方が10名、生徒が7割以上かな、74名の方が亡くなられたということで、今回、何でそんなことになったんだろうということで調べました。もともと大川小学校自体も地域の避難所になっていたということと、古い文献による津波の高さを計算した防潮堤といいますか、それがあって、確か河口から4km離れていたと思うんですが、そこまで津波は到達しないだろうというようなことの意識しかなかったと、地震発生から40分も経過しても生徒は校庭にいたということでありました。その間、身内の方が連れに来られた生徒については難を逃れたというような状況です。色々ネットで調べてみますと、そのことにちょっと膨大なというか、色々な資料がございます。やはり、憤りを感じた父兄については、何で40分もそこに子供をとどまらせたのかという非難もありますし、また、先生たちは最後まで子供たちを全員避難させたくて人数の点呼をしていたんだろうということです。

校長先生の話だと、裏山に5分で避難ができたという中で泥炭地か何かで滑りやすいので近々階段を造ろうじゃないかという矢先に実際に津波が起きてそういう悲惨なことになったということでもあります。

やはり、そういうことからいきますと、今は南海トラフも予想されていますが、大雨についても台風についても想定外のことが起きるということですから、そういう日頃のやはり訓練、先程も申しましたがそれを身につける、そういうことが大事だろうと思っています。

どこの小学校か分かりませんが、1回テレビで見たところ、高学年の6年生が低学年の手を引いて、もう高いところに逃げろということで難を逃れ助かったというようなこともあります。その子は確かじいちゃんか誰か、祖父が津波のときは高いところに逃げんないかんよということを知っていたので逃げたというような話も聞いております。そういうやはり知識、体に身につける、学ぶ、そういうことが大事だろうと思っています。

この大川小学校のことを言いますとほとんどの方が、集まった人が危機意識がなかったと、そのように仕向けてきたのは、一因は行政にあったと推測できるということはある方々たちは言っています。やはり、訓練をして人命を守る、生徒の命を守る、それが大前提でありますから、行政が悪かったといわれることのないよう、しっかり訓練等を実施して、そういう学び、そして訓練を身につける、そのことが大事だろうと思っています。

ます。

それでは教育長、先生方のそういう防災へのそういう組織というか勉強会というかそういうのは実施しているのでしょうか。

○教育長（塩川文博君）

職員のそういう研修は取り立ててはちょっと私のほうでは把握しておりませんが、実際、学校では特に小学校では年度始めや学期始め、色々な機会を捉えて子供たちに職員が色々な指導をしていることを考えれば、取り立てた研修ではないけれども職員はそれなりの意識を持っているのではないかと思います。特に、この屋久島は台風でありますとか大雨等がありますので、よく学校でやっているのは調べてみましたら集団下校します、台風が来てちょっと早めに帰さなきゃならないというときはそれぞれ帰すんじゃないで地域ごとに上級生が下級生を、それから職員も同行してというようなそういう集団下校の訓練を毎学期やっておりますし、その際にも色々な関わる指導もやっております。それから、保護者への引渡し訓練というのもやっております。それから、私個人としては本来その今日は避難訓練だよという形の訓練ではなくて、抜き打ちのといいましょうか、子供たちには知らせない避難訓練も必要かな。例えば不審者であれば、昼休みに不審者が入り込みましたという放送を流して、職員、それから子供たちも対応する訓練も必要なのかな。実際それをやっておりますのが金岳小中学校の噴火の避難訓練、これが不定期に子供たちには知らせずに実施している避難訓練の一例でございます。そういうところを見ましてもうちの職員はある程度の危機意識といいましょうか、避難に関する意識は持っているのではないかと思います。

○7番（石田尾茂樹君）

訓練をする中で教員の方々もそういう意識を持ってやっているということで理解したいと思います。いずれにしても、今、実施をしておりません。コロナ禍の中でできませんが、収束しましたら町内一円の防災訓練を実施していただいて町民の命を守る、そういう行動、町民の命を守るためのしっかりとした訓練を行っていただきたいと思っております。そして、町民も自らが参加をし、訓練の必要性を認め、自らの命を守るんだというような学ぶ場になればと思っております。

このことについては、以上で終わりたいと思います。町長は実施をするという回答をいただきましたので、終わりたいと思います。

それでは、次に、宮之浦の深川地区の上水についてであります。

宮之浦深川地区は個人住宅の戸数が増加しているが、上水の現状をどのように認識しているかお伺いしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

まず、宮之浦深川地区の水道水の流れを説明いたします。

深川地区には浄水場があり、深川の表流水を取水して利用をしていますが、住宅戸数の増加や災害時の緊急用として平成11年度に宮之浦地区から配水できるよう、深川児童館前にポンプ設備を設置し、配水池までポンプアップして深川地区に配水しております。

御質問の深川地区の現状につきまして、担当課に調査させましたところ、朝方や夕方以降の水の使用量が多い時間帯に山手側の住宅で水圧が低下することが判明をいたしました。

この原因として考えられることは、該当する住宅が配水池からの高低差が少ないため、水圧が低いところであること、また、水は高いところから低いところに流れやすくなりますので、特にこの時間帯は住宅の多い海側のほうに多量の水が供給される影響で山手側の住宅の水圧が低下するのではないかと思います。

現状の設備でできる対策としては、制水弁を調整する方法があります。しかし、弁の開閉により大きな変化の起きない点を見つけるためには時間がかかりますし、その調整により別の箇所に悪影響が出る可能性もあります。

したがって、現時点ではさらなる調査を行い最善の方策を探ってまいります。今後の住宅の増加等により水量不足が生じることが予想される場合には加圧ポンプを設置するなど長期的な対策を講じる必要があると考えておりますので、今しばらく調査検討の時間をいただきたいというふうに思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

町長から今答弁にありましたとおり、確かに深川地区の浄水場が夏場、結局、雨の少ないときに枯れてしまう。そういうことで断水が多いということで、そのときは簡易水道ですけれども、それを今おっしゃったとおり児童館の前のタンクを造り、上のため池ですか、浄水場の上にポンプアップしているという状況だと思っております。前任者に私も状況を確認しました。やはりタンク、ポンプアップして上げる。しかし、それは自然勾配でいくから町長がおっしゃいましたとおり水は下のほうに流れていく。下に新しい家ができたということで下を使うと自ずから上の勾配のないところの家は圧がなくなっていく、ところが下は圧が強いということで、ここ何年かで下のほうにできてきたということで、それまではなかなか感じなかったんでしょうけども自分たちより低いところに住宅ができたということで最近その水圧低下というのを感じ出したということで、私が回る中で何とか打開策はないのかということで私も今回一般質問させていただきました。

これから調査も必要だということですが、やはりこの深川地区のあの周辺については、これからもそういう住宅が建つんであろうということが見越されます。そういうことを考えますと、町長も答弁にありましたとおり、やはりしっかりした打開策というかそういうものが必要だろうと思っております。

かなり、上水のことですから、予算が伴う事業になろうかと思いますが、前任者に聞いても加圧ポンプをつければいいんじゃないかということ、その弁の調整も聞きました。しかし、加圧ポンプをつけると必要以上に逆に下の家庭については圧が上がり過ぎる可能性もあるというようなことも聞いておりますが、戸数が増えていくと分配していくわけですから、そういうのも若干解消していくのかなと思っておりますが、やはり町長も御承知のとおり宮之浦の旧役場から、そして今の下浜、神社のあの周辺ですね、あの一帯はほとんど子供たちも家を造りません、建て替えません。先程防災のことも言いましたけどもそういう南海トラフの地震があるというようなことで皆さん、高台を希望されて屋久島高校から東、そして深川地区と、特に屋久島高校から東が多いんですが、深川地区にもそういうスペースがあるということで皆さん土地を求められて増える傾向にありますので、しっかりそういう対策を今で取っておいたほうが良いというふうに思っています。

公営住宅については屋上にタンクがあってポンプアップしてそれを落とすということで水圧は心配ないんだということになっています。この夏場の一番水を使う時間帯についてはトイレを使う、そして炊事をするというと極端に上の方は水圧が落ちているということで困っているんだということを知りましたのでこういうふうに今回の一般質問をいたしました。

具体的にどうのこうのということはないんですが、仮に加圧ポンプを造るということであれば、資金的にどれぐらいのものがかかるのか。もし、担当課長が分かっていたら教えていただきたいと思いますが。

○生活環境課長（矢野和好君）

今、議員おっしゃるとおりでございます。新しい加圧ポンプを設置するという事になれば、事業費については配水区域でありますとか使用量によりまして仕様を設定しないといけないということでそれを設計いたしまして金額を出していくという段取りになると思います。ですので、一概には言えませんが、これまでの経験から申しますとやはり加圧ポンプや電気機器、発電機等も設置しないといけないということでやはり1千数百万円はポンプ設備だけでかかるのではないかと。それに加えて配水管路敷設工事、また各家への引込みというのが発生いたしますので、それ以上また金額がかかるのかなというふうに思っています。

○7番（石田尾茂樹君）

この上水というのはお金がかかりますよね、はっきり言って。加圧ポンプを造るのに1千数百万円、それからまた管を変える、引込みを変えるということであれば2,000万円とか3,000万円かかるんですかね。そういうことになろうかと思いますが、生活に直結したものでありますので、何とか将来を見越してそういうしかるべき時期が来たとき

には、町長、設置していただきたいと思いますが、思いを最後にお伺いしたいと思いません。

○町長（荒木耕治君）

水の多い島で水に苦勞をするという、よそから来た人は屋久島はそんな水道とか水には不自由しないだろうというイメージをたくさん持たれていると、傾斜地に家を造りますよね。宮之浦の話がされましたけど、あれはドーナツ化がその当時から進んでいて、子供たちはどんどん外に家を造っていく。深川は特に勾配がありますから、そういうことで急急にということはあれですけども、内部で検討をして早い機会に何が一番いい方法なのかというような結論を出したいというふうに思います。

○7番（石田尾茂樹君）

ぜひとも調査をまたするというのでありますし、結論を出して将来に見据えて対策をお願いしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

屋久島空港の延伸に伴うターミナルビルであります。

屋久島空港の延伸に伴うターミナルビルについて、屋久島産材、地杉です、もろもろ利用した世界自然遺産の島にふさわしい整備を図るべきではないか、お尋ねしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

屋久島空港の延伸については議員も御承知のとおり、P I 終了後、環境影響評価方法書に基づく調査を継続して実施をしており、それと並行して空港施設基本設計のための現地測量等が空港とその周辺地域で行われているところです。

これまでエプロン、ターミナルの基本計画は示されてきたところでありますが、今後、飛行場施設変更許可申請に必要な施設の具体的な基本設計が策定をされます。

町としましては、これまでも県港湾空港課並びに屋久島事務所と情報の共有、そして施設整備に向けての各要望、意見を述べてきており、議員御指摘の世界自然遺産の島にふさわしい施設整備については事あるごとに要望してきております。ターミナルビルについては、空港施設としての防犯、防火等の保安基準やセキュリティーの関係は出てくると思われますが、屋久島産材を最大限に活用した木造の施設整備を今後も強く要望していくつもりであります。

○7番（石田尾茂樹君）

今年でしたっけ、1億3,000万円でしたか、予算がついたの。というふうにお聞きしています。港湾空港課担当にどうなっているのかというのを電話いたしました。延伸のための準備段階の、認可を受けるための準備段階なのでターミナルビルについては全く白紙であるというふうに言われました。それ以上のことは申し上げません。白紙である

ということは色々な可能性があるというふうに理解しております。セキュリティーの問題とか色々あってどういうのがいいかというふうなことを町長がおっしゃいましたが、基本計画では今の現ターミナルビルが設置している用地の3倍程度計画、用地確保をするというようなことを言っていますので、屋久島空港が延伸されて近い将来、ジェット化になれば台湾の観光関連の人たちも屋久島に視察に来たというようなことをちらっと聞いたことがありますから、そういうチャーター便、LCCも飛んで来る、やはり関東方面から飛んで来るんだらうというふうに大きく期待をしていますが、今、環境影響調査やら基本設計のための測量をやっているということですが、先日、同僚議員からの質問もありましたが、なかなか思ったように進まないもんだなというふうに思っています。私たちがどれぐらいの年齢になったら飛んで来るんだらうかというふうに思っていますので、何とか町長の政治力を駆使して一日も早く延伸ができればというふうに思っています。

それで、色々空港についてセキュリティーの問題があって木造建築はどうかというふうなことも言われますが、2019年3月30日に沖縄です、宮古の下地空港ターミナルも木造でできています。これは隈研吾さんが確か設計したと思っています。もともと下地は国内のパイロットの離着陸訓練飛行場だったと思っています。それを許可する際に何か条件がついていて、なかなか開港には至らなかったということなんですが、2019年3月30日にオープンして、外観の写真もございしますが、完全に瓦を使った沖縄の琉球瓦というんですか、を使った木造でしっかりできています。そういうことからいきますと素人目にも考えるにも木造で造っても別に問題ないんじゃないかと思っています。

屋久島のこの表玄関である、自然遺産の表玄関である空港が固いイメージといいますか、鉄筋コンクリートのガチガチよりも、やはり後ろの山にマッチした地元の産材をフルに使った木造建築であるということが非常に何か着いた人たちの気持ちを和ませますというか、柔らかい感じで個人的にはいいのではないかと思っていますが、町長どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

空港延伸を言い出したときに当然ターミナルのこともありますからターミナルのことも考えておりました。そのとき総木造でターミナルビルを造って、日本で初めての木造のターミナルビルを造りたいということで言っていましたら、ちょっと日本にこういうのがあるか調べてと言ったらこれがすぐ出てきまして、じゃあもう離島ではやっているんだと思って。だけど色々な造り方はあると思うんですけども、それは設計上あると思います。だから、今、議員が言われるようにやはり屋久島というと屋久杉というのをイメージをされる方が大半、この本庁舎も造ったというところすごいね、屋久杉で造ったのと言われる。いや、そうじゃなくて地杉ということで屋久島には3つの杉がありますか

らという、そういう説明からしなければいけないというのがあります。ですが、これはもう2年経ちますけれども、初めて来た方はやっぱり杉の香りがすると言うんです。私どもはもう慣れてあまりあれですけれども、やっぱりそういうのは屋久島に自然遺産の島に降りて最初に吸う空気がそういう木の匂いがするというのは、そういう屋久島のイメージとかをつくっていくのに今後大事なことだろうと思いますので、これは言い続けていきたい。できるか、できないかは相手があることですが、そういうことをやっていきたいというふうに思っています。

○7番（石田尾茂樹君）

相手があることなんでなかなかところもあるかなと思っています。相手がどこになるか私は分かりませんが、これは町長も見た、町長に届いていると思うんですが、屋久島空港延伸に伴う施設整備への地杉材の活用に関する陳情書というのが4団体から出ています。屋久島森林組合、熊毛地区森林協会、屋久島町商工会、屋久島観光協会です。これについては皆さん、町長、目を通されたと思いますが、地元の材を使ってくださいということと、林業振興、観光振興、木育の振興のためにSDGsを高めるためにも屋久島からの大きなメッセージを放つんだということで地杉を活用していただきたいと、子供たちに直接見たり触れたりできる空港ターミナルをということを要望されています。

議会については、また次回の議会あたりにこの陳情書が上がって来るんだろうと思っています。

やはり、先程から言いますとおり空港延伸は、ジェット化はこの観光立町の屋久島の町民の港の整備も含めて悲願でありますから、一日も早い実現を望んでいます。

屋久島空港が木造で造ることになって、やはり世界的に注目を集めることができるだろうと思っています。色々調べてみますと、世界自然遺産、知床への玄関口、これは中標津と読むんですか、空港ターミナルは木造と鉄筋コンクリートの混合でやっています。茨城空港が木質でやっているということでもあります。仮に木造で造って全て木造でやるということであれば、役場がやっていますように、この本庁舎がやっていますとおりカウンターとかテーブルとか椅子についても地元の材をふんだんに使って、さすが屋久島だなと屋久島の地杉はいいなと、広葉樹もいいなとそういう大きな来島された観光客の皆様がそういうイメージを持たせてみんな行ってみようじゃないかと、その空港を見るだけでも価値があると、その先には木造の庁舎があるよというようなことで非常に観光の島として一翼を担うんじゃないかなと思っています。

NHKでしたか、テレビを見ていましたら小国町か何かで地杉、杉材は柔らかくて非常に家具には適さないということがあって、製材所の若い社長が逆転の発想でこれを何とか生かそうということでドイツの家具職人にレクチャーをされてその人に指導を受け

ながら福岡の大川ですか、家具職人が多い、その方をお願いをしてテーブル、椅子、そういうものを造る会社を5名で起業していました。一番円いテーブルでそんなに大きくないんですけど、それでも20万円から25、6万円するというような家具を作っている方もいらっしゃると思います。

それからいくと屋久島のそういった地杉についても限りなく可能性があるんだろうなと思っています。そういうことも含めて屋久島の林業振興、観光振興、商工会も望む、そういう全て連動していますので、ぜひ延伸に伴う事業化が認可された折には町長の手腕を発揮されて木造ターミナルを造るということで力を発揮していただきたいと思います。

最後に、もう一度決意のほどを。

○町長（荒木耕治君）

私の思いは言い出したときから変わっていないつもりでいます。

先日、県議が見えまして要望書を県議にも出しているみたいでございますね。9月議会でそのことについて一般質問をしようと思っていると、ですから、今、知事がどういう回答をするのか非常に私も期待をして待っているところでございます。

いずれにしましても、私は私の立場でそういうことはきちんとこれからも言っていきたいというふうに思っています。

○7番（石田尾茂樹君）

ぜひ、地元県議の力も借りながら、地元から国対委員長が出ています。解散総選挙で構成がどうなるか分かりませんが、やはり政治力を使うというのも一つの方法かと思っていますので、政治手腕を発揮されて一日も早い延伸をできるようもう一度最大限の力を発揮していただきたいと思います。

最後に1つだけ、先程防災のところで聞くのを忘れていたんですが、総務課長にお尋ねしたいと思います。

以前、職員の防災対応マニュアルを作るということをお聞きしたんですが、作ったんでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

議会の準備をする中で赤い冊子を見て担当者と顔を見合わせて早く作らないといけないなという話はしました。今後進めていきたいと思っています。

○7番（石田尾茂樹君）

大分、時間も経過しているようであります。防災意識の高揚を図る指揮命令系をしつかりすると、そういう意味では職員の対応マニュアルを一日も早く整備して配布していただきたいと思っています。

私の質問は、これで終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

11時から、再開いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第2 議案第84号 屋久島町過疎地域持続的発展計画の
策定について

○議長（高橋義友君）

日程第2、議案第84号、屋久島町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和3年第3回屋久島町議会定例会に追加提案をいたします案件説明の前に、お時間をいただき御報告とおわびをさせていただきます。

毎年8月15日は戦没者を追悼し、平和を祈念する日であり、本町では犠牲になられた多くの方々の御霊をなぐさめ、世界の恒久平和への願いを防災無線でお知らせし、町民と共に黙禱をささげておりました。しかしながら、本年の同日は防災無線においてお知らせを欠いてしまい、町民の皆様にご迷惑を与えてしまう事態となりましたことを深くおわび申し上げます。

戦争の悲惨さを風化させず、現在の平和は多くの先人たちの犠牲の上にあることを肝に銘じ、職務遂行に努めることをお誓い申し上げます。どうか、平に御容赦を賜りたくお願い申し上げます。

それでは、追加提案いたします案件について御説明いたします。

追加提案する案件は、その他案1件であります。

議案第84号、屋久島町過疎地域持続的発展計画の策定につきまして、屋久島町の総合かつ計画的な過疎対策を実施するため、令和3年度から令和7年度を計画期間とする屋久島町過疎地域持続的発展計画を策定しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより、議案第84号に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第84号、屋久島町過疎地域持続的発展計画の策定については、お手元に配付しております委員会付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

委員会審査の場所は、第1委員会室を充てます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、8月27日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午前11時04分

令和3年第3回屋久島町議会定例会

第 4 日

令和3年8月27日

令和3年第3回屋久島町議会定例会議事日程（第4号）

令和3年8月27日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 議案第71号 屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第72号 屋久島町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第3 議案第73号 屋久島町だいすき寄附条例の一部改正について
- 日程第4 議案第74号 屋久島町手数料条例の一部改正について
- 日程第5 議案第75号 屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第76号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第77号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第78号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第79号 令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第80号 令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第81号 令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第82号 令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第84号 屋久島町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第14 議案第83号 令和2年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第15 認定第1号 令和2年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について
- 日程第16 認定第2号 令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第17 認定第3号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定について
- 日程第18 認定第4号 令和2年度屋久島町電気事業特別会計決算認定について
- 日程第19 議案第85号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第20 発議第1号 「請願・陳情に対する審査基準のルール策定」に関する決議について
- 日程第21 議員派遣について

○日程第22 閉会中の継続審査申し出の件について

○日程第23 閉会中の継続調査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	計屋正人君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付してあります議事日程表のとおりです。

- △ 日程第1 議案第71号 屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- △ 日程第2 議案第72号 屋久島町個人情報保護条例の一部改正について
- △ 日程第3 議案第73号 屋久島町だいき寄附条例の一部改正について
- △ 日程第4 議案第74号 屋久島町手数料条例の一部改正について
- △ 日程第5 議案第75号 屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第6 議案第76号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第7 議案第77号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第8 議案第78号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第9 議案第79号 令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第10 議案第80号 令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第11 議案第81号 令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第12 議案第82号 令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第13 議案第84号 屋久島町過疎地域持続的発展計画の
策定について

○議長（高橋義友君）

日程第1、議案第71号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから、日程第13、議案第84号、屋久島町過疎地域持続的発展計画の策定についてまでの13件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会への付託案件です。

これから、各常任委員長の審査報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

皆様、おはようございます。

令和3年第3回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された議案に関する審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第71号、議案第72号、議案第74号、議案第77号、議案第82号、議案第84号の6件でありました。

委員会審査は、8月20日午後1時29分から、役場本庁第1委員会室において、関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け、議案審査を行いました。

それでは、まず、議案第71号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。

質疑を行いました。質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第72号、屋久島町個人情報保護条例の一部改正についてであります。

質疑を行いました。質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第74号、屋久島町手数料条例の一部改正についてであります。

質疑を行いました。質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第77号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

主なものを御報告いたします。

社会教育課所管では、委員より、文化財保護費で安房城の発掘作業をしているが、発掘作業が終わってめどが立ったときに、町民や子供たち向けに展示や、例えば模型を作るなどの発表する場はあるのかとの質疑に対し、昨年2回に分けて現地の説明会をした。地形復元は現在考えてはいないが、報告書にするので、各学校、図書館、全国の自治体

に配布する計画であるとの回答でありました。

教育総務課所管では、委員より、北部の支援センターの開設の場所はどこなのかの質疑に対し、現在楠川にある高齢者サロンで使われている場所で話を進めているとの回答がありました。

政策推進課所管では、委員より、新型コロナウイルス対策の給付型の商品券は、商工会加入店以外でも使えるのかとの質疑に対し、今回は商工会に委託するものでなく、町直営で事務をやる。町内に住所を有する事業所であれば、どこでも使えるという形で、この予算が通過後に募集をかけたいと思っているとの回答でありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第82号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

委員より、就航早々ドックが必要になったことの九州運輸省からの指摘のあった内容と現状はとの質疑に対し、消火設備等に若干の高さの位置が違ったり、乗客が乗る際の船内に入る段差の勾配が厳しいという部分の手直しがあった。また、支局からの指示ではないが、運行していく中で配管の改良が必要となり、それについては造船所側の配管の仕方が悪いという判断に立ち、改修してもらう形を取っている。9月のドックの際に最終的に整備をして、支局のチェックを受けて、ほぼ指摘事項は完了する予定であるとの回答でありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第84号、屋久島町過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。

討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

令和3年第3回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案の審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第73号、屋久島町だいき寄附条例の一部改正について、議案第75号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第76号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第77号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について（分割）、議案第78号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第79号、令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第80号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第81号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの条例案3件、予算案5件の計8件でありました。

本委員会は、8月20日の13時30分より、第2委員会室において、関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け、議案審査を行いました。

それでは、議案の審査と結果について報告いたします。

まず、議案第73号、屋久島町だいき寄附条例の一部改正についてでは、改正は交流人口増加に資する事業とあるが、具体的に何か事業の計画があるのかとの質疑に対し、交流人口の増加に資する事業というのが、主に観光関係の事業を想定している。充当はされていたが、明確に観光関係についてはなかったものを明確にしたとの回答がありました。

また、基金が一般財源のように使われている部分があると感じている。今後は色々なことを網羅していくために、使用目的を設定するべきではないかとの質疑に対し、使途検討委員会の中でも事業に対して迷う部分がある。内容に沿った形で今回のように見直しが出てくるとの回答がありました。

また、ふるさと納税は縛りのない方がほとんどだと思う。もらったお金は行政が自由に使っていいのではないかとの質疑に対し、町の使途検討委員会の中で、この条例を基準と考えている。使途について何もなければ難しいと回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでは、ものというのとは施設ということも含めるとの説明があったが、誤解される表現になっているのではないかとの質疑に対し、国の法令がこうになっている。ものを漢字で書く場合とひらがなで書く場合とでは、少し意味合いが違う。施設というこれまでの考え、地域というものの考え方から、ものという広い意味での施設の人たちという概念で考えていただきたいとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでは、以前と違い窮屈になっていないとの認

識でよいかとの質疑に対し、この改正は令和元年10月1日から実施されており、内容が変わるものではないとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）（分割）については、多岐にわたりますので主なものを報告いたします。

それでは、生活環境課所管では、火葬場の避雷針499万5,000円は、役場の本庁舎の避雷針も同様に、新築につける場合と後からつける場合と経費が全然違う。今後は新築工事に含めて見据えていくべきとの質疑に対し、設計段階での打合せで避雷針については話題になったが、火葬場近くには高い建物もなく周囲が高い木で覆われて、建物自体には雷は落ちにくいという判断があった。今回は本庁舎を整備することで工事時期も一緒になり、メンテナンスも本庁舎と同時期にでき、そのメリットを生かすために今回予算計上をしたとの回答がありました。

また、ごみ処理施設の中の炭化物資源化の委託料と飛灰処分委託料については、200tと60tの処分だということであるが、残りの数量はどのようになっているかとの質疑に対し、炭化物については、今クリーンサポートセンターに野積みをしているものを早めに処理し、新しい処理施設のための用地を確保するため、今年度多く補正予算で計上し、新規で出来上がる炭化物については、1kg1円で売れている部分も含めまだ600tほどあり、野積みの部分の200tを先に処理するため今回計上した。飛灰についても、新しく出るものも含め100t程度ある。最終処分場の延命も考慮して、外部で処理をするために今回計上したとの回答がありました。

次に、健康長寿課所管では、ワクチン接種の時間外について、町職員が対応との説明があったが、町のワクチン接種の関わりはとの質疑に対し、コロナワクチン接種については医療機関に委託して実施している。医療機関が多人数の接種実施の申出があった場合に、例えば尾之間保健センター、宮之浦保健センター、離島開発センターで、集団的に休日を利用しての巡回接種では、医療機関のスタッフでは対応ができず、受付や問診を応援している職員の時間外手当が必要なため、その分を計上した。10分の10の割合の補助であるので、町の負担はないとの回答がありました。

次に、産業振興課所管では、楠川温泉の修繕の内容はとの質疑に対し、先に女性風呂が水漏れしているとの集落から申出があり、修繕を終わっている。また、男性風呂も漏れていると連絡があり、担当が確認し、同様な形で塗装業者と協議をし予算計上した。

委員より、思い切って建て替えを検討すべきではないかとの意見があり、楠川区と協議をし、お互いが負担の少ないような形でどれがベストなのか検討したいとの回答がありました。

また、委員より、林業振興は今見直されている中に、環境譲与税とか活性化交付金の中から、森林関係者も苦しい状況を調べて補助ができないかとの意見がありました。

次に、観光まちづくり課所管では、春田浜の海水浴場施設、原の橋、栗生の石楠花の森公園とか、施設の管理について問題がある。少ない予算で長く持たせるように行政の施設も対策を講じるべきである。造り替えるときには大きなお金がかかる。考え方を変えていく必要があるのではないかとの質疑に対し、公共施設のマネジメントとしては、年数が経過したものというのは経費もかかり、除去という部分も公共施設の個別化計画の中で定められている。設置当時の意義が薄れている施設もあるが、今回の春田浜については、だいき基金を充当し取り組もうとしており、優先順位もあるので、状況を見ながら進めていきたいとの回答がありました。

また、楠川トイレ解体後の管理は誰が行うかとの質疑に対し、町有地であり町が管理するとの回答がありました。

委員より、総括質疑でもあったが、トイレの間隔が遠くなる。楠川のドラえもんの像近くの楠川の施設のトイレを毎日使用できるように楠川区と協議をすべきではないかとの意見がありました。

次に、建設課所管では、野首団地のドアを16戸新しく替えるとの説明であったが、どこの公営住宅もドアの傷みが非常に多い。随時取り替えていくかとの質疑に対し、公営住宅の長寿命化計画の見直しを行う中で、計画に入れ、来年度から悪い住宅から取替えを行いたいとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、簡易水道施設管理費の資産台帳作成業務委託230万円は、1回限りで終わりなのか、何年かで見直しを行うかとの質疑に対し、今回の230万円は、経営戦略、収支計画、固定資産台帳の作成で、今年度限りであるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号、令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入の前年度繰越金の2,339万4,000円は、毎年この時期の決定かとの質疑に対し、毎年5月31日の決算での決定である。6月議会に間に合わないので、9月議会での繰越金の予算計上となるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に

ついででは、質疑もなく、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、生体情報モニターはどんなものかとの質疑に対し、心電図、呼吸、体温、血圧などの生体情報をリアルタイムに測定し、記録し、患者の状態を把握するための医療機器であるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、1件ずつ討論・採決を行います。

まず、議案第71号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第71号、屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、屋久島町個人情報保護条例の一部改正について討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第72号、屋久島町個人情報保護条例の一部改正についてを採決します。
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、屋久島町だいすき寄附条例の一部改正について討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第73号、屋久島町だいすき寄附条例の一部改正についてを採決します。
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、屋久島町手数料条例の一部改正について討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第74号、屋久島町手数料条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第75号、屋久島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第76号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第77号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第78号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第79号、令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第80号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第81号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第82号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、屋久島町過疎地域持続的発展計画の策定について討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第84号、屋久島町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

- △ 日程第14 議案第83号 令和2年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分について
- △ 日程第15 認定第1号 令和2年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について
- △ 日程第16 認定第2号 令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- △ 日程第17 認定第3号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定について
- △ 日程第18 認定第4号 令和2年度屋久島町電気事業特別会計決算認定について

○議長（高橋義友君）

日程第14、議案第83号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第18、認定第4号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計決算認定についてまでの5件を一括議題とします。

この5件については、決算審査特別委員会への付託案件です。

これから、決算審査特別委員長の審査報告を求めます。

○決算審査特別委員長（榎 光徳君）

皆さん、おはようございます。

令和2年度決算審査特別委員会の審査報告を行います。

当委員会に付託された案件は、議案第83号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分について、認定第1号、令和2年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について、認定第2号、令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定について、認定第3号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定について、認定第4号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計決算認定についての5件でありました。

議案第83号につきましては、決算との関連性が強いことから、決算全体を審査する中で、積立金の額が妥当であるかどうかも含めて判断することが適当であろうということ、当委員会に付託されたものです。

当委員会は、去る8月24日午前10時より、議会第1委員会室において、審査方法等についての説明を行った後、審査を行いました。審査の方法については、職員の配置と事務分掌、事業効果に関する調書、決算資料等を参考に、所管課長ほか担当職員の説明を受け、質疑を行いながら慎重に審査を行いました。

それでは、議案審査の主な内容について御報告いたします。

まず、議案第83号と認定第4号については、電気課所管であり、併せて審査を行うことといたしました。

まず、議案第83号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金については、委員より、スマートメーターの導入について将来的にどのように検討しているのかとの質疑に対し、担当課長より、将来は導入したいと考えているが、屋久島では地形上の問題や経費の面でも難しさがあるとの回答がありました。

続いて、認定第1号、屋久島町上水道事業特別会計決算認定については、委員より、減価償却費で大きいものは。また、水道管の材質の主なものは塩ビ管かとの質疑に対し、所管課長より、減価償却費では構造物が大きい。材質については古いものは交換もあるが、更新する場合は塩ビ管に切り替えている。全てを把握はできていないが随時更新しているとの回答であった。

また、北部は配線図が整備されているが、南部はないと聞いている。現状、配管の管理はどのようにしているのかとの質疑では、管路台帳システムで管理しており、順次整備を進めているとの回答であった。

また、委員より、災害発生時の対応について、電気課は事業者と協定し対応しているが、水道もそのような対応はできないのかとの質疑では、任用職員で対応し状況把握をしているが、協定書を結ぶまでには至っていないとの回答があり、これに対し、担当職員員の軽減を図るためにも検討するべきとの要望が出されました。

次に、認定第2号、屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定については、委員より、事業の今後の見通しについて、使用料も含めどのような考えかとの質疑に対し、

担当課長より、原地区のみの事業であり、使用料については水道料と併せて検討されるものと考えている。設備については、現状では不具合はないが、今後戸数の減少等にも対応しなければならない。令和4年度より国庫補助にて機能診断を行い、その結果を踏まえて、最適化計画を検討していくことになるとの回答がなされました。これを受け、委員より、早い段階で方針を示してほしいとの意見も出されました。

続いて、認定第3号、屋久島町船舶事業特別会計決算認定については、委員より、船員の休息時間はどのようになっているのか。また、昼の宮之浦港接岸時には、船内に船員を置くべきではないかとの質疑に対し、担当課長より、偶数日と奇数日で早出や遅出があるため、船員の休息時間及び勤務時間は、昼食時間や休息時間をずらすことにより確保している。また、接岸時には、船内に船長や機関長が乗船していると認識しているとの回答がありました。

また、委員より、PCR検査を実施しなければ口永良部島へは入島できないと聞いたがとの質疑に対し、本町としては、緊急事態宣言発令地からの乗客と体調不良者には御遠慮いただいているが、そのほかについては制限はしていないとの回答がなされました。

以上の審査を経て、討論、採決を行った結果、議案第83号については、可決すべきものと決定し、認定第1号から認定第4号については、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

最後に、今回の審査では、水道事業において、これまでの簡易水道事業から上水道事業への移行による戸惑いや、公営企業会計への移行に伴う新たな会計システムの導入により、これまで以上に複雑、多岐にわたる事務処理が要求されることになったと思われませんが、職員の皆様のさらなる精進を期待し、今回の審査に御協力いただきました関係各課の皆様にお礼を申し上げ、報告といたします。

○議長（高橋義友君）

以上で、決算審査特別委員長の報告は終わりました。

これより、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、1件ずつ討論・採決を行います。

初めに、議案第83号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第83号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、令和2年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第1号、令和2年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、令和2年度屋久島町上水道事業特別会計決算は認定することに決定しました。

次に、認定第2号、令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第2号、令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定するものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計決算は認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第3号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定するものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計決算は認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第4号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定するものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、令和2年度屋久島町電気事業特別会計決算は認定することに決定しました。

△ 日程第19 議案第85号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（高橋義友君）

日程第19、議案第85号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和3年第3回屋久島町議会定例会に追加提案をいたします案件につきまして、御説明申し上げます。

提案しております案件は、補正予算案1件であります。

それでは、議案第85号について御説明いたします。

議案第85号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）につきましては、鹿児島県内が新型コロナウイルス感染症蔓延防止等重点措置区域になり、8月20日から9月12日の期間、飲食店に対し要請する営業時間短縮等に係る新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金の町負担経費を計上をいたしました。

財源としましては、基金繰入金で調整し、歳入歳出それぞれ936万円を追加し、予算の総額を111億453万円にしようとするものであります。

以上で、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（眞邊真紀君）

8月20日から島内でも時短営業、一部しているところもあると思いますが、実際に実施している店舗は、貼り紙、ポスター等が店舗の外に貼ってありますよね。

実際に、実施状況が何割ぐらいで実施されているのか。直接調査となると圧力になりますから、なかなかしにくいと思うんですけど、店舗の外見回って、何店舗ぐらいが実際に実施されているか把握されていますでしょうか。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

調査については実施をしておりません。

○2番（眞邊真紀君）

936万円ですか。その算出根拠というのは、じゃあ、全店舗が時短要請の協力をしたときに、大体町で必要な金額ということによろしいですか。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

数字につきましては、本年度も実施予定にしておりますが、500円の協力金を支払った店舗が昨年一応118店舗でした。その中で、この今回の時短要請の部分に該当する部分と、それで該当しない店舗も出てきますので、そこら辺を勘案して予算計上をしております。

以上です。

○2番（眞邊真紀君）

分かりました。

島内の実施状況を、ぜひ、ざっとでいいので把握されたほうがいいと思います。皆さんどんなふう営業されていて、そこに食品を卸している先がどんな苦勞をされているのかというのもある程度はかれると思うんですね。よろしくお願いします。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております議案第85号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第85号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、議案第85号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第85号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時00分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第20 発議第1号 「請願・陳情に対する審査基準のルール策定」に関する決議について

○議長（高橋義友君）

日程第20、眞邊真紀君外2名から提出の発議第1号、「請願・陳情に対する審査基準のルール策定」に関する決議についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○2番（眞邊真紀君）

お疲れさまです。

「請願・陳情に対する審査基準のルール策定」に関する決議。

提出者、眞邊真紀。賛成者、小脇清保議員、渡邊千護議員です。

上記の議案を別紙のとおり屋久島町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「請願・陳情に対する審査基準のルール策定」に関する決議。

町議会への請願・陳情は、町民の要望や意見を反映させるための制度です。請願については、憲法16条でその権利が全国民に保障され、陳情については、議長の判断によって請願に準じた扱いをすることが、本町議会を含め、全国各議会の規則等で定められています。

屋久島町議会には、請願・陳情に対する審査基準がありません。請願・陳情の取扱いについて、町民から抗議や苦情が来ています。本議会で審査基準のルールを策定し、次回定例会に備える必要があります。

審査基準のルール策定は、本議会議員の現任期中に行うものとします。

以上、決議する。

令和3年8月27日。

屋久島町議会。

提案理由を申し上げます。

請願と陳情は「町民の声」を町政に届けるための大切な権利であり、町議会には、その「町民の声」を大切に受け止め、真摯に耳を傾ける責務があることとなります。

それを踏まえ、全国の地方議会を見渡すと、大半の議会が、請願と陳情に対する審査基準のルールを定め、議会のウェブサイトなどで広く公表しています。

その一例として、岡山県笠岡市議会の「請願・陳情の御案内」では、「審査になじまない請願書」の例として以下の5項目を明記しています。

1、法令違反、違反行為を求めるもの等、公の秩序に反するもの。2、個人や団体を誹謗中傷、またはその名誉を毀損するもの。3、係争中の裁判事件や異議申立て等に関するもの。4、市職員等に対して懲戒、分限等の処分を求めるもの。5、趣旨、願意等が不明瞭で判然としないもの。

一方、現在の屋久島町議会には上記のようなルールはありません。請願と陳情は、町民に保障された大切な権利であり、その審査基準がルール化されていないのは大変な問題です。一日も早く、請願と陳情に対する審査基準を定め、広く町民に示すことが必要であることは、明らかです。

今回、上記の問題を指摘したのは、昨今の本町議会において、請願と陳情の審査をめ

ぐり、町民が「不平等」だと感じる取扱いをした事例が複数見られたからです。

具体的には、以下の3件です。

まず、本年の6月定例会では、私が追及する旅費不正問題をめぐり、「議会議員の議会での不適切発言について究明を求める陳情書」が出され、本町議会は賛成多数で採択しました。その過程で、私や不正の調査を続ける住民団体は、「不適切発言」や「法的にあり得ない」不正調査だと断定する陳情に抗議し、その修正を求めましたが、本町議会は、その要望を聞くことなく、一方的に陳情を採択しました。

そして、採択後に私への事情聴取が実施されましたが、町議会には法的な判断ができないため、「法的にあり得ない」調査であったか否かは立証できず、その結果、陳情が断定した「不適切発言」についても、その事実は確認できませんでした。

つまり、この陳情の訴えは、法的な判断ができない町議会ではなく、司法機関に出されるべきだったのです。その点については、当初から私と住民団体が指摘していましたが、全く聞き入れられませんでした。

その一方で、本定例会には、次に示す2件の陳情が出されましたが、いずれも議会運営委員会で「議会に付議しない」と判断され、本定例会で審議される機会がありませんでした。

まず1件目は、「町議が刑事捜査を受けた不法投棄について究明を求める陳情書」です。具体的には、本年7月9日の全員協議会で岩山鶴美議員が、自身が保有するアパートのリフォームで出た産業廃棄物を不法投棄し、刑事捜査を受けたことを認めたことを受け、その詳細な説明を求めるものでした。

岩山議員は、過去の一般質問で、「そもそも不法投棄というのは犯罪に当たるんですね。法律で禁止されていて、決して許されない行為のはずなんです。5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられる」と発言しています。それゆえ、陳情者は、公人である議員として、岩山議員の責任は極めて重いと主張しています。

もう1件は、「議会議員が出張精算で添付した架空領収書と虚偽説明について究明を求める陳情書」です。

具体的には、一連の旅費不正に関わった岩川俊広議員に対して、架空領収書を受け取った詳細な経緯などを尋ねた上で、7月9日の全員協議会における岩川俊広議員の説明に虚偽の疑いがあるとして、さらなる説明を求めるものです。

本町議会は、この2件の陳情を本年8月10日付で受理し、その扱いについて、高橋義友議長は議会運営委員会に付託しました。そして、8月12日に開かれた議運において、いずれの陳情についても、本定例会には「付議しない」という判断がなされました。その後、陳情した2人の町民には8月13日付で結果報告が文書で郵送されましたが、「付議しない」と判断した理由については何も記載されていませんでした。

そこで、陳情者の1人が高橋議長に具体的な理由を尋ねたところ、「詳細な理由は議会事務局に聞いてほしい」と言われたため、議会事務局に確認すると、何も回答が得られませんでした。

町民の陳情を「議会に付議しない」と判断しておきながら、その理由を一切説明しないという対応は、町民の代表である町議会として絶対に許されません。

行政側が住民の権利や利益を制限する場合、行政側には、詳細な理由を説明する責務があり、これは各種の行政法で規定されています。

そこで、8月12日に開かれた議運の議事録を見ると、「付議しない」と決めた理由として次のような発言が記録されています。

まず、岩山議員については「嚴重注意に終わっている」、岩川俊広議員については「警察、検察の審査の結果が出ている」などの意見が出されています。

しかし、これらの発言をもって、陳情を「付議しない」と判断した理由だと説明しても、町民にとっては到底納得できるものではありません。

岩山議員は、全員協議会で「燃やしたという経緯は事実であります」と発言しており、公人である議員として、その詳細を町民に説明する責務があります。岩川俊広議員についても、起訴猶予処分となって詐欺の容疑事実が認められており、それ以上に刑事訴追されるおそれはありません。事件が決着した今だからこそ、公人である議員としてその詳細を町民に説明するべきです。

以上を踏まえると、今回の議運の判断は町民からの陳情を一方的に却下したものであり、陳情した町民は、「門前払いで、口封じをされた」と訴えています。そして、今回、町民が「不平等」だと感じる判断がなされたのは、請願と陳情を審査する際の基本的なルールが本町議会に存在しないことが原因です。

これ以上、合理的な理由もなく、陳情に託された「町民の声」が門前払いになることは許されません。このまま、審査基準のルールがない状態が続けば、今回と同様に、町民が「不平等」だと感じるケースが生じるおそれがあります。

多数決は民主主義の基本ですが、その決定には、憲法や各種法令に従って町民の基本的な権利が守られていることが必要不可欠です。合理的な理由もなく、「付議しない」とした根拠を説明しないまま、一方的に請願や陳情を却下することは許されません。

よって、本町議会に「請願・陳情に対する審査基準のルール策定」を速やかに実現されるよう強く要望いたします。

何とぞ御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（岩山鶴美君）

今の文言の中に、訂正していただきたいものがありますので、私は確かに自分の所有するアパートをリフォームいたしました。その際、自分の所有する畑に産業廃棄物というか、置きましたけれども、それは許可を得て置いておりましたので、不法投棄ではありません。どなたかが匿名で警察に電話を入れたことで、確かに警察のほうから連絡がありまして出向きました。そこで調べた結果、不法投棄ではないということが証明されて、警察が言われたのは、匿名の方だったので、その方に不法投棄ではありませんよという連絡のしようがありませんということも言われております。その不法投棄という文言に対して、訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

○2番（真邊真紀君）

質問の時間だと思うんですが、その事実が、今、本当かどうか分かりませんので、これ、私が決議案を出していることに対する質問の時間です。私は今は訂正しません。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております発議第1号について、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

発議第1号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、発議第1号、「請願・陳情に対する審査基準のルール策定」に関する決議について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

反対討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

賛成討論ありませんか。

○6番（渡邊千護君）

今回提案された請願・陳情に対する審査基準ルール化を求める議案について、賛成の立場で討論させていただきます。

現在の屋久島町議会には、審査基準ルールはありません。請願と陳情は、町民に保障された大切な権利であり、その審査基準がルール化されていないのは問題です。一日も早く請願と陳情に対する審査基準を定め、広く町民に示す必要があります。

本定例会には、次に示す2件の陳情が出されましたが、いずれも議会運営委員会で議会に付議しないと判断され、本定例会で審議される機会がありませんでした。1件目は、町議が刑事捜査を受けた不法投棄について究明を求める陳情です。もう1件は、議会議員が出張精算で添付した架空領収書と虚偽説明について究明を求める陳情です。

本年8月12日に開かれた議運において、いずれの陳情についても本定例会には付議しないという判断がなされました。

その後、陳情した2人の町民には8月13日付で結果報告が文書で郵送されましたが、付議しないと判断した理由については何も記載されておりませんでした。

町民の陳情を付議しないと判断しておきながら、その理由の説明を一切しないという対応は、町民の代表である町議会として絶対に許されるものではありません。行政側が住民の権利や利益を制限する場合、行政側には詳細な理由を説明する責任があります。それは各種行政法で規定されております。議会として何かを決めるとき、その判断には法律や規則などの根拠が必要になります。そして、その根拠がなければ町民に対して議会としての説明責任が果たせません。

インターネットで検索すると、全国各地の地方議会が規定した請願と陳情の審査基準が公開されています。これを機に、全国の例を参考にして屋久島町議会も請願と陳情の審査基準を早急に策定し、次の12月定例会から運用するべきだと考えております。

以上を踏まえ、この請願、陳情に対する審査基準のルール化を求める議案について賛成いたします。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

言っている意味は、それは十分理解できます。私も議員の一員として、やっぱりルールをしっかりとつくるべきではないかと意見も言いました。そういうことは言っております。

ただ、その中で今日御指摘しているように、警察、検察で結果が出たものについては

それ以上も、それ以下もないということでもあります。

1つは、警察に告発をしたその結果が出ているんでそういうものについて、もう一度、まあ、発言が食い違っていたのかということでも陳情がなされています。本人が警察、検察で言ったことが100%その場で答えられたかということも疑問でありましたけれども、そういうものについては検察審査会なりに不服申立てをすればいいんじゃないかという意見も言いました。そして、改選が目前であります。ルールについては改選後にしっかり皆さんで協議をして、二度と誤解を招かないようなルールづくりをするべきだと思っています。改選後にというようなことを思っていますので、私は今回のこの、こういうものを議員が発議をするということについても私はちょっと疑問を持っていますので、反対したいと思います。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○10番（小脇清保君）

ここに議会運営委員会の議事録を持っています。6月22日の眞邊真紀議員に対する陳情のときの議事録です。石田尾議員の発言の中に、この陳情については、私は、町民が疑念を感じて出してきたことですから、ここについてはしっかり対応すべきで、応えるべきだと、こう言っているんですね。そして、8月12日の岩山鶴美議員に対する陳情については、先程本人がこの陳情の内容について説明しましたが、許可を得ていたということで嚴重注意に終わったということからいけば、私これ何かこの陳情を取り扱うのはどうかなと思っています。町民が聞きたいのは、その許可を得た理由なんです。どういう理由で許可を得たか。そのことを説明してくださいという陳情なんです。これを付議しないということになっているんですが、もう1点、この岩山鶴美議員が許可をもらったという理由は議事録には何も載ってないんです。休憩時間の中でどの議員に説明したのか、そのことは議事録には載っていません。これが果たして正当な審議でしょうか。

それと、岩川俊広議員については、シルバー割引のことについては色々と議会でも説明して、本人も謝罪しています。これも石田尾議員の発言です。今検察の結果が起訴猶予と出ました。そういった中では非常に厳しい取調べとか、そういうのがあった結果です。そして、議事録も見ましたけれども、過去に色々な場面で説明をし、謝罪もしています。そういったことからいきますと、私はこの陳情については全員協議会を開く、このことだけについて全員協議会を開くということについては反対したいと思いますというふうに発言しているんですね。陳情者が聞いているのはシルバー割引じゃないんです。架空領収書のことを今回の陳情は聞いているんです。全く議論になっていませんよね。

総じて、私がこの結論から申し上げたいことは何を言いたいか。議会運営委員会の委員の皆さんが対象の議員を選別しているんじゃないかと。

過去に私のコロナ発言がありました。このことについても、個人的な会話を誰かが聞き耳を立てて、しかも録音テープもないようなエビデンスのはっきりしないものを議会が陳情として扱って、しかも採択するという例も私の事例でありました。

そういうふうにして、議会が民主主義の、いわゆる絶対多数ですから、民主主義の論理はそれでいいんですが、扱う議員によってその採決を左右するようなことがあっては、私はこれは数の横暴だろうというふうに思っています。

したがって、このルールづくりをつくることに何ら反対する理由はないと思いますので、ぜひ賛成をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

○15番（大角利成君）

反対の立場で申し上げます。

ルール策定に関する趣旨はよく理解しますし、賛同をするものであります。

決議の中で、審査基準のルール策定は本議会議員の現任期中に行うこととされておりますが、御承知のように9月14日告示、9月19日投開票で実施される本町の議会議員選挙等もありますし、色んなことをこの現状から判断しますというと、この1か月間内に協議、調整、作成することについては少し無理もあるのかなというふうに考えるところであります。

よって、先程申し上げましたように賛同する一人ですが、本件については町議会議員選挙後において、新しいメンバーで次回議会定例会までに十分な協議、調整をすべきと考えます。

以上です。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

次に、反対者の発言を許します。

[発言する者あり]

○議長（高橋義友君）

ほかに討論はありませんか。返事をしてください。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

これで討論を終わります。

これから発議第1号、「請願・陳情に対する審査基準のルール策定」に関する決議についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

これで締め切ります。

押し忘れはありませんか。

賛成少数です。

したがって、発議第1号、「請願・陳情に対する審査基準のルール策定」に関する決議については否決されました。

△ 日程第21 議員派遣について

○議長（高橋義友君）

日程第21、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付した会議等へ議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付をしましたとおり派遣することに決定しました。

△ 日程第22 閉会中の継続審査申し出の件について

○議長（高橋義友君）

日程第22、総務文教常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

総務文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議あり

ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第23 閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（高橋義友君）

日程第23、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時28分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員